

平成 2 8 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 8 年 8 月 3 0 日開会

平成 2 8 年 9 月 2 0 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 8 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

8 月 3 0 日

平成28年第3回北杜市議会定例会（1日目）

平成28年8月30日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 認定第1号 平成27年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定

日程第4 認定第2号 平成27年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

日程第5 認定第3号 平成27年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

日程第6 認定第4号 平成27年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

日程第7 認定第5号 平成27年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第8 認定第6号 平成27年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第9 認定第7号 平成27年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第10 認定第8号 平成27年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第11 認定第9号 平成27年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第12 認定第10号 平成27年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定

日程第13 認定第11号 平成27年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定

日程第14 認定第12号 平成27年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第15 認定第13号 平成27年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定

日程第16 認定第14号 平成27年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定

日程第17 認定第15号 平成27年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定

日程第18 認定第16号 平成27年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定

日程第19 認定第17号 平成27年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定

日程第20 認定第18号 平成27年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定

日程第21 認定第19号 平成27年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定

日程第22 認定第20号 平成27年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定

日程第23 認定第21号 平成27年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定

日程第24 認定第22号 平成27年度北杜市病院事業特別会計決算の認定

日程第25 報告第7号 平成27年度北杜市健全化判断比率報告の件

- 日程第26 報告第8号 平成27年度北杜市資金不足比率報告の件
- 日程第27 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第28 承認第5号 北杜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第29 議案第67号 北杜市子育て世代包括支援センター条例の制定について
- 日程第30 議案第68号 北杜市空き家等対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第31 議案第69号 北杜市公民館分館条例の制定について
- 日程第32 議案第70号 北杜市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第71号 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第72号 北杜市公民館条例及び北杜市社会教育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第73号 平成28年度北杜市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第74号 平成28年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第75号 平成28年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議案第76号 工事請負契約の締結について（子育て支援住宅武川団地建築主体工事）
- 日程第39 議案第77号 第2次北杜市総合計画基本構想の策定について
- 日程第40 議案第78号 動産の取得について（情報ネットワークシステム機器）
- 日程第41 選挙第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第42 選挙第3号 御座石山恩賜県有財産保護組合議員の選挙
- 日程第43 請願第1号 教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
- 日程第44 請願第2号 南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することを中止する意見書の提出を求める請願

2. 出席議員（18人）

2番 小野光一
4番 福井俊克
7番 原 堅志
9番 中山宏樹
11番 清水 進
14番 坂本 静
16番 保坂多枝子
18番 小尾直知
20番 内田俊彦

3番 齊藤功文
6番 加藤紀雄
8番 岡野 淳
10番 相吉正一
12番 野中真理子
15番 中嶋 新
17番 千野秀一
19番 渡邊英子
22番 秋山俊和

3. 欠席議員

21番 中村隆一

4. 会議録署名議員

20番 内田俊彦

22番 秋山俊和

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（29人）

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	坂本吉彦	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	赤羽久	教育長	藤森顕治
教育部長	浅川一彦	会計管理者	五味正
監査委員事務局長	横森弘一	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	篠原直樹	須玉総合支所長	中田二照
高根総合支所長	植松広	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	手塚清作	小淵沢総合支所長	岩波信司
武川総合支所長	秋山広志	白州総合支所長	神宮司浩
総務部次長	石井悠久	産業観光部次長	濱井和博
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
企画課長	小松武彦	財政課長	植村武彦
管財課長	早川昌三		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	高橋一成
議会書記	清水市三
〃	田中伸

開会 午前10時00分

○議長（千野秀一君）

改めまして、おはようございます。

議員ならびに執行部の皆さまには公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

平成28年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

今年は4年に一度のオリンピックイヤーであり、リオ開会式に次いで始まった競泳では4×200リレーで山梨県出身の江原選手が銅メダルを獲得したほか、山梨県に關係する選手14人の活躍は私たちに多くの夢と希望を与えてくれました。

4年後の2020年7月24日に開会が決定している東京オリンピックが今から楽しみであるとともに周辺地方自治体として合宿誘致や観光PRなど多方面から参画・協力し、これを1つのチャンスと捉え地域の発展に資するよう考えていかなければならないと感じています。

さて今年の夏は天候に恵まれ、各地のイベントは大変盛況でありました。しかしながらここに至りて台風が連続して発生し、19日に発生した台風10号は太平洋上で迷走しながら勢力を保ち本日、東北地方に上陸する模様であります。方向はそれでしたが、倒木など市内でも数件発生しております。これからも気象情報には十分注意する必要があると思います。

このような中、一昨日、多くの市民や関係機関のご参加のもと災害に備えた北杜市総合防災訓練が大規模に行われ、実践的な訓練が行われました。改めて日ごろの心の備えの大切さを感じたところでもあります。

今定例会は、平成27年度各会計の歳入歳出決算の認定などの議案が提出されております。議員各位におかれましては健康にご留意の上、十分な議案審議をいただきますとともに円滑な議会運営に協力をいただきたいというふうをお願いを申し上げ、あいさつといたします。

本日の出席議員数は18人であります。

定足数に達していますので、平成28年第3回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお21番議員の中村隆一議員は一身上の都合により、本日会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

はじめに議会閉会中の8月5日に上村英司君から辞職願が提出され、これを許可いたしましたのでご報告いたします。

次に、本定例会に提出する議案につき市長から通告がありました。提出議案は認定22件、報告3件、承認1件、議案12件であります。

次に、今定例会において受理した請願は2件でお手元に配布のとおりであります。

次に7月13日に羽村市議会との研修交流事業を実施し、全議員が参加いたしました。

次に8月9日、経済環境常任委員会が丘の公園の森林伐採について所管の調査を実施し、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に8月10日、山梨県市議会議長会議員合同研修会が昭和町で開催され、議員18名が参加いたしました。

次に8月23日、文教厚生常任委員会が開催され委員長に岡野淳君、副委員長に保坂多枝子君が互選されました。

次に監査委員から4月から6月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に峡北広域行政事務組合議会からご報告がございます。

峡北広域行政事務組合 中嶋新君、報告をお願いいたします。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

平成28年第2回峡北広域行政事務組合議会臨時会です。報告をいたします。

平成28年第2回峡北広域行政事務組合議会臨時会が8月1日に開催され齊藤功文議員、福井俊克議員、加藤紀雄議員、岡野淳議員、中山宏樹議員、清水進議員、保坂多枝子議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員と私の10人が出席しました。

審議しました議案の概要についてであります。

提出された議案は報告案件2件、契約案件1件、人事案件1件の計4案件であります。

まず、報告案件についてであります。

最初に報告第6号 繰越明許費繰越計算書（常備消防特別会計）についてであります。

平成27年度の常備消防特別会計予算を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告がありました。

次に報告第7号 繰越明許費繰越計算書（ごみ処理特別会計）についてであります。

平成27年度のごみ処理特別会計予算を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告がありました。

次に契約案件についてであります。

議案第29号 高規格救急自動車購入契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第8号、ならびに峡北広域行政事務組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分を定める条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があることから提出されたものであります。

契約内容につきましては契約金額 2,803万5,720円。契約の相手方 甲斐日産自動車株式会社 代表取締役 井上俊和。納入期日 平成29年1月31日。配備場所 葦崎消防署であります。

次に人事案件についてであります。

議案第30号 峡北広域行政事務組合監査委員の選任については監査委員 小浦宗光氏の任期が平成28年5月18日をもって満了となったことに伴い、後任者の選定について議会の同意を得る必要があるため提出され、新たに有泉庸一郎氏を監査委員に選任したものであります。

以上2議案、いずれも原案のとおり可決・同意されました。

以上で報告を終わります。

○議長（千野秀一君）

次に峡北地域広域水道企業団議会からご報告がございます。

峡北地域広域水道企業団 坂本静君、報告をお願いいたします。

坂本静君。

○14番議員（坂本静君）

平成28年第2回峡北地域広域水道企業団議会8月定例会の報告を行います。

峡北地域広域水道企業団議会定例会の報告をさせていただきます。

平成28年第2回峡北地域広域水道企業団議会8月定例会が8月26日、午後2時より企業団事務所議場において開催され小野光一議員、原堅志議員、野中真理子議員、小尾直知議員、渡邊英子議員と私の6名が出席し中村隆一議員につきましては所用により欠席をいたしました。

今定例会に白倉政司企業長から提出された案件は条例案件2件、決算の認定案件1件、報告案件1件の計4件であります。

概要について説明いたします。

はじめに条例案件であります。

まず議案第7号 峡北地域広域水道企業団水道用水供給条例の一部改正については、企業団における総合的なコスト削減が見込まれることとなったことに伴い、給水料金の単価値下げ（1立方メートル当たり税抜き100円から98円）を行うために所要の改正を行うものであります。

次に議案第8号 峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部改正については、地方公営企業法第40条の2の規定に基づいて作成する業務状況報告書の中において明らかにすべき内容および公表の時期について明文化するため、所要の改正を行うものであります。

次に決算の認定案件であります。

議案第9号 平成27年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてであります。平成27年度の収益的収支における水道事業収益の決算額は14億6,705万1,701円であり、給水収益の11億680万3,980円が主なものであります。

なお、年間総供給量は81万2,682立方メートルであり、そのうち北杜市へは年間474万6,802立方メートルを供給し、給水料金は7億162万2千円となりました。また北杜市の基本水量に対する使用率は約73.1%であり、前年度と比較しますと約4.2%の減となりました。

一方、水道事業費用の決算額は12億5,504万7,415円であり、その主なものは営業費用の11億5,097万1,048円であります。

これらの状況から当年度純利益は2億1,055万7,967円となり、その他未処分利益剰余金変動額の4,435万498円を加えた当年度未処分利益剰余金は2億5,490万8,465円となりました。

なお、当年度純利益2億1,055万7,967円につきましては、次年度以降の企業債償還金及び建設改良費に充当するため減債積立金及び建設改良積立金として処分し、その他未処分利益剰余金変動額の4,435万498円については、資金的収支における不足額への補填財源として自己資本金へ組み入れるものであります。

次に資金的収支につきましては、企業債元金償還分としての構成市からの出資金であります3,638万7千円の収入に対し塩川系ITV制御装置更新工事実施設計業務委託、大門系増圧ポンプ場電動仕切弁更新工事など、総額5,591万2,300円の施設整備費を執行したほか2億367万1,848円の企業債元金を償還した結果、合計2億5,958万4,148円の支出となりました。

なお、資金的収入額が資金的支出額に不足する額については、当年度分消費税及び地方消費税資金的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填して

おります。

次に報告案件でありますが報告第1号 平成27年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計経営健全化の審査についてであります。

これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して議会に報告するものでありますが、平成27年度決算に基づく資金不足比率につきましては、流動負債に対して流動資産が大きいことから資金不足は生じていない旨、報告がされました。

以上、今回企業長から提出された諸議案につきましては、いずれも原案のとおり可決および認定されました。

なお、今定例会における一般質問の通告はありませんでした。

以上で報告を終わります。

一部、報告に間違いがございましたので訂正をさせていただきます。

2枚目の上から7行目になりますが、数字の間違いでございます。年間総供給量は81万2,632立方メートルと報告をいたしましたが、正確には801万2,632立方メートルになります。訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

○議長（千野秀一君）

以上で諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（千野秀一君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

19番議員 渡邊英子君

20番議員 内田俊彦君

21番議員 中村隆一君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

訂正をいたします。

会議録署名議員の指名であります。

21番議員 中村隆一君を指名いたしましたが、本日欠席でありますので22番議員 秋山俊和君をお願いをいたします。

○議長（千野秀一君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日8月30日から9月20日までの22日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月20日までの22日間とすることに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第3 認定第1号 平成27年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第40 議案第78号 動産の取得について（情報ネットワーク機器）までの38件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成28年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに提出いたしました案件につきましてその概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年は平年より7日遅い梅雨明けとなり、その後は猛暑も続き米への影響も心配されました。しかし梨北米も黄金色に輝き始めており、豊作を期待するところであります。

またリオ・オリンピックにおいて、日本選手のメダル獲得で列島が一喜一憂するとともに選手から大きな感動と勇気をいただいたところであります。

ここで、私の政治姿勢について申し上げます。

25歳でこの道に入り44年、生みの親が「金丸信」、育ての親が「山梨県民」。ふるさとは「北巨摩」であり「北杜市」です。そして良いふるさとに生まれ育ったことを喜び・誇りに思ってきました。

私は国会議員秘書、県議会議員、北杜市長を通じてさまざまな分野の多くの人たちに出会うことができ、その出会いは私にとって喜びであり、誇りであり、励みであり財産であります。

全身全霊でいろいろ体験した思い、その一つひとつが私の心の肥やしとなり多くの人の恩に報いるように生きようと、さらには国から地方に生きてきた小さなバッジ族の思いをふるさとに具現化したいとの思いでした。

平成16年11月、「新しい時代の新しいふるさとをつくろう」と誕生した北杜市の初代市長として私は市民の皆さまの温かいご支持をいただき市政執行の重責を担うことになりました。

「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」の実現に向け、8つの杜づくりを施策の柱に掲げ常にチャレンジ精神と改革意識を持ち、ベンチャー自治体北杜市としてその礎を築き、力みなぎるふるさとをつくるため、「市民と共に」を基本に市議会と両輪となり、職員と一緒に市政運営に全力で邁進してまいりました。

そして人口減少と少子高齢化が進む中、財政の健全化を一丁目一番地と位置づけ、後世に負を残さない、持続可能な自治体を目指し骨太な北杜市をつくるため、行財政改革に取り組んでまいりました。その結果、大幅な改善により財政状況が県内で上位となり、国・県からも高い評価をいただいております。

市民や職員に痛みが伴っていることも事実でありますので、ご理解・ご協力をいただいたことに心より感謝を申し上げます。

一方でふるさとづくりは人づくりと原っぱ教育を提唱し、不屈の精神と大志を持った人材を理念に「夢を持ち、未来を切り拓く心身ともにたくましい北杜っ子」の育成に努めてまいりま

した。

また、介護保険料は高齢化率が35%と高くても基準月額4千円と県内では最も低い状況であります。これは元気老人が多く健康長寿であるということで、介護予防による成果とも考えております。

少子化による人口減少も大きな課題であることから、保育料の第2子以降完全無料化や子育て支援住宅、子育て世代マイホーム補助金などの子育て支援策、移住定住へ積極的に取り組んでまいりました。

さらに就労の場の確保のために、9社のベンチャー企業等や20社の企業型農業生産法人を誘致するとともに集落営農組織の育成により17の農事組合法人が設立され、本市の農業を牽引しております。

こうした中で首都圏から移住してみたい県として山梨県が最上位を争う中、本市への移住希望者は圧倒的に多く、存在感ある自治体、注目される北杜市となってきました。

多くの団体や市民の皆さまから激励と「引き続き市政を担当せよ」との要請をいただき、感謝の言葉ありません。

しかしながら、私はかねてから「首長は長くはしない」と言ってきました。そして市長として12年を迎えるに至った今、政治家として筋を通し、また健康面もあり、北杜市の将来を新たな体制に託すこととしました。

課題も多いが夢も多い北杜市であります。与えられた期間、誠心誠意取り組み、今後も全力を傾注してまいりますので皆さまのご理解をお願い申し上げます。

さて、明野サンフラワーフェスを皮切りに八ヶ岳ホースショーinこぶちさわ、大泉ふるさと夏祭り、北杜ふるさと祭り、明野ふるさと納涼まつり、甲斐駒エリアふるさと祭りを開催し、民間でも清里フィールドバレエ、八ヶ岳薪能など一流の芸術文化事業が行われ、多くの皆さまに楽しんでいただいたところであります。

これから八ヶ岳ロードレース、須玉甲斐源氏祭り、ポールラッシュ祭、台ヶ原宿市、浅尾ダイコンまつり、甲斐駒の里名水まつりや市内各地で体育祭、文化祭など数多くのイベントが開催されます。市民の皆さまをはじめ、多くの観光客が一流の田舎まちに触れていただくことを期待するところであります。そしてまた「北杜市は第2・第3のふるさとだ」という人をたくさんつくりたいと思います。

ところで先月、市販日本酒の世界大会で山梨銘醸の大吟醸が3位に入賞しました。日本一の名水がある北杜市の魅力をお酒を通じて広めていただきたいと思います。

一方、高根東小学校自転車クラブが第51回交通安全子ども自転車全国大会において県代表として20年連続、38回目の出場を果たし総合18位に、個人の部においても川上理湖さんが8位に入賞しました。また中学生の硬式野球チーム 北杜ボーイズが第47回日本少年野球選手権大会において、県代表として2年連続2回目の出場を果たし子どもたちの大きな自信につながったものと思います。

次に市政の状況について申し上げます。

はじめに、地方創生についてであります。

総合戦略に掲げた事業において年度目標を7割以上が達成しており、先月27日のふるさと創生会議で委員から高い評価をいただいたところであります。

本年度も北の杜フードバレーの構築、世界に誇る水の山ブランドや日本版DMOの推進に加

え、地方創生推進交付金（新型交付金）を活用した取り組みについても過日、国の事業認定があったことから増富地区のラジウム温泉、さらにパワースポットを活用した「健康」「交流」「癒し」の事業に今後3年間取り組んでまいります。

このほか、実践型地域雇用創造事業の国への提案や東京での合同就職面接会などの雇用対策にも新たに取り組んでいくこととしております。

今後もベンチャー自治体として国の新たな制度にも積極的に取り組むことにより、本市の魅力を高め、定住人口の確保を図るなど地方創生を強化してまいりたいと考えております。

次に、第2次北杜市総合計画の策定状況についてであります。

今月8日に開催された第5回北杜市総合計画審議会において、総合計画基本構想（案）についての答申をいただき、人口減少・少子高齢社会に対応した取り組みの強化や市の一体感の醸成を図るために、人と人との結びつきを重視したまちづくりの取り組みなど5項目の配慮を求められました。いずれの項目についても重く受け止め、本定例会でご審議いただく基本構想（案）に反映したところであります。また基本構想に基づき、来年度から5年間の前期基本計画についても8つの杜づくりに位置づける施策の体系を同審議会にお示し、今後審議をお願いすることとしております。

次に健全化判断比率、ならびに普通交付税についてであります。

合併時から重点的に財政の健全化に取り組んできた結果、健全化判断比率の実質公債費比率が昨年度の11.0%から1.9ポイント改善して9.1%となり、将来負担比率も昨年度の26.9%から21.8ポイント改善して5.1%となり、近年では県内13市の中でも上位に位置するまでの大幅な財政健全化を図ることができました。

一方で本市の普通交付税として本年度102億2千万円余が決定されましたが、合併特例措置の段階的縮減に加え、税収増や国勢調査人口の減少の影響などにより、対前年度比で約9億円の減、臨時財政対策債と合わせた実質交付税ベースでは、対前年度比で約12億円の減となりました。

合併に伴う特例措置のすべてがなくなった段階での影響額は、約25億円と見込まれることから、平成31年度までの特例措置期間内において総合戦略に掲げる諸事業を重点的に展開する一方、特例措置終了を見据え、引き続き行財政改革を進め持続可能な財源確保に努めてまいります。

次に、総合防災訓練についてであります。

今月28日には多くの市民のご参加により、小淵沢総合スポーツセンターを会場に総合防災訓練を実施しました。

陸上自衛隊や北杜警察署、富士見高原病院、東京都の羽村市などの関係機関に加え多くの市民団体の皆さまにもご協力をいただき避難者の誘導、避難所等の開設・運営、物資の輸送、炊き出し訓練など行政と市民が一体となった訓練を行いました。

会場では防災ラジオについてもエフエム八ヶ岳のご協力のもと、有事を想定した自動起動による試験放送を実施したところであります。

災害対策の基本は自助・共助・公助、そして互助であり、これが一体となっはじめて市民の皆さまの安全が守られるものと考えております。

今回の訓練により、市民の皆さまのさらなる防災意識の向上が図られたものと期待しております。

次に、北杜高校との連携協定についてであります。

北杜高校と本市は相互に連携し地域振興と人材育成に寄与するとともに、両者の発展に資することを目的とした連携協定を先月１９日に締結いたしました。

その中で今月１日、昨年に続き同校サッカー部の生徒６０名が高齢化の進む増富地区においてゴミ拾いなどの環境整備活動に取り組みました。大変ありがたいことであり、生徒の方々が将来、地域を担う人材として育つことを願うものであります。

次に、子育て世代の移住定住に向けた取り組みについてです。

総合戦略において、子育て世代の新たな住まいづくりを支援する北杜市子育て世代マイホーム補助金は昨年１０月の制度開始から、これまでに１４２件で１億８千万円を超える計画書の提出をいただき、そのうち市外の方からは２９件となっております。

次に、子育て支援住宅整備事業についてであります。

大泉団地は来年１月に入居開始となることから入居者の募集を行ったところ、１８戸の入居枠に対し市内外合わせて３７世帯の応募がありました。多くの申し込みをいただき大変ありがとうございます。また武川団地については本年１０月に建築工事に着手し、平成３０年１月の入居開始に向け、事業を進めてまいります。

次に、北杜市移住定住お試し住宅についてであります。

本市での生活を体験できる機会を提供するための移住定住お試し住宅は、本年６月の運用開始からこれまでに１２件の利用があり「滞在中、市民の方が親切にしてくれた」「近所の方のあいさつが気持ちよかった」など本市に対して好印象な感想を数多くいただいております。今後も多くの方に体験利用していただき、移住定住につながることを期待するところでもあります。

次に認知症初期集中支援チームについてであります。

認知症の方やその家族へ早期に関わり支援するため、専門医や社会福祉士などさまざまな職種で構成された認知症初期集中支援チームを甲陽病院に設置したところであります。

認知症の早期診断・早期対応をすることにより、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう取り組んでまいります。

次に、上下水道料金徴収等業務の民間委託についてであります。

上下水道事業の平成３２年４月の地方公営企業法適用へ向けた取り組みとして、事業の効率化と安定した事業継続を図るため、検針や料金徴収といった業務の民間委託を進めています。

来年４月からは市役所本庁に上下水道お客様センターを開設し、民間委託による料金徴収等を行ってまいります。

次に世界に誇る水の山についてであります。

８月１日は水の日、８月１１日が山の日であることから、その間を本市では水の山ウィークと位置づけ、水の山北杜ブランドを推進したいと考えております。

今月１日には水の山フォーラムを開催し、さらにウィーク中はツアーやマルシェ、キャンプ、映画祭等を開催し、多くの方々に水の山の魅力に触れていただきました。

今後、これらの取り組みを発信するための水の山ホームページのリニューアルや世界に向けた発信を行うためのプロモーション映像の作成等を行い、世界に誇る水の山北杜ブランドのさらなる推進を図ってまいります。

次に、明野ジビエ肉処理加工施設についてであります。

北杜市野生鳥獣害対策協議会が事業主体となり、特定鳥獣のニホンジカを食用肉に加工する

明野ジビエ肉処理加工施設が6月11日に開所しました。増加する鳥獣害の対応策として捕獲したシカを有効活用することにより、地域の活性化が図られるものと期待しているところであります。

今後、市では峡北猟友会が行う管理捕獲を支援しながら、地域の特産品としての商品開発を進め販路拡大や商品のPRなどを行い、鳥獣害対策のさらなる推進を図ってまいります。

次に、芸術文化事業についてであります。

改修を進めておりました八ヶ岳やまびこホールが完成したことから、リニューアルオープン第一弾として今月16日にボアヴェールトリオによるコンサートを開催し、多くの市民の方に鑑賞いただいたところであります。

今後、同ホールでは「陸上自衛隊第1音楽隊コンサート」、「高嶋ちさ子12人のヴァイオリンソロコンサート」、市内小中学生に一流の芸術体験してもらうための「ウインド・アンサンブルコンサート」などを予定しております。

ふるさとに居ながらにして本物に触れ、一流に接する機会は北杜市のグレード、ふるさとの品格が高まり、市民においても肥やしとなる大切なことでありますので今後も市内3ホールを中心に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は報告案件3件、認定案件22件、承認案件1件、条例案件6件、補正予算案件3件、契約案件1件、その他案件2件の合計38案件であります。

はじめに、報告案件についてであります。

報告第7号および報告第8号については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成27年度北杜市健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

次に報告第9号については、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定について専決処分したので、これを議会に報告するものであります。

続いて、認定案件についてであります。

認定第1号 平成27年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から認定第22号 平成27年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの22案件については、地方自治法第233条および地方公営企業法第30条の規定により、監査委員の意見を付けて議会に認定をお願いするものであります。

続いて、承認案件についてであります。

承認第5号 北杜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについては、地方自治法の規定により専決処分したので議会に報告し承認を求めるものであります。

続いて、条例案件についてであります。

議案第67号 北杜市子育て世代包括支援センター条例の制定については、母子保健および子育て支援事業を一体的に行うことにより、妊娠準備期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な子育て支援を提供する北杜市子育て世代包括支援センターを設置することから条例を制定するものであります。

次に議案第68号 北杜市空き家等対策の推進に関する条例の制定については、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、条例を制定するものであります。

次に議案第６９号 北杜市公民館分館条例の制定については、地域住民の生涯学習の推進を図るため地域の公民館分館の名称、位置等に関する事項について定める必要があることから条例を制定するものであります。

次に議案第７０号 北杜市税条例等の一部を改正する条例については地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部が改正されたことから所要の改正を行うものであります。

次に議案第７１号 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域密着型通所介護および療養通所介護に関する基準を新たに規定するほか、その他所要の改正を行うものであります。

次に議案第７２号 北杜市公民館条例及び北杜市社会教育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

北杜市公民館条例では、地域の集会所機能を有する社会教育法に規定する公民館類似施設を公民館と位置づけているため、これを改めることおよび法に基づく公民館を北杜市社会教育施設に設置すること等から所要の改正を行うものであります。

続いて、補正予算案についてであります。

議案第７３号 平成２８年度北杜市一般会計補正予算（第３号）は、子育て世代の移住定住人口の増加を図るため、昨年度創設した子育て世代マイホーム補助金について当初の想定を超えた申請が見込まれること、予防接種法施行令の改正に伴い定期予防接種にＢ型肝炎ワクチンを導入することおよび農地集積・集約化による農地の有効活用と農業型企業の参入促進を図るため、農業基盤整備や附帯工事を行うことなどから所要の経費を計上することとし、一般会計の補正額は４億５，１８３万６千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ３３５億８，６１６万円となります。

次に議案第７４号 平成２８年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてであります。

高額な医療費の増加に対応するための共同事業医療費拠出金の増額および国民健康保険改革に向けたシステム改修等のため１億１，４７５万５千円を追加し、歳入歳出それぞれ７５億７，２０１万３千円とするものであります。

次に議案第７５号 平成２８年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第１号）についてであります。

過年度の介護給付費、地域支援事業費の精算に伴う返還金および介護保険施設等への介護ロボット等導入費補助金として８，２０８万４千円を追加し、歳入歳出それぞれ４２億２，６７６万円とするものであります。

続いて、契約およびその他案件についてであります。

議案第７６号 工事請負契約の締結（子育て支援住宅武川団地建築主体工事）および議案第７８号 動産の取得（情報ネットワークシステム機器）については、地方自治法ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に議案第７７号 第２次北杜市総合計画基本構想の策定については、北杜市議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

ちょっとお聞き苦しい点をお許し願いたいと思います。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきましてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

市長の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

10分間の休憩。再開は11時7分まで休憩。10分間休憩です。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長（千野秀一君）

再開いたします。

次に認定第1号から認定第22号までの一般会計および各特別会計の決算の認定22件について、補足説明を求めます。

五味会計管理者。

○会計管理者（五味正君）

それでは、今議会に提出されました平成27年度の北杜市における各会計の決算認定に関する案件につきまして、ご説明申し上げます。

北杜市における各会計の決算につきましては地方自治法第233条、地方公営企業法第30条および北杜市財務規則第134条の規定に基づきまして処理を行いました。

また監査委員による決算審査は、平成28年7月12日から8月3日までの間の6日間にわたり実施され、決算に対する意見書を8月3日付けでいただいたところであります。

今定例会において認定をいただく案件につきましては、平成27年度の一般会計をはじめ特別会計および病院事業特別会計、合わせて22案件であります。

まず認定第1号 平成27年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は市税の72億4千万円余りをはじめ地方交付税123億3千万円余り、国県支出金48億7千万円余りなど、歳入合計は327億7,193万6,577円でありました。

また歳出は子育て支援住宅整備事業 大泉団地、放課後児童クラブ整備事業 高根西・大泉、子育て世代マイホーム補助金などの事業が行われ、歳出合計は313億6,876万4,489円で歳入歳出差引額は14億317万2,088円となりました。

次に認定第2号 平成27年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は保険税の14億4千万円余りをはじめ国庫支出金14億9千万円余り、前期高齢者交付金17億3千万円余りなど合計で74億9,208万6,473円でありました。

歳出は保険給付費の43億5千万円余りなど合計で72億1,631万7,971円となり、翌年度への繰越額は2億7,576万8,502円となりました。

次に認定第3号 平成27年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は保険料の3億6千万円余りなど、合計で5億4,417万9,230円でありました。

歳出は後期高齢者医療広域連合納付金の5億3千万円余りなど、合計で5億4,415万9,407円となり翌年度への繰越額は1万9,823円となりました。

次に認定第4号 平成27年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は保険料の7億8千万円余り、国庫支出金の8億8千万円余りなど合計で38億2,758万4,591円でありました。

歳出は保険給付費の34億3千万円余りなど、合計で36億8,781万4,254円で翌年度への繰越額は1億3,977万337円となりました。

次に認定第5号 平成27年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入はサービス収入の1千万円余りなど歳入合計は1,574万3,182円でありました。

歳出は総務費の865万1,079円で、翌年度への繰越額は709万2,103円となりました。

次に認定第6号 平成27年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は使用料及び手数料の10億6千万円余り、繰入金の7億5千万円余りなど合計で22億8,062万5,217円でありました。

歳出は水道管理費の11億3千万円余り、公債費の7億2千万円余りなど合計で22億5,282万2,455円となり、翌年度への繰越額は2,780万2,762円となりました。

次に認定第7号 平成27年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は使用料及び手数料の4億8千万円余り、繰入金の14億円余りなど合計で26億3,552万6,097円でありました。

歳出は公債費の18億3千万円余りなど、合計で26億1,219万138円で翌年度への繰越額は2,333万5,959円となりました。

次に認定第8号 平成27年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は使用料及び手数料の1億2千万円余り、繰入金の5億5千万円余りなど合計で9億1,428万4,201円でありました。

歳出は公債費の6億4千万円余りなど合計で8億9,593万6,002円となり、翌年度への繰越額は1,834万8,199円となりました。

次に認定第9号 平成27年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は売電収入の1億1千万円余りなど合計で1億4,641万776円でありました。

歳出は総務費の3,800万円余り、基金積立金の9,200万円余りなど合計で1億3,110万708円となり、翌年度への繰越額は1,531万68円となりました。

次に認定第10号 平成27年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は診療収入の1億円余りなど合計で1億2,645万903円でありました。

歳出は総務費の5,300万円余り、医業費の3,300万円余りなど合計で9,520万

9, 796円となり、翌年度への繰越額は3, 124万1, 107円となりました。

次に認定第11号 平成27年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は診療収入の8, 700万円余りなど、合計で9, 966万9, 750円でありました。

歳出は総務費の6, 400万円余り、医業費の2, 100万円余りなど合計で9, 137万6, 198円となり、翌年度への繰越額は829万3, 552円となりました。

次に認定第12号 平成27年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入の1, 900万円余りなど、合計で2, 018万6, 732円でありました。

歳出は土地開発費の2, 018万6, 732円で翌年度への繰越額はありません。

次に認定第13号 平成27年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰越金、繰入金など合計で2, 820万2, 403円であり、歳出は4つの財産区管理会の管理費など合計で2, 056万555円となり、翌年度への繰越額は764万1, 848円となりました。

次に認定第14号 平成27年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰越金、諸収入など合計で5, 499万9, 081円であり、歳出は8つの財産区管理会の管理費など合計で1, 948万9, 508円となり、翌年度への繰越額は3, 550万9, 573円となりました。

次に認定第15号 平成27年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は県支出金、財産収入、繰越金など合計で1億1, 445万7, 208円であり、歳出は8つの財産区管理会の管理費、諸支出金など合計で7, 541万6, 180円となり、翌年度への繰越額は3, 904万1, 028円となりました。

次に認定第16号 平成27年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰越金など合計で1, 374万3, 134円であり、歳出は3つの財産区管理会の管理費など合計で805万6, 861円となり、翌年度への繰越額は568万6, 273円となりました。

次に認定第17号 平成27年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は県支出金、繰越金など合計で426万3, 299円であり、歳出は2つの財産区管理会の管理費など合計で176万7, 963円となり、翌年度への繰越額は249万5, 336円となりました。

次に認定第18号 平成27年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は県支出金、繰越金など合計で437万3, 312円であり、歳出は3つの財産区管理会の総務費で合計で240万4, 494円となり、翌年度への繰越額は196万8, 818円となりました。

次に認定第19号 平成27年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は繰越金、諸収入など合計で187万9,431円であり、歳出は5つの財産区管理会の管理費など合計で113万5,693円となり、翌年度への繰越額は74万3,738円となりました。

次に認定第20号 平成27年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は繰越金、諸収入など合計で401万3,759円であり、歳出は5つの財産区管理会の管理費、交付金など合計で177万1,986円となり、翌年度への繰越額は224万1,773円となりました。

次に認定第21号 平成27年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰入金、繰越金など合計で9,799万2,228円であり、歳出は総務費、事業費など合計で6,323万1,302円となり、翌年度への繰越額は3,476万926円となりました。

最後に認定第22号 平成27年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に関する件であります。

まず収益的収入、決算額は36億4,577万2,533円。収益的支出、決算額は36億4,516万6,101円であり、差引60万6,432円となりました。

また資本的収入、決算額は1億8,675万1,539円。資本的支出、決算額は5億7,656万9,937円であり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億8,981万8,398円は損益勘定留保資金で補てんしました。

以上、平成27年度の各会計の歳入歳出決算についての概要説明になります。よろしくご審議を賜りご認定いただきますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（千野秀一君）

補足説明が終わりました。

次に認定第1号から認定第22号までの22件の決算審査の結果について、代表監査委員から意見書の報告を求めます。

三井代表監査委員。

○代表監査委員（三井英雄君）

北杜市代表監査委員の三井でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成27年度北杜市一般会計・特別会計歳入歳出決算および基金運用状況を審査した結果について、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項および同法第241条第5項、ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定により決算審査に付された会計については、

平成27年度北杜市一般会計歳入歳出決算

平成27年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

平成27年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成27年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算

平成27年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算

平成27年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
平成27年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算
平成27年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
平成27年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算
平成27年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算
平成27年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算
平成27年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算
平成27年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算
平成27年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算
平成27年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算
平成27年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算
平成27年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算
平成27年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算
平成27年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算
平成27年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算
平成27年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算
平成27年度北杜市病院事業特別会計決算

の22会計でございます。

この22会計の決算について平成28年7月12日から8月3日の間、北杜市役所において審査のために提出された決算書類について帳簿と証拠書類等に基づき平井求監査委員、渡邊英子監査委員、そして私の3名で決算審査を実施いたしました。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確認し、これらの計数の正確性を検証するため関係諸帳簿、その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査を実施したほか必要と認めた項目の審査を実施いたしました。

一般会計、特別会計および歳入歳出外現金、ならびに基金運用状況を審査した結果、決算はその計数に誤りはなく諸帳簿、証拠書類も整備され、決算計数は正確でありました。

なお、各会計の決算については、お手元に配布されております決算書に添付された意見書のとおりでございます。

さて、国においては地方創生が内政の柱となっております。さらなる地方創生を推進するため本年4月から地方創生推進交付金、いわゆる新型交付金や地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税などの制度を創設しました。

新型交付金は地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものに対して複数年にわたる財政支援が確約されるものであり、市民や本市を訪れる人たちのニーズに応えるべく地方創生の取り組みを推進することが必要であります。

また、企業版ふるさと納税についても本市のサポーターとなってくれる企業の輪をさらに広げる制度として、その活用が図られることが重要であります。

一方、これからの地方自治体は市税などの自主財源の大幅な増加が見込めない中、限られた財源により多様化する行政課題に対し、いかに効率的な財政運営を執行するか、従来にも増して求められているところであります。

まちの魅力を高め市民が将来にわたって安心して暮らし続けられる施策に取り組み、急激な人口減少や少子高齢化など厳しい現実の中で定住人口の維持・増加を図りながら「住み続けたまち、住んでよかったまち」を目指し、持続可能で活力あるまちづくりを推進することが求められております。

このような中、本市の平成27年度決算に目を向けますと市債残高は着実に減少し、基金残高は着実に増加しております。また実質公債費比率は9.1%、将来負担比率は5.1%と過去最低の比率となり、財政健全化に向けた努力が如実に数値に表れており、評価に値するところであります。

しかしながら平成27年度の市債残高は一般会計244億円、特別会計429億円、合計では673億円であり、依然として多い状況にあります。

本市は今年で合併12年を迎えております。市の財政状況は少子化による人口減少・高齢化の進行に伴う市税の減収、合併特例措置終了に伴う地方交付税の段階的縮減等により今後も厳しい財政運営が続くものと予想されます。これまでも財政の健全化を最重要課題として位置づけ第1次から第3次の行財政改革大綱により効率的・効果的に行財政課題に取り組み、健全な市財政の確立に向けて一定の成果を上げてきました。

しかしながら生産年齢人口の減少による市税の減収や地方交付税の段階的縮減の影響下、公共施設などの老朽化に伴う維持・更新費用の増加や年々増加する社会保障費など新たな行財政課題があり、将来にわたって持続可能な行財政運営が求められております。

このことと同時に職員一人ひとりがさまざまな知恵を出し合い、北杜市の潜在資源等を最大限活用して「ふるさと自分たちで守り築く」の基本理念のもとに課題意識や改革の目的を市民と共有するとともに、市民の視点に立った行財政課題の解決に一層取り組む必要があるものと考えます。そのためにも、来年度以降に向けた新たな改革項目を加えた第四次北杜市行財政改革大綱を策定して、これまでの行財政改革の取り組みを継承しつつ着実に推進されることを強く望みます。

結びに当たり本市の日本一美しい自然や文化、そして豊富な財産を活用して住民福祉の増進に努め市民が安心して暮らせる人と自然と文化が躍動する環境創造都市、一流の田舎町・北杜市を切望して平成27年度決算審査の報告とします。

○議長（千野秀一君）

代表監査委員の報告が終わりました。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第22号までの22件、承認第5号の1件、議案第70号および議案第75号の2件につきましては、決算特別委員会および所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第22号までの22件につきましては決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第22号までの22件につきましては決算特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長において19人の全議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました19人の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました決算特別委員会委員は本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長の互選をされますよう、ここに招集いたします。

場所は議員全員協議会室で開催いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時55分といたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時55分

○議長(千野秀一君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、三井代表監査委員は一身上の都合により退席したい旨、申し出がありましたのでこれを許可いたしました。

休憩中に決算特別委員会を開催し、委員長および副委員長が決まりました。

決算特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますのでご報告いたします。

委員長に秋山俊和君、副委員長に岡野淳君。

以上のとおり決算特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

ただいま議題となっております承認第5号および議案第70号、議案第71号の3件は会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時30分

○議長(千野秀一君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議題となっております報告第7号 平成27年度北杜市健全化判断比率報告の件、報告第8号 平成27年度北杜市資金不足比率報告の件、報告第9号 専決処分の報告について

て（損害賠償額の決定）の以上3件について内容説明を順次、担当部長に求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

報告第7号 平成27年度北杜市健全化判断比率報告の件についてでございます。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき平成27年度決算にかかる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率の4つの健全化判断比率について、別紙の監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

なお、地方公共団体財政健全化法につきましては、財政破綻団体が出ることを未然に防ぐために財政状況を把握しようとするものでございます。

まず実質赤字比率についてですが、普通会計が赤字になっているかどうかを示す指標でございます。本市の場合は普通会計と一般会計の範囲が一致しており、一般会計が赤字ではございませんのでここには数値が入ってきておりません。

次に連結実質赤字比率についてでございます。

普通会計および特別会計を合わせた全会計が赤字になっているかどうかを判断する指標でございますが、北杜市は赤字ではないためここにも数値は入ってきておりません。

次に実質公債費比率でございますが、全会計および一部事務組合にかかる公債費の財政負担を3カ年平均で示す指標でございます。

平成25年度から27年度までの3カ年の平均値は9.1%で昨年度の11.0%から1.9ポイント改善しております。このことはこれまでの財政健全化への取り組みの成果が表われたものと考えております。

また実質公債費比率が18.0%を下回りますと、過疎対策事業債などの一部の公的資金債を除き、民間資金債などを発行する場合に知事への起債協議が不要となる制度となっておりますので、本市については協議対象となる一部の公的資金債を除き、そのほかの民間資金債などにつきましては、県知事への届け出のみで起債できる状況となっているものでございます。

次に将来負担比率でございますが5.1%となっております。全会計、一部事務組合および出資法人に関して返済や支払いが将来において必要となる負担の合計額が一般財源の総額に対して、どの程度の割合であるかを示す指標でございます。昨年度の26.9%から21.8ポイントの大幅改善となっており、将来負担額が一般財源総額の1年分であることを意味します100%を大きく下回る数値となっております。

なお、表の下段の括弧書きの各数値につきましては上の段が早期健全化基準でございまして、いわゆるイエローカードに相当する数値となっており、下の段が財政再生基準でございまして財政再生計画の策定が義務づけられるレッドカードに相当する数値となっているものでございます。

以上が健全化判断比率の報告でございます。

続きまして報告第8号 平成27年度北杜市資金不足比率報告の件について、ご説明を申し上げます。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成27年度決算にかかる資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

資金不足比率とは公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるのか、つ

まり赤字がどれだけあるのかを示す指標となります。本市におきましては表にございます病院事業特別会計ほか5会計が対象となりますが、いずれの会計も資金不足はございませんので数値は入ってきておりません。

公営企業につきましては会計ごとに財政健全化基準が定められており、その数値は20.0%以上とされております。この数値以上となった場合には、先ほどの健全化判断比率の指標で説明いたしましたイエローカードに該当するため、経営健全化計画の策定が義務づけられることとなります。

資金不足比率の報告につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）であります。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものがあります。

2ページをご覧ください。

専決第1号。

北杜市立甲陽病院の医療行為に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分日は平成28年6月22日。

損害賠償の額 41万7千円

損害賠償の相手方 東京都東久留米市所在の男性です。

損害賠償の理由 相手方である男性は平成27年10月19日午前10時ごろ、北杜市大泉町の別荘敷地にある木から転落し、甲陽病院に救急搬送されました。同病院職員は相手方男性のケガの状況を診断するため、MRI撮影を行いました。その際、相手方男性の補聴器の装着状況について確認が不十分であったため補聴器を破損させてしまいました。

また相手方男性は上記診断で入院となり、持病の治療のため服用していた薬剤を処方することとなりましたが、その際、薬剤の調剤量を誤り過剰に投与してしまいました。

これらの医療行為に対して、相手方男性と市との間で和解が成立したため市がこれに対する損害賠償を行うものであります。

支払い方法 相手方の指定した口座に北杜市病院事業特別会計から支払うものです。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

以上で報告第7号から報告第9号まで3件の報告を終わります。

次に議案第76号 工事請負契約の締結について（子育て支援住宅武川団地建築主体工事）の内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

議案第76号 工事請負契約の締結について（子育て支援住宅武川団地建築主体工事）であります。

地方自治法第96条第1項第5号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第2条の規定によりまして、請負契約を締結したいので議会の議決を求めるものであります。

契約の目的 定住促進住宅（子育て支援住宅）整備事業

子育て支援住宅武川団地建築主体工事

契約の方法 一般競争入札

契約金額 3億5,902万4,400円

契約の相手方 山梨県北杜市須玉町大蔵713番地1

興水建設・鈴建 子育て支援住宅武川団地建築主体工事共同企業体

代表構成員 山梨県北杜市須玉町大蔵713番地1

株式会社興水建設 代表取締役 興水徹

構成員 山梨県北杜市小淵沢町451番地

株式会社鈴建 代表取締役 鈴木隆一

以上よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第76号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第76号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第78号 動産の取得について（情報ネットワークシステム機器）の内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

議案第78号 動産の取得について（情報ネットワークシステム機器）であります。

動産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分を定める条例第3条の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。

取得する動産 インターネット接続環境関連機器（1式）

端末仮想環境関連機器（1式）

インターネット環境サーバー機器（1式）

取得金額 5,257万4,400円

取得の目的 庁内情報ネットワークシステムのセキュリティ強化を図るための周辺機器購入であります。

契約の相手方 山梨県北杜市長坂町長坂上条2534番地の15

合資会社内田盛和堂 代表社員 内田満す江

以上よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第78号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第78号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第４１ 選挙第２号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に、お手元に配布しましたとおり岡野淳君を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました岡野淳君を山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました岡野淳君が山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

○議長（千野秀一君）

日程第４２ 選挙第３号 御座石山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

御座石山恩賜県有財産保護組合議会議員にお手元に配布いたしましたとおり矢崎一郎君と岩下甫雄君を指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました兩名を御座石山恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました兩名が御座石山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長(千野秀一君)

日程第43 請願第1号 教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

18番議員、小尾直知君。

○18番議員(小尾直知君)

朗読をもって請願に代えさせていただきます。

請願第1号

平成28年8月22日

教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

請願人

北杜市PTA連合協議会会長 齊藤加代子

北杜市明野町上手7184-4

北巨摩地区公立小中学校長会会長 仁科浩一

北杜市小淵沢町松向180

北巨摩地区公立小中学校教頭会会長 河西慶仁

韮崎市穴山町3993-3

山梨県教職員組合北巨摩支部執行委員長 小沢 弘

韮崎市藤井町北下條1591-2

紹介議員 小尾直知

// 秋山俊和

// 岡野 淳

// 加藤紀雄

// 坂本 静

// 清水 進

// 齊藤功文

北杜市議会議長 千野秀一殿

請願趣旨

(請願事項)

1. OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、計画的な教職員定数改善を推進すること。

1. 個別の対応が必要な子どもたちが増えている。一人ひとりの子どもの状況に対応するため、特別支援学級の1クラスあたりの児童生徒の定数を8人から、さらに改善をはかること。

1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。
(請願理由)

2011年義務標準法が改正され、小学校1年生の基礎定数化がはかられたものの、今年度も小学校2年生については加配措置のまま留まっています。義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されています。今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級あたりの児童生徒数や教員1人あたりの児童生徒数が多くなっています。さらに子どものいじめ認知件数、子どもの貧困率、不登校児童生徒数は増加傾向にあり、子どもたちをとりまく現状は厳しいものになっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学校規模を引き下げる必要があります。また2020年から順次実施される学習指導要領では、外国語教育が教科化され、授業日数や指導内容がさらに増加します。また、障害のある児童生徒や日本語指導等、特別な支援を必要とする子どもも顕著に増えています。そのため、現状の教職員定数では、一人ひとりの子どもの状況に対応することが難しくなっています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

本市でも、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を市政教育の基本に据え、「原っぱ教育」など学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫し、教育条件に格差も生じています。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国(34カ国)の中で日本は最下位となっています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、是非とも、北杜市議会として右にある請願事項をご決議いただき、2017年度政府の予算編成において、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要請いたします。

提出先

内閣総理大臣

文部科学大臣

財 務 大 臣

総 務 大 臣

以上でございます。

○議長(千野秀一君)

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります文教厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（千野秀一君）

日程第44 請願第2号 南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することを中止する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

8番議員、岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

朗読をもって説明とさせていただきます。

2016（平成28）年8月21日

北杜市議会議長 千野秀一様

請願者

住所 北杜市武川町柳沢3000-1

氏名 重田友五郎

住所 北杜市須玉町若神子2232-15

氏名 太田義徳

紹介議員 岡野 淳

南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することを中止する意見書の提出を求める請願（請願趣旨）

昨年9月、多くの人々の疑問の声の中、安保関連法案が成立し、この3月にこの関連法が施行されました。その中の1つにPKO法改正が含まれており、それに基づき11月には南スーダンに新たな任務（駆けつけ警護など）を持った自衛隊が派遣されることが確定したと報道されています（資料1 新聞記事）。

この新たな自衛隊の活動とは従来のPKO活動と異なり武器を使用しての治安維持活動が可能になったことです（資料2 改正PKO概要ポイント）。自己防護のみに限られていた武器使用が大きく変化し、南スーダンでの内戦の中で対立が激化した場合、武器使用で相手を屈服させ、治安を維持しようとするようになります。他国軍の兵士を守るための武器使用も可能になりました。

日本の自衛隊は戦後の長い間、海外での武器使用は認められず、海外において1人として殺してきませんでした。これは歴代自民党内閣のもとでも当たり前のことだったし、日本国憲法9条の規定と解釈でだれもが理解できることでした。今回の南スーダンへの自衛隊の派遣が実施されれば戦後初めて自衛隊員が他国の人を殺し、殺される事態が生れます。また自衛隊員は人を殺すことも非と思わないような訓練を受けなければならなくなります。

私たちは過去、海外への戦争で多くの若者が命を落とし、またアジアの人の命を犠牲にさせてきました。この北杜市内でも県の資料によれば旧町村において先の大戦で海外における若者の戦死者は明野・206人、須玉・415人、高根・321人、長坂・322人、大泉・121人、小淵沢・169人、白州・300人、武川・101人、市全体で約2千人になっています。再びこの地域からもこのような惨事を生まないことがいまを生きる私たちの責任ではないかと考えます。

自衛隊の存在の是非については様々な考えがありますが、自衛隊員が海外で武器を使用すること、そのことで殺し、殺される任務に就くことはわが子のことを考えれば市民の多くが疑問視し、反対するのではないのでしょうか。また市内の3高校（北杜・甲陵・帝京第三）に通う18歳青年などが自衛隊に入った場合、南スーダンのような世界の紛争・内戦地域に派遣される可能性が皆無とは言えません。

（請願事項）

自衛隊の南スーダンへの新たな任務による派遣は中止するよう地方自治法第99条にもとづき内閣総理大臣、防衛大臣に意見書を提出すること。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第2号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります総務常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月15日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時59分

平成 2 8 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 1 5 日

平成28年第3回北杜市議会定例会（2日目）

平成28年9月15日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 渡邊英子君の議員辞職について

日程第2 会派代表質問

市民の声 齊藤功文君

市民フォーラム 野中真理子君

公明党 小尾直知君

日本共産党 清水 進君

北杜クラブ 中山宏樹君

2. 出席議員（18人）

2番 小野 光 一

4番 福井 俊 克

7番 原 堅 志

9番 中山 宏 樹

11番 清水 進

14番 坂本 静

16番 保坂多枝子

18番 小尾 直知

21番 中村 隆一

3番 齊藤 功 文

6番 加藤 紀 雄

8番 岡野 淳

10番 相吉 正一

12番 野中真理子

15番 中嶋 新

17番 千野 秀一

20番 内田 俊彦

22番 秋山 俊和

3. 欠席議員

19番 渡邊 英子（9月7日付 辞職願提出）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（47人）

市長	白倉 政司	副市長	大芝 正和
総務部長	坂本 吉彦	企画部長	菊原 忍
市民部長	平井 光	福祉部長	茅野 臣恵
生活環境部長	名取 文昭	産業観光部長	田中 幸男
建設部長	赤羽 久	教育長	藤森 顕治
教育部長	浅川 一彦	会計管理者	五味 正
監査委員事務局長	横森 弘一	農業委員会事務局長	小石 正仁
明野総合支所長	篠原 直樹	須玉総合支所長	中田 二照
高根総合支所長	植松 広	長坂総合支所長	武井 武文
大泉総合支所長	手塚 清作	小淵沢総合支所長	岩波 信司
武川総合支所長	秋山 広志	白州総合支所長	神宮 司浩
総務部次長	石井 悠久	産業観光部次長	濱井 和博
政策秘書課長	丸茂 和彦	総務課長	織田 光一
企画課長	小松 武彦	財政課長	植村 武彦
地域課長	宮川 勇人	防災調整監	中田 治仁
税務課長	清水 能行	管財課長	早川 昌三
市民課長	八巻 弥生	介護支援課長	三井 ひろみ
福祉課長	平島 長生	子育て支援課長	小澤 章夫
上水道課長	井出 良司	下水道課長	小尾 民司
農政課長	小澤 隆二	林政課長	堀込 美友
観光・商工課長	清水 博樹	食と農の杜づくり課長	伴野 法子
まちづくり推進課長	坂本 孝典	教育総務課長	中山 雅史
生涯学習課長	山内 一寿	学校給食課長	宮川 雅人
中央図書館長	花輪 栄一		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 高橋 一成
 議会書記 清水 市三
 // 田中 伸

開議 午前10時00分

○議長（千野秀一君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は18人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（千野秀一君）

日程第1 渡邊英子君の議員辞職についてを議題といたします。

9月7日の決算特別委員会終了後、渡邊英子君から辞職願が提出されておりますので事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（高橋一成君）

それでは朗読いたします。

辞職願

私儀

今般、一身上の都合により北杜市議会議員を辞職いたしたくお願いいたします。

平成28年9月7日

北杜市議会議員 渡邊英子

北杜市議会議長 千野秀一殿

以上であります。

○議長（千野秀一君）

お諮りいたします。

渡邊英子君の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、渡邊英子君の議員辞職を許可することに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第2 会派代表質問を行います。

今定例会には、7会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで各会派の質問順序および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 市民の声、30分。2番 市民フォーラム、30分。3番 公明党、30分。4番 日本共産党、30分。5番 北杜クラブ、60分。6番 ほくと未来、45分。7番 明政クラブ、45分であります。

本日は1番 市民の声から5番 北杜クラブまでの5会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに市民の声、会派代表質問を許します。

市民の声、3番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

会派 市民の声の代表質問を行います。

このたびの台風10号は、北海道・東北地方をはじめとして全国各地に大きな被害を残しました。今回の台風の被害においてお亡くなりになられた方に謹んでお悔やみを申し上げますとともに被災された方々に心よりお見舞い申し上げる次第であります。

また8月5日、開会式が行われた第31回夏季オリンピック リオデジャネイロ大会は17日間に及ぶ熱戦が繰り広げられました。21日に閉幕したところであります。

日本選手団の皆さまの大活躍は、4年後の東京オリンピックへ向けて大きな弾みになると思います。選手・役員の皆さんへエールを送りたいと思います。

さて、いよいよ私たち市議会の議員の任期も11月まで2カ月余りとなりました。私は4年前、市民の声を市政への旗のもとに住んで誇れるまちづくりを目指して今日まで全力投球してまいりました。これからも地域のさまざまな課題や皆さまからのご提案などを市政に生かすべく一生懸命取り組んでまいります。

そこで今議会では皆さまから寄せられたご意見・ご提案などを踏まえ、今までの取り組みを振り返りつつ、今後の市政にさらに反映すべく次の4つの大項目について質問をいたします。

まず第1は中学校統合計画についてであります。

北杜市立中学校統合計画（案）（平成26年2月教育委員会策定）には、その中のはじめの部分に市内8中学校の統合へ向けての検討を行い、ここに北杜市立中学校統合計画（案）を取りまとめました。この統合計画（案）をもとに、学校はもとより保護者や地域住民の理解を得て中学校統合計画を策定して統合を進めてまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたしますと記載されています。

これらを踏まえて、以下質問いたします。

1. 今日までの審議の進捗状況について、お伺いいたします。
2. 市内各地域の意見などをどのように汲み上げて今まとめているのかお伺いいたします。
（2）として、次に中学校統合計画（案）の議会への説明責任についてであります。
 1. 説明の時期、方法などは今どのようになされるのかお伺いいたします。
 2. 説明後の計画（案）の進め方（工程表）についてもお伺いいたします。

次に第2は、交通弱者の足の確保策についてであります。

平成28年4月から市民バス路線が拡大されましたが、今日までの成果はどうでしょうか。また課題や問題点などについて、また利用者、市民からのご意見・ご提案などがあればお示しください。そうした意見などを今後どのようにまた生かしていくのかも併せて伺います。

2つ目として人口減少社会、超高齢社会の到来する中で市民からの強い要望のあるデマンド型の交通体系を含め、市公共交通体系の再構築に向けた今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に第3は、災害に強いまちづくりへの取り組みについてであります。

人口減少社会、超高齢社会の到来する中で災害に強いまちづくりへの取り組みは、北杜市政の中でも喫緊の課題であります。これらを踏まえて、以下質問いたします。

1. 防災行政無線の難聴地域解消策についての具体的対策について、お伺いいたします。

2. 消防団員数の実態と女性消防隊編成の取り組みについて伺います。

3. 地上設置型太陽光発電施設および、その周辺での火災・水害など発生した場合の対応策について具体的にお伺いをする次第です。

次に最後になりますが第4でございますが、地上設置型太陽光発電施設導入での問題点等についてであります。

景観、豊かな自然環境、安全・安心な生活環境など守るために地上設置型太陽光発電施設の景観条例への適用を含め、しっかりとしたルールづくりや指導体制の取り組みについて私たち会派 市民の声は北杜市政の中でも喫緊の課題であると今までにも議会で質してまいりました。

2月10日開催の第4回北杜市まちづくり審議会において、北杜市景観計画の一部改正が審議されましたが、263件に及ぶ制度はじまって以来、最多のパブリックコメントが市民から寄せられたところであります。

太陽光パネル設置に建築基準法の適用外だからでは済まされない問題がここにあるわけがあります。景観、防災、課税、その他多くの問題があります。

これらを踏まえて、以下質問いたします。

1. 改正景観条例施行以降、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱（平成27年9月1日施行）、山梨県の太陽光発電施設の適正導入ガイドライン（平成27年11月4日）を遵守することなど市当局が強力に事業者を指導した事例や件数、具体的にお伺いする次第であります。

2. 立地を避けるべきエリア、立地に慎重な検討が必要なエリアの指定などを盛り込んだ条例を制定することは景観行政団体、平成17年10月1日指定の北杜市にとって喫緊の政策課題であると考えますが、景観行政団体である北杜市の条例改正に向けての今後の取り組みをお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

齊藤功文議員の、市民の声の代表質問にお答えします。

災害に強いまちづくりにおける消防団員数の実態と女性消防隊編成についてであります。

北杜市消防団は条例定数1,884人の県下最大規模の消防団であり、団員の皆さまにはそれぞれ職業に従事しながら市民の生命・身体・財産を守るため、地域防災の中核として昼夜を問わずご尽力いただいているところであります。

しかし少子化による人口減少と高齢化等により団員の確保が困難な状況であり、今年4月の時点での団員数は1,757人で127人が欠員となっております。

消防団は地域防災力の中核として欠くことのできない、代替えのない存在であることから北杜市消防団の活性化を図るため北杜市消防団活性化検討委員会を設置し、消防団を取り巻く諸問題や消防団のあり方についてご検討いただき、このほど提言をいただいたところであります。

提言では女性消防団員の採用や自主防災組織等との連携、企業との連携が重点項目として掲げられていることから、これを踏まえ団員数の確保対策の一つとして主に広報活動や防災教育、災害時の後方支援などを担う女性消防団員の確保を図ることとし、市の広報紙やホームページ

において募集を開始したところであります。

また、併せて消防団のPRや企業との連携を図りながら消防団活動への理解を深めていただき、地域防災において共助の要となる消防団の活性化を図ってまいりたいと考えております。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

齊藤功文議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

中学校統合計画（案）について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市立中学校統合計画案の審議状況についてであります。

市立中学校の統合については、定例教育委員会において8町から出された意見について市全体の傾向や方向性等をさまざまな角度から分析しております。

4校案の組み合わせについては、現状では必ずしも地域の合意が得られているという状況ではないことも踏まえて、北杜市立中学校統合計画案に対する意見交換を行っているところであります。

次に地域の意見等についてであります。

本年1月から3月にかけて北杜市立中学校統合計画（案）に対する小中学校PTA、区長会、地域委員会による町ごとのご意見を伺ってまいりました。

また白州・武川の地域委員会、区長会からは当該地域へ中学校を1校は残してほしい旨の要望書の提出もありました。こうしたことも踏まえ、慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に審議状況の議会への説明等についてであります。

議会への説明等については現在、教育委員会で審議している状況等も踏まえ、今後、市長と教育委員会で構成する総合教育会議を開催する中で、北杜市立中学校統合計画案に対してこれまで寄せられた意見等も含めて協議・調整を行い、検討してまいりたいと考えております。

○議長（千野秀一君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

齊藤功文議員の、市民の声の代表質問にお答えをいたします。

災害に強いまちづくりへの取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、防災行政無線の難聴地域解消策についてであります。

防災行政無線が聞き取りにくいといったご意見があった場合は、地区全体の状況も確認しながら業者と職員が区長等と一緒に現地で放送を聞き、スピーカーの向きや音量の調整、特性の違うスピーカーへの交換等の対策を取り、難聴の解消に努めているところであります。

防災行政無線を補完するシステムとしましては、防災無線電話自動応答システムやほくとほっとメール、緊急速報エリアメールの配信、また新たに8月からエフエム八ヶ岳のご協力をいただき運用を開始した北杜市防災ラジオ等により、複数の防災情報の伝達ルートを確保し対応しているところであります。

次に地上設置型太陽光発電施設およびその周辺での火災等発生時の対応についてであります。太陽光発電システムは太陽電池により光エネルギーを電気エネルギーに変換しているため、

外部から発電を遮断できないことから火災の初期から残火確認に至るまで感電事故のリスクがあり、消火活動で感電のあった事案も確認をされております。

これらの消火活動を行う場合は消防団員の感電や二次災害等を防ぐため、専門的知識を持つ常備消防署員の指示のもと周囲の状況確認を入念に行い、消火活動を行うよう徹底してまいりたいと考えております。

また、水害につきましても水没・浸水時に太陽光発電システムに近づくと感電する恐れがありますので、水害の対処に当たっては事業者連絡し、必要な対策を要請するとともに関係者以外が不用意に立ち入らないよう、対策を講じる必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

齊藤功文議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

交通弱者の足の確保策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに市民バスの路線拡大の成果、課題および利用者の意見等についてであります。

本年4月から路線を再編し運行している北部巡回線、小泉・長坂線の利用者数は増加しており、小中学生を除く1便当たりの乗車人数平均では北部巡回線が2.5人から3.2人に、小泉・長坂線が1.5人から2.2人となっております。

利便性が向上した反面、エリアの拡大による長距離運行となったため、交通量などの関係から朝夕の時間帯で定刻での運行が困難な場合もあり、バスが来るのが遅いとの問い合わせがありますので、今後、運行実態に合った時刻修正を検討しなければならないと考えております。

また利用者からは、病院まで直通で行けることや小淵沢から大泉方面への買い物が可能になったことなどの良い評価もいただいております。引き続き、利便性の向上と効率的な運行体系の確立に努めてまいります。

次に、デマンド型の交通体系を含めた市公共交通体系の再構築に向けた取り組みについてであります。

人口減少、高齢化が進む中で高齢者等の交通弱者に対する生活の足の確保はますます重要と考えておりますが、過去の経緯を踏まえますとデマンド型の再構築は難しいものと考えております。

本市の広大なエリアを路線バスで網羅することは困難であるため、これまでも個人あるいは地域でできることは、できる限り地域での取り組みをお願いしているところであります。

今後も国や県における公共交通施策などを注視する中で、北杜市地域公共交通会議で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

齊藤功文議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

地上設置型太陽光発電施設導入の問題点等について、いくつかご質問をいただいております。はじめに改正した北杜市景観条例施行以降の指導事例、件数等についてであります。

本年6月1日に施行となり7月1日から着手する施設が条例の対象となることから、本年6月初旬にすでに設置した事業者に対して、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱と併せ、北杜市景観条例に基づく届出対象行為となったことや景観形成基準が設けられた旨を通知するとともに、窓口における景観計画区域内行為届出に関する相談や提出の際にも景観形成のために特に配慮した事項の確認および指導を行っているところであります。

その中で5件の事業者に対しましては、境界からの後退距離の確保や設備の最上部をできる限り低くすること、届出対象行為に該当しないフェンスであっても色彩についての配慮を求めるなど、景観形成基準に沿って取り組むよう計画内容の変更を指導したところであります。併せて地域における太陽光発電施設を設置することに対する昨今の状況を踏まえ、事業の周知や地域との協調を保ちながら事業を実施するよう指導しております。

次に、立地に関するエリア指定を盛り込んだ条例制定についてであります。

立地に関するエリアは、山梨県の太陽光発電施設の適正導入ガイドラインに示されておりますが、立地を避けるべきエリアについては自然公園や自然環境保全地区、保安林や文化財指定エリアなど法令等により立地が制限されているエリアであります。

立地に慎重な検討が必要なエリアについては、主要な観光拠点や名水百選など重要な観光施設等に近接するエリアであります。境界を明確に示すことが難しいこと、立地制限に関する法令等がないこと、制限する場合に財産権を侵害するおそれがあることなどから条例化は難しいものと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

まず1項目めの中学校統合計画について、お伺いいたします。

先ほど教育長から説明がございましたけれども、適正規模実施計画というような、適正配置実施計画に基づいて北杜市立学校統合計画（案）が作成され、それに基づいて町ごとに意見聴取を行って慎重に検討しているということですが、そうはいってもわれわれの任期も審議をしてきた中で、11月というようなことでございますので、何か今後、総合教育会議で協議をするということなんですけれども、先ほどの答弁の中でちょっと明確に答弁がされていなかったんですけれども、この説明についてというようなことで、説明の時期とか方法、これについては時期は言わなかったんですが、方法は教育会議等で審議をするというふうに述べておりますけれども、この教育会議は市長も議員も任期が11月なんですよね。それまでにやるお考えなのかということが、これが1点ということであります。

そして、あと1点お聞きしたいんですけれども、私も何回か4月以降、教育委員会の定例教育委員会を傍聴しておりますけれども、4月から5回ほど議論がされております。現在、ホームページでも一部、議事録が公表されておりますけれども、すべてその議題は現在、継続審議だというふうになっておりますが、そうした中で慎重に検討しているということはいくつか分かりますけれども、そのへんについての現在、市長選なんかは予定候補さんの政策なども新聞報道やチラシ等で垣間見るわけなんですけれども三人三様となっております。このようにいろいろな面で

いろいろご意見があるということは分かるわけですが、ある程度、われわれの任期中にそうしたことがどこまでいっているんだという、やっぱり住民への説明というものはとても大切だと思いますけれども、このへんについての所見をお願いします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。2点いただいたということでもあります。

まず総合教育会議についてということで、こちらのほうの予定ということだと思いますけれども、総合教育会議につきましては市長と教育委員を構成員とする形で、そこで意見調整を図るという仕組みになってございます。そうしたことから、今現在やはり慎重に進めている案件ということもございまして、また今の市長と今の委員さんたちにも今年もまた総合教育会議等も開いて、さまざまな議論をさせていただいているという状況でございまして。

そうしたことから新たに選任をされた市長、それから教育委員会のほうの委員長、それから教育長の任期というものも今年の12月10日ということで任期になってございます。教育委員会制度も新しくなるということもございまして。それらを踏まえて現在、協議を進めているというふうな状況でございまして、新しい形になったところで総合教育会議のほうは開催をしたいというふうに考えております。

それから住民への説明、また議会への説明ということもございまして。当然、こちらのほうについても説明をしていくということは必要だというふうには考えてございます。ただ、先ほど来、申し上げているとおり今現在もその組み合わせごと、またその全体、個々の組み合わせ、さらには市全体の考え方、そうしたことを踏まえて慎重に議論をさせていただいているというふうな状況もございまして、それらの進捗状況に応じて説明ができる段階でまた丁寧に説明をさせていただきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問させていただきます。

ちょっと答弁、分かりにくい面があるんですけども、私がそうしたものを参酌してちょっと確認しますけれども、総合教育会議はわれわれ議員の任期、市長の任期も11月に切れるけれども、教育委員さんの任期も12月10日に構成が変わるというようなことで、12月10日以降に新たな教育委員会構成と市の体制と議会の構成の中で総合教育会議が開催する予定だと、こういうことですね。12月10日以降ということですね。それを1点、答弁を願いたいということです。その点でよろしいです。明確にお答え願いたいと思います。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

齊藤議員さんの再々質問にお答えいたします。

総合教育会議に関しましては当然、その新しいメンバーの中で実施をしたいというふうに考えておりますので、その日程等ははっきり、ここでいつということは言えないと思いますが、あくまでも新しい市長、それから教育長のもとで実施をするという考えでございます。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

再質問を許します。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

第2項目に移らせていただきます。

交通弱者の足の確保策についてでありますけれども、いろいろデマンド型の再構築は過去の経緯を踏まえると難しいというような答弁がありましたけれども、そのへんについてはどのようなことが理由であったか、再確認ということで改めてその点について伺いたと思います。

またいろいろの面で、今、候補者もいろいろ政策を出していますけれども、現在の市の公共交通の施策に、交通弱者の足の確保の施策にどうも十分満足していないというのが市民の声のようでございます。こうした市民の声、市民の心の声をどういうふうに市政に反映していくかがこれから求められると思いますけれども、次の市政に対しての何か政策的なことがあれば、執行部としてのお考えをお示し願えればと思います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。過去のデマンド型の公共交通システム、これについて取りやめになったその理由ということの再確認ということと、2点目といたしましては新たな公共交通体系の施策、新しい体制になったときの市民の心の声の反映の方法、方針等についてのご質問でございます。

まず第1点目のデマンド型の廃止理由、それにつきましては、これ何回か以前の議会の答弁でもお答えさせていただいておりますけれど、本来の公共交通が不特定多数の方を対象にしているということに対しまして、デマンド型は最終的にはフルデマンドになってしまったということで特定少数の方の公共交通になってしまったということと、あとは民間事業者への財政的な圧迫ということが理由だというふうに考えております。

2点目といたしまして、新たな体制への市民の方の心の声の反映の方法、また施策についてでございますけれど、これにつきましては、公共交通のあり方につきましては市民バスだけではなくて、民間事業者も含めまして、それぞれの役割分担の中で地域全体で考えるべきであるというふうに思っております。

また新たな体制におきましても公共交通のあり方につきましては、重要な施策の1つと捉えておりまして、地域の実情に合った公共交通のあり方というものを北杜市地域公共交通会議で検討し、効率的な運行体系の確立、また利便性の向上というものに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問ですけれども、9月5日の新聞報道によりますと県内での自動車運転免許の、65歳以上の高齢者の免許自主返納件数は年に1千件を超えたということです。毎年増えているようです。こうした現実があるわけですから、当然、北杜市でもその傾向だということを聞いております。交通弱者の足の確保は市政の中で喫緊の課題でございますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

高齢者等の交通弱者の足の確保ということでございますけれども、これにつきましては免許証の自主返納制度というものがございまして、これにつきましては本市におきましても約90件の方にバスの回数券を無料交付しておりまして、市民バスにぜひ乗っていただきたいという意味も込めまして配布しております。そういった意味も含めまして、これからも高齢者の足の確保というものは重要な施策と捉えておりますので、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

第3項目の再質問をさせていただきます。災害に強いまちづくりへの取り組みについてであります。

先ほどの答弁ですと防災行政無線の難聴地域解消策については聞こえないという、その地域の声があれば担当が行って調査をして、方向を変えたりうんぬんというような答弁がありましたけれども、それも当然、必要だと思います。そうは言っても、夏ですとサッシの窓を開けて網戸にしているよく分かるんですけど、少し雨が降っていても分かるんですが、皆さん経験したと思うんですけども、サッシを閉めて、冬ですね、閉めて雨が降っていて聞こえないですよ。そういう状況もあるということを想定して災害は雨が降ったり、風が吹いたりしているということを想定して、これは災害を想定しなければならないと思いますので、そういうときも想定しなければならないと思います。そういうときに対しての施策をどういうふうに考えるかと。要するに戸別受信機の設置だとかいろいろあると思うんですけども、今までも旧町村のときには3町村ぐらいやっていたけれども、そうした前向きな施策は考えているか、いないかということはいかがでしょうか。

○議長（千野秀一君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

防災無線が聞き取りづらいということでございますけれども、たしかに冬、大雨が降っているようなときには聞きづらいというようなこともあろうかと思えますけれども、防災無線の音量を上げるということになりますと、その近隣の方は非常に大きな音ということになりますので逆に苦情等が出るおそれが出てくるというふうに思っております。

そこであらゆる方法ということで、先ほど申し上げましたように補完するシステム、電話対応、それからメール、それからエリアメール、防災ラジオ等で補完をしていくということでございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

では再々質問をさせていただきます。3点ほどありますけど、ちょっとお願いします。

まず消防団員の確保策についても県でもいろいろ対策を考えているなんていう新聞報道もありましたけれども、何かそうした企業への特典というんですかね、政策というんですかね、そんなことも今後考える考えがあるのかどうかということが1点。

そしてあと太陽光発電システムのその施設自体とか、そして周辺での火災についての、先ほど答弁もありましたけれども、平成25年の3月26日付けで消防活動上の留意点というようなことで、国の全部の自治体へ消防庁のほうから通知が出されているんですけども、先ほどの答弁の中でも関連だとか、出火の危険性というのが答弁ありましたけれども、これらへの危険性について留意していくと。専門の消防署と考えていくというような答弁でしたけれども、それも大切ですけども、さらに自治会なんかの人たちが自分たちで初期消火のときに飛んで行って消火しなければなりませんよね。枯草とか人家が焼けるとか。そういうときに太陽光パネルが設置されているような、そういうときも想定されるわけですよね。そしてまた水害が出て土砂流出があったり。そういうときに水没も、場合は感電の危険があるという答弁がありました。そういうことも踏まえて、要するに私が今、再々質問で質問するのは、2つ目として自治会だとか自主防災組織とか地域の人々とか、地元の消防団員等に太陽光発電システムの危険性というんですかね、火災や水害のときの消防活動上の留意点などについて広報紙を通じたり、また防災訓練など折に触れて啓蒙していくということが市民の生命を守る上でも肝要ではないかと私は考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（千野秀一君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

齊藤議員の再々質問にお答えをいたします。

まず消防団の確保ということでございますけれども、先ほど答弁をさせていただきましたが、女性消防団員の募集を始めたところでございます。PRや啓発活動を通じて団員の皆さんに加入を促してまいりたいというふうにも考えておりますし、現在、企業との連携ということでございますが、現在、消防団の支援事業所ということで3社ほど認定をさせていただいております。企業等をまわりまして、出動等についてご協力いただける環境づくりをつくっていきたいというふうに考えております。

また3点目の感電の危険性ということでございます。消防庁の通知の中でということで、感電のあった消火活動が何件か報告をされているところでございます。これ、住宅用の太陽光発電が主で施工不良などによる火災ということでございますけれども、たしかに太陽光モジュールをはがしたりすると電気を感じたというようなことでございます。ショックで屋根から落ちてしまうというような二次災害の危険性もありますので、十分な対策を取らなければいけないというふうには考えております。

今まで峡北広域行政事務組合と消防団の間におきましては、例えば自動車火災やリスクの高い消火につきましては、広域消防の指示に従うという共通認識は持たれているわけでございますけれども、消防庁からの留意点の通知をいただいております。今般、各分団長宛てに留意点につきまして啓発のための文書を送付し、全消防団へ周知をお願いしたところでございます。また、広報等を通じて住民の皆さまにも危険性を周知してまいりたいというふうに考えております。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

第4項目めでございますが、地上設置型太陽光発電施設導入での問題点等についての再質問でございます。

先ほどいろいろ指導をしたということで、なんか5件ほどあるという答弁があったわけですが、その指導した事例の中で小淵沢町内地内の大滝湧水周辺への大規模太陽光発電設備設置の計画については指導した、その事例に入っているのかどうか伺いたい。もしそうであれば具体的にもう少し指導内容について伺います。これが1点。

また、9月8日付けの新聞報道によりますと大滝湧水東側のメガソーラー施設建設計画している民間事業者より市が業者に指導している周辺住民との合意形成について、要するにガイドラインとかそういうあれで合意形成というのですね。その合意の定義を明確にすることを求める上申書を市に提出したとありますが、また建設禁止区域の明示も要望している。要するに2件について何か指導ですか、建設計画に対してやっていると。その点。

事業者は、また今後同様の問題が発生しないためにも市に対策を求めるなどとして、そういう報道がされておりますが、そうした指導内容との関連で市はどのようにこうしたものを対応しているのか、もし分かれば教えてもらいたいということです。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

齊藤功文議員の再質問にお答えします。

指導した業者に大滝湧水の業者が入っているかということでございますけれども、今回の指導につきましては入っておりません。

それから先ほど、9月8日付けで大滝湧水の関係で上申書が出されたということでございますけれども、これにつきましては、内容については各区や団体の情報をもとに太陽光禁止区域の

明示と公表の検討と地域住民との合意形成について、合意形成可否判断基準設定の検討依頼でございました。対応につきましては今後、内容等を精査する中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

そうした業者さんから計画が出ている、そういういろいろのところがあるかと思うんですよ。ここばかりでなくて。そうした市内でのそういう建設計画、いろいろ事例が出るというようなことで、その業者さんはこういうものをどうだという、そういう建設禁止を求めたり、合意形成はどういう定義だというような、そういうことが市へ逆に問い合わせがあるというような、そういうことをこれからの教訓にして今後、ふるさとの自然環境や農業、生活用水を守るためにも立地を避けるべきエリア、立地に慎重な検討が必要なエリアなどを盛り込んだ改正景観条例を制定するお考えはいかがでしょうか、改めて伺うところです。

○議長（千野秀一君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

エリアの条例化というご質問だと思います。これにつきましては、何をもって条例化するかということでございます。土地利用規制ということになります。このための条例化にあたっては、今回の経済的自由権、また財産権に基づく業者に対して制限を与えることになることもございます。エリアの設定につきましては、山梨県のガイドラインに明示してありますのでガイドラインに基づき指導を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

関連質問、2点お願いいたします。

まず1番目の中学校統合計画についてのことで、教育長おっしゃっておられましたが白州・武川地域の地域委員会ですとか、いろいろな諸団体がぜひ考えて直してくれというようなことで申したと思います。やはり私も日に日に地域の意見を伺いますと、そのへんの声が本当に根強くて、やはり中学校というのは地域のコミュニティでもあります。小学校と違って中学生というのはまた1つの大きい力もあります。ただ教育の場面において、団体スポーツができないとかという、そういうことも皆さん承知の上でやはり地域に残してほしいという声が強いと思いますので、そのへんも今後しっかりと意見の聞き取りを続けて継続していただきたいと

と思いますがいかがでしょうか。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

小野議員さんの関連質問にお答えいたします。

白州・武川に中学校の存続をということでございます。たしかに答弁の中でも申し上げたとおり各地域からのそういった意見はいただいているという状況は、しっかり踏まえております。そうしたものを尊重する形で今も議論は進めているという状況でございます。まだ結論がはっきり出ているわけではございませんが、そういった意見はしっかり汲み取って進めていきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

もう1点、関連質問させていただきたいと思います。

4番目の地上設置型太陽光発電についてですが、先ほど再質問させていただいてご答弁の中に建設部長からお答えした中で住民との合意形成についての意義、合意の定義を明確にするなど上申書の提出、そのところへんがちょっと聞き取りにくかったのもう1回伺います。当事者からの上申書に市の返答はどのように返答したんでしょうか。もう1回お願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

上申書の内容ですけれども、各区や団体の情報をもとに太陽光禁止区域の明示と公表の検討と地域住民との合意形成について、合意形成可否判断基準設定の検討の依頼でございました。対応につきましては今後、内容等を十分精査させていただきまして対応を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

いいですか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで市民の声の会派代表質問を終結いたします。

次に市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、12番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

4年間のまとめとなります今議会の市民フォーラムの代表質問は4項目についてです。はじめの項目は、北杜市の第2次総合計画と総合戦略に関連するものです。

まず第2次総合計画と総合戦略、相互の位置づけについて伺います。

次に北杜市の総合戦略の特徴はどのようなものでしょうか。一点突破型なのか、バランス型なのか。また将来に向けての基盤固めは、どのように考えられているのでしょうか。

合併に伴う財政的なメリットを受けられる期間（平成32年度まで）に必要な公共施設の大規模改修等は、現時点でどのようなものが考えられているのでしょうか。老朽化した保育園改修の優先度はどのようにお考えでしょうか。

第2次総合計画および総合戦略には、北杜市の特徴である豊かな自然環境を生かす方針が盛り込まれています。この観点から北杜市の幼児教育や保育のあり方、また観光の方向性をどのように考えているのか、ここで伺いたいと思います。

次の項目は、市民活動に対する市の姿勢についてです。

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会発行のニュースを図書館が掲示拒否したことが新聞で大きく取り上げられ問題となっています。市の見解と対応を伺いたいと思います。

市民フォーラムの会報も平成23年から総合支所をはじめとする公共施設に置くことができなくなりました。このことについても改めて市の見解を伺いたいと思います。

公共施設での資料やパンフレット等の掲示のルールはどのようなになっているのでしょうか。図書館をはじめ市として地域情報の収集、整理、保存、公開等をどのように考えているのか伺います。

3項目めは、地上設置型太陽光発電施設についてです。

市は事業者に北杜市景観条例、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱および山梨県太陽光発電施設の適正導入ガイドラインをどのように周知、説明しているのでしょうか。また住民説明会の必要性はどのように伝えているのでしょうか。

市民・地域の声に対して、市はどのように応えているのでしょうか。大滝湧水に隣接した太陽光発電施設の計画に対しては、関係行政区のすべてが反対決議をしました。このことを市はどのように受け止め、対応してきたのでしょうか。またこの計画の現状は、どのようなになっているのか伺います。

市民・地域の声を北杜市まちづくり条例に定める地区まちづくり市民委員会の組織化につながるように積極的に市民委員会を周知、支援をしていく考えはあるのでしょうか。

経済産業省の情報提供システムを活用する考えはいかがでしょうか。

本年2月の北杜市景観計画の変更に対するパブリックコメントには、セットバックや高さ制限の具体化を求める意見が多数寄せられました。出力の10キロワット以上、かつ20%以上の減少は調達価格が変更されるため制限は難しいとのことでしたが、現在の見解を伺います。

北杜市景観条例の検証やさらなる改正のために、まちづくり審議会を継続して開催する考えがあるかどうか伺います。

4項目め、最後の項目はまちづくりとは。小淵沢駅舎改築および周辺事業を例にです。

まちづくりにはビジョンが必要ですが、長期的な観点から小淵沢駅南北自由通路をどのように考えているか、まず伺います。駅北側の利用計画がないから南北自由通路の整備を行わないとの過去答弁がありましたが、平成18年度まちづくり交付金事業には当初、駅南北自由通路整備、立体歩道橋の計画がありました。このことをどのように説明されるのでしょうか。

まちづくりには市民の力、市民との協働が欠かせませんが、具体的にはどのようなことが行われ、市民の意見はどのように取り入れられたのでしょうか。

郷土の歴史や育まれてきたものを大切に、できる限り地元のものを使うことがまちづくりの基本であると考えます。小淵沢駅および駅前広場は、まちづくりの拠点として非常に重要なものですがデザインや素材にそのコンセプトはあったのでしょうか。例えば塀の石の産地はどのようなのでしょうか。

今後の厳しい財政状況を鑑み、施設の多機能化と維持管理コストの軽減は不可欠と考えます。この点について、新しい小淵沢駅舎や駅前広場はどのような工夫がなされるのでしょうか。防災の観点を含めて、ご答弁願いたいと思います。

質問は以上です。

○議長（千野秀一君）

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時10分。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を始めます。

市民フォーラムの質問に対する答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えします。

第2次総合計画と総合戦略について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、第2次総合計画と総合戦略の位置づけについてであります。

現在、策定中の第2次総合計画は行政活動の全分野を網羅し、市の総合的な振興・発展を目的とする市の最上位計画であります。

一方、総合戦略は全国的な人口減少や少子高齢化社会を迎える中、地方の人口減少に歯止めをかけることなどを目的に国が制定したまち・ひと・しごと創生法により、地方自治体に人口減少に歯止めをかけることで地域活力を維持し、将来にわたり安心して暮らし続けられる環境の整備を目指して策定を求められたものであり、総合計画では個別計画として位置づけられています。

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計では、人口は減少の一途をたどっていることから、北杜市人口ビジョンを踏まえ総合戦略で人口減少を抑制しながら総合計画を推進することで市全体の振興・発展を進めるという相乗効果が期待できるものと考えております。

次に、総合戦略の特徴等についてであります。

本市の人口将来推計は平成22年の4万7千人から、平成52年には約3万3千人になると推計され、少子高齢化や晩婚化により減少しており、平成27年度の出生数は212人で平成16年度の294人と比較しますと82人の減であります。

また本市の借家率は11.3%と韮崎市の25.5%、甲斐市の35.5%を比較しましても大変低い数値となっております。このことから総合戦略を策定するに当たり、市が抱える大きな課題を克服していくことといたしました。

若者応援、住まいづくり、雇用創出、交流・観光、生活環境づくりの5つを重点プロジェク

トとして掲げ総合的に取り組む総合戦略となっており、特に子育て世代への支援体制の充実、経済的支援や保育の充実、また住宅取得等への助成や子育て支援住宅の整備などの施策に重点的に取り組むこととしております。

地方創生にかかる国の支援を活用しつつ、総合戦略に掲げる事業に着実に取り組むことによって、市人口ビジョンで将来展望する中期的目標である平成52年に4万人を確保していくこととしております。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会の発行物についてであります。

北杜市図書館では各館入口に掲示コーナーを設けており、中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会からニュース掲示の要望があり、いったん許可いたしました但し本来このコーナーは図書館の催し案内や官公庁の広報等をお知らせする目的で設置したものであります。しかし市民の皆さまの生涯学習活動の高まりに伴い、市民による地域振興行事などのポスター・チラシの掲示希望が多く寄せられたことから、当初の目的を優先する中で限られた掲示スペースをご利用いただいているものであります。

今後につきましては、今回の沿線の会のニュースなど掲示コーナーの利用を希望される市民はますます増えていることから、掲示資料や定期刊行物等の取り扱いについて図書館協議会にご意見を伺い、統一的な方針を定めてまいりたいと考えております。

○議長（千野秀一君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えをいたします。

市民活動に対する市の姿勢について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、議会会派の会報についてであります。

会派とは、議会内で政策を中心とした主義や理念を共有する議員で組織された団体であります。その会派が発行する会報は、会派の政策理念や議会での活動を市民などに対して自ら主張・報告すべきものとされたことから、会派の責任において配布していただいているものと考えております。

次に、公共施設での掲示のルールについてであります。

内容が特定の個人や団体の誹謗中傷、宗教・営利活動に関連するものについては掲示できないこととしておりますが、これ以外の掲示ルールにつきましては各々の施設の設置目的やスペース等と照らし合わせ、各施設においてそれぞれに判断しているところであります。また地域情報の収集、整理等につきましても必要に応じて実施していくこととしております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

第2次総合計画と総合戦略における合併特例期間の大規模改修等についてであります。

近い将来、大規模改修などが必要となる主要施設については、合併に伴う財政的なメリットを有効に活用するため、合併特例債が発行できる期限である平成32年度を見据え、施設改修などを計画的に進めていく必要があります。

本市では、国が公共施設等のあり方について策定を求める公共施設等総合管理計画をより具体化するため、公共施設最適配置に向けての基本方針の策定を現在進めております。

基本方針で必要不可欠な機能として、その維持存続は最優先すべきと位置づけている学校施設や保育園については個別の整備計画を策定することとしており、その中で合併特例債の活用が可能なものについては、積極的に活用していきたいと考えております。

また老朽化した保育園の優先度は高いものでありますが、施設改修等の具体的な方向性については、所管課が策定する整備計画に基づくこととなります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

第2次総合計画と総合戦略における幼児教育や保育のあり方についてであります。

幼児期における教育や保育においては、小学校における教育へ円滑につなげることが必要であると考えております。これまで夢を持ち未来を切り拓く心身ともにたくましい北杜の子どもを目指し原っぱ教育を提唱し北杜市の自然、歴史、文化、人材が持つ教育的資産を活用してさまざまな事業を展開してまいりました。

第2次北杜市総合計画や北杜市総合戦略においては、子どもたちが将来、北杜市に誇りと愛着を持てる教育を推進するとともに原っぱ教育の一層の推進を図り、子どもたちに自然や文化を大切にする心を養ってまいりたいと考えております。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

第2次総合計画と総合戦略における観光の方向性についてであります。

本市は美しい山岳景観、名水の里、日本一の日照時間など山紫水明の地としての豊かな自然資源を有しており、首都圏からの利便性を生かし、これら特色のある観光資源の活用を図る考えであります。

第1次総合計画で取り組んだ自然、歴史、文化、農業などの地域資源の活用や地域間の連携を図った滞在、体験型観光地づくりの推進、地域でのおもてなし体制の充実を踏襲する中で新たに南アルプスユネスコエコパークを活用した観光の振興、世界に誇る水の山の推進、受け入れ態勢の充実等を主な施策として掲げ、外国人観光客にも対応できる安全・安心で快適な観光地づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

地上設置型太陽光発電施設について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに事業者への条例等の周知、説明、住民説明会の必要性についてであります。

事業者への周知につきましては、市ホームページをはじめ市役所関係部局や総合支所の窓口
にチラシを設置し、周知に努めているところであります。

また、本年6月に設置済みの事業者に対しましても北杜市太陽光発電設備設置に関する指導
要綱や北杜市景観条例における届出対象行為となった旨を通知したところであります。

住民説明会の必要性については、太陽光発電施設が設置されることの周知、また地域住民の
意見を反映、協調を保つことは地域環境との調和を図る上で非常に重要なことであると考えて
おります。

次に、大滝湧水隣接地の計画反対への対応と現状についてであります。

関係行政区からの反対決議については重く受け止め慎重に対応したいと、これまでも答弁し
てまいりました。山梨県とも連携する中で地域との合意形成を図り、地域との関係が良好とな
るよう事業者に指導してきたところであります。

また、先月27日に開催された地元合同区長会と事業者との間で話し合いが持たれ、事業者
から事業規模を3ヘクタールから0.5ヘクタールに縮小するなどの提案が示され、地元合同
区長会において検討することとなったところであります。

次に地区まちづくり市民委員会を周知、支援についてであります。

地区まちづくり市民委員会については、北杜市まちづくり条例第8条に基づくものであり、
1ヘクタール以上の一団の区域において、建築行為や景観基準など地区のまちづくりルールを
必要に応じて定めることができます。地区まちづくり市民委員会は北杜市まちづくり計画にお
いても示しており、市ホームページにおいても周知しているところであります。

地域の課題を地域の方々と協議していただき、地区まちづくり計画の策定に向けて、まちづ
くり情報の提供やまちづくりアドバイザーの派遣などの支援を行ってまいりたいと考えており
ます。

次に、経済産業省の情報提供システムの活用についてであります。

本市においても本市所掌の関係法令の業務のため情報提供の申請を行い、先月18日に情報
提供を受けることが可能となったことから認定情報を活用し、設置状況の確認などパトロール
を行い、景観条例に基づく指導に利用する資料としているところであります。

次に、パブリックコメントに寄せられた高さ等の具体化を求める意見についてであります。

条例改正に際し数値を設定しなかった要因としては、すでに設備認定されている設備の出力
低下が20%以上となる場合は変更認定申請が必要となり、結果、調達価格が変更となること
も挙げられますが、数値化する根拠がないことから、まちづくり審議会においても十分な議論
を行っていただき、できる限り低く、できる限り後退としたものであります。このことについ
ては議員の皆さまにもご説明し、改正条例案をご議決していただいたものと理解しております。

次に、まちづくり審議会を継続して開催する考えについてであります。

北杜市まちづくり審議会は、北杜市まちづくり計画および北杜市景観計画その他計画の推進

に関し必要と認める事項について、市長の諮問に応じ調査審議することとしております。

今後もまちづくりや景観に関し、太陽光発電施設のみならず関係法令や社会情勢を取り巻く状況の変化など、必要に応じ北杜市まちづくり審議会を開催してまいりたいと考えております。

次にまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、当初計画にあった小淵沢駅南北自由通路整備についてであります。

小淵沢駅舎・駅前広場整備に関しては、平成18年1月に旧小淵沢町において策定された都市再生整備計画には南北自由通路や北側に広場や駐車場などの整備が計画されていましたが、巨摩跨線橋を整備することおよび西側に地下通路があることや、南北自由通路の整備には当時の試算で約3億円を要することなどを総合的に勘案して、整備を行わないこととしたところであります。

また小淵沢駅は北杜市の観光の玄関口として、市としてどのように活用していくかを考える必要があることから、平成22年度に立ち上げた小淵沢駅舎・駅前広場整備事業市民協議会においても南北自由通路の整備は行わないことをご理解いただいております。

次に、市民との協働における市民意見の反映等についてであります。

小淵沢合築駅舎・駅前広場整備事業につきましては市民協議会を立ち上げ跨線橋の位置、駅舎の位置、駅前広場の利用形態について協議を行い、基本構想を策定したところです。

また、平成26年度から地域で組織する小淵沢周辺地区都市再生整備計画事業推進協議会を設置し、事業の円滑な推進とまちづくりの方向性や駅を活用して地域の観光や拠点整備を生み出すための戦略としてさまざまなプロジェクトを行い検証し、活性化計画を策定しています。これらの計画には協議会委員の意見はもとより市民ワークショップ等を行い、市民の意見も取り入れる中で行っております。

次にデザインや素材のコンセプトについてであります。

駅舎および広場のイメージにつきましては、市の自然環境を継承していく創造的なデザインをコンセプトとしております。

駅舎の外観については、美しい山岳景観と八ヶ岳の各所に湧き出る清らかな湧き水がつくり出す清流を抽象化したデザインをモチーフとして取り入れています。また駅舎の外壁材は地場産のアカマツを使用したいと考えておりましたが、調達が難しいことから国産材を使用しました。擁壁の石張りについては、石垣ならではの原風景を取り入れ、イメージに合った石材が市内にあれば使用したかったのですが、量などの問題で国内の石材を使用したところであります。

次に、施設の多機能化と維持管理コストの軽減等についてであります。

合築駅舎・駅前広場については、設計の段階から経費の縮減と維持管理も含め検討いたしました。木材以外の外壁はアルミパネルになっており、ウレタン塗装仕様にし耐用年数は約20年であり、竣工後約20年ごとにウレタン再塗装を施すことによって外壁の性能は保たれることとなっております。

またLED電球を使用し省電力化を図っており、より節電を図るため、運用後、状況を勘案しながら点灯時間も検討してまいりたいと考えております。

なお、災害時に鉄道が不通になった場合の対応にあたっては、帰宅困難者対策等も含め駅舎の多目的ホール・観光案内所を使用することについて、JR東日本と運用面で協議を行っております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

○12番議員（野中真理子君）

議長、答弁漏れというか、ぜひここは聞きたいと思うところがあるんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（千野秀一君）

はい、どうぞ。

○12番議員（野中真理子君）

まちづくりとはの項目の③石の産地はどこかと私は聞いている中で、国産しか言われなかったんですけども、しっかりと場所を教えてくださいませんか。

○議長（千野秀一君）

よろしいですか。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

石場につきましては、小豆島になります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

○12番議員（野中真理子君）

それでは再質問をいたします。

まず第1項目めの北杜市第2次総合計画と総合戦略に関連してですけれども、この最初の2項目の質問は実は市議会議長会主催の議員研修の中で、同志社大学の新川達郎先生が総合戦略と総合計画についてのご講演を私ども受けました。その中で総合計画というのは長期計画で総花的、資源が分散されることになる。一方、総合戦略というのは従来の総合計画ではできなかった発想や手法を大胆に導入するべき。またこのチャンスを逃すと今後同様なものはないかもしれないとまでおっしゃったことをもとに、また一点突破型なのか、総合計画の下支え的なバランス型なのかというのも実は同志社大学の新川先生のご講演の中での言葉でして、その観点からもう一度、この答えを言っていただければと思います。

もう1つ、3番目ですが個別計画に基づいて公共施設の最適化を行うということですが、32年度までということであると本当に短い期間です。現在、考えられているスケジュール等、個別計画のスケジュールと、また実際どんなことができるのか教えていただければと思います。

4番目については、特に豊かな自然環境を生かすということで幼児教育の中で聖ヨハネ保育園の入園希望者が大変多い、入園がかなえられなかった方もいらっしゃるということを伺っています。聖ヨハネ保育園は、清里の豊かな自然環境の中で子どもたちを伸び伸びと遊ばせる、それが大変人気でおそらく希望者が多かったと思うんですけども、そういうこと、また森のようちえんピッコロにしてもそこに入れたいからと移住してくる人がいる。まさしくこの総合戦略に掲げている項目に合うそれぞれのことがやっておられます。そういうことを踏まえて、市の保育園とか全体の市の幼児教育のあり方をどう考えているかということを今一度伺いたいと思います。

また観光も体験ということをおっしゃって、たしかにいろいろな体験ができますけれども、特に例えばトレッキングですとかそういうことであれば、ハイキングでもそれから遊歩道でも、ある程度の整備が必要になってくるかと思えますけれども、そのへんのことはどうお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

野中真理子議員の再質問にお答えをいたします。

総合戦略につきまして、突破型かバランス型か改めてということでございますけれども、総合戦略につきましては産官学金労言という皆さまに総合計画の委員になっていただきまして、総合的に取り組むことといたしまして、5つのプロジェクトで総合的な計画を立てて進めることとしたところでございますけれども、その中でも特に若者や子育て世代のための北杜市の魅力を最大限に生かして、地域の活性を将来にわたって維持していくような計画としたものでございます。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

まずはじめの個別計画についてという質問でございます。

保育園についての個別計画について、答弁をさせていただきたいと思えます。

本市の市立保育園は昭和50年代に建築されたものが多く、施設は老朽化が進んでいる状況にございますけれども、部分的な修繕を行い安全な保育環境の確保に努めているところでございます。

なお、本年3月に策定いたしました第2次北杜市保育園充実プランでは、北杜市立保育園既存建築改修計画を策定し、計画的な長寿命化大規模改修建て替え等の施設整備を行うとしております。この改善計画の策定にあたりましては建物本体および設備、園児数の推移、施設規模等により整備を行う施設の優先順位および整備方法について決めていきたいと考えております。

次に豊かな自然環境を生かした幼児教育について回答をいたします。

本市では自然や歴史、文化施設、人材など地域の資源を十分活用した原体験や実地体験を重視した原っぱ教育を提唱し、心身ともに健康で郷土愛あふれる人づくりを目指して実践をまいりました。

今後の幼児教育におきましても本市の特色ある原っぱ教育を引き続き推進する中で、教育ファームや食育、環境教育、三世代交流、小遠足としての地域文化史跡などの散策、スポーツ活動、自然体験など多様な体験を取り入れ、心身ともに健康で郷土愛にあふれる子どもたちの育成を目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

野中議員の再質問にお答えいたします。

体験型ということでハイキング、遊歩道の整備についてというご質問でございます。

本市は、先ほども答弁しましたが美しい山岳景観ということでございます。近年インバウンドということもございまして、外国からの観光客も東京オリンピックを見据えて進めていかなければならないと思います。南アルプスのユネスコも登録されたことによりまして、地域連絡会におきまして登山道の整備などということで活発な議論をいただいている中で今後、実施について順次整備していくということでございます。

しかしながら、ただ北杜市は広大な面積ということもございまして、遊歩道等も数多く延長も長いということもございますので、できる限りということになろうかと思えますけど順次整備していくという考えでございます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

それではここで、あと1点だけ再々質問をいたします。

先ほどの幼児教育なんですけれども、豊かな自然環境を生かすというあり方で、例えば建物とかそういうことも大事、重要になってくると思います。どこに造られるのか建物、それが保育園改修の計画と、それからそういうものがどのようにリンクさせようとしているかだけ伺って、ここでは、この質問は終わりとします。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

野中真理子議員の再々質問にお答えいたします。

まだそこまでの計画がつくられておりませんので、今後個別計画をつくる中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

それでは、2項目めの市民活動に対する市の姿勢について再質問いたします。

この中部横断自動車道の沿線住民の会のニュースが置けなくなったことや市民フォーラムの会報が今、公共施設に置けないという現状は私はこの一図書館長、またそのときの総務部長なりが決めた、またはそこだけの問題であるとは思っておりません。まさしくこういうことは市長の政治姿勢の問題であると思います。今までも、例えば水道問題にしても、中部横断道の問題にしても話を聞いてほしいといったときに、市長はその渦中にあるときは、その話し合いと

かに自ら出ていくことはされませんでした。耳を貸そうとしない、遠ざけていた、この姿勢がそのパンフレットも拒否する。それから議会の会報とかも置かないようにする。私はまさしくこれは個別の問題ではなく市全体の姿勢の問題だと思っています。そういう意味で、この問題をどう考えていくか、私は市長にぜひこの答えをお願いしたいと思います。

またその掲示コーナーというのは、たしかにスペースは問題だと思います。でも市民の活動を、これから市民との協働とか市民活動の活発化がこの地域にとってすごく大事なことである。これがどれだけの方たちがどういうことをやって何をやろうとしているか、皆さん必死でやろうとしていることを市がアピールする、それをお手伝いする、そのための掲示スペースをつくるというのは当然のことだと思います。そういう意味も含めて姿勢を今一度お尋ねいたします。

○議長（千野秀一君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いずれにしても公共施設にこのパンフレットをはじめ資料を配布するには、いろいろな意味で公共性等々を考えて慎重に考えなければならないことでありますので、今回の問題もそういう姿勢で取ったわけであります。ご理解ください。

○議長（千野秀一君）

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

公共施設って誰のものなんでしょう。市の執行部のものではないはずです。市民のものはずです。市民の皆さんが必死で訴えたいもの、それから必死で活動されている、一生懸命活動されているものをレターなりにするもの、またイベントも、企画するものを市のほうが後押しして、その掲示スペースぐらいは出してあげるのが本当なんではないでしょうか。もちろんいろんな危険なものとか、それからそういう偏ったものという、本当に危険なものはそれはもちろんある程度のルールは必要かもしれません。でも先ほども言ったルールというのは必要に応じてとおっしゃいました。ルールを決める。必要に応じてって誰が決めるんですか。その時々執行部ですか。必要に応じてという曖昧なあれでは、まったくの基準にならないと思います。いろんな活動というものはそのときは、そのとき皆さん必死であとどう評価されるかというのは、そののちになってみなければ分からないものです。その時々活動を市のほうが汲み取って、それを後押しすることこそが市の役目だと、執行部の役目だと思います。いかがでしょうか。

○議長（千野秀一君）

大芝副市長。

○副市長（大芝正和君）

野中議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

たしかに市民活動が非常に盛んというのは一つの北杜市の特徴だと、特色があるというふう考えておりますし、県内の各市からも北杜市の市民活動の活発さというのは市の活性化につながっているということで非常に評価をいただいておりますけども、一方でパンフレット等の設置の要望も音楽祭等も含めて非常に多く寄せられております。ただ、先ほど担当のほうからも答弁をさせていただきましたけども、その施設の設置目的ですとか、あるいはその掲示のスペース等もございますし、ただ雑多に置くということが、ではその施設からみていいのかとい

う問題もありますので、その施設のコーナーとかのスペース等も考慮しながら、その施設ごとに判断をするということになろうかなと思いますけども、先ほど答弁させていただいたように、やはり特定の個人とか団体を誹謗・中傷したり、営利活動するもの以外はその施設の設置目的に、スペース等に応じて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

それでは、地上設置型太陽光発電施設についての質問に移ります。

先ほど部長のご答弁、例えば景観条例や指導要綱をどのように周知しているか。ホームページとか、または新しいものについては通知を出しましたよということをおっしゃいました。それを伺って、私、市民の皆さんから寄せられたものが本当だったんだな、要するに市民の皆さん、何をおっしゃってきたかという、行き渡っていないと。要するに周知されていない。例えば県のガイドラインについては、住民の側が事業者に渡したとおっしゃっています。それから例えば事業者に対して市がどのように指導要綱や条例を渡すなりするとき、これは法的規制はありませんからというようなことを付け加えて渡しているということを経験の方から伺っています。これが事実かどうか確認はできませんけれども、もしホームページとかそういうものだけで通知をしている、また周知をしているのであればまったく不足だと思います。しっかりと事業者と個別で来たときに説明をするべきだと思います。

また大滝湧水の計画に対してですけれども、この行政区というものは区、それから公的なある程度の位置づけだと思います。その地区が地域をあげて、関係地区すべてが反対した。そのことに対して、もっと市は真剣に受け止めて住民の声というものに向き合わなければいけないのではないかと思います。そこを改めてご答弁いただきたい。

また例えば、これを私がしろというのは各地区のことですから、例えばの例としてですけれども、大滝湧水の今回、問題がありました。湧水エリアにはこのうちの地区ではやらないでほしいとか、やりたくないというものを地区まちづくり市民委員会を立ち上げて計画をつくれば、そういうことも可能なんではないでしょうか。そういうことを市民の皆さんはたぶんなかなか分かっていないし、そういうことも含めて市がしっかりとこういうことができますよ、地域で皆さんがこういうふうになればこういうことができますよということも今後、周知をしていく。特に行政区という単位ですから、そういうことも含めて言っていただければと思います。

それと景観計画の変更に対する、⑤のことですけれども自然エネルギー庁の平成28年7月29日の太陽光発電設備の運用変更によって、出力の減少については調達価格の変更はなくなりましたよね。ですから景観計画の変更のときにセットバックや高さ制限は出力減少が伴うからやりにくいといった答弁の、その大きなハードルはなくなったわけです。ですから改めて何通も寄せられた、263通寄せられた市民の声、パブリックコメントの市民の声を生かすためにも検討をすべき。またそのために、その検討のためにまちづくり審議会を開くべきだと思いますけれども、そこを含めてご答弁願いたいと思います。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

まずはじめに周知でございますけれども、先ほど申しましたように、たしかに窓口、それからホームページ等でも周知をやってございます。また景観条例に基づきまして、提出される届け出書類においても設置場所に応じた景観形成のための追加した項目、景観形成基準でございますけれども、これについても内容の確認や指導を行いまして、要綱やガイドラインと併せて指導を行っているところでございます。

次に地域に寄り添ったというようなことでございます。

市としましては地域の意向は非常に重いものと考えておりますが、根拠となる法令に中止させるべき規定がない以上、この意向をもってしても市として事業を中止させることは難しいものがございます。このため事業の中止等は、事業者自らが判断によってなるものでございまして地域と話し合い、意見等をもとに合意形成を図られるよう市で指導してきたところでございます。また地元区長とも連絡等は行ってきてございます。

続きまして地区まちづくり委員会の関係でございますけれども、北杜市まちづくり条例に基づく地区まちづくり委員会については、先ほど答弁しましたとおり市ホームページにおいて周知しているところでございます。改めて周知等は行ってまいりたいと考えております。

なお、市民まちづくり委員会の設立、地区まちづくり計画の策定に当たっては、地域においてどのような課題があるかを把握し、その課題解決や住みよいまちづくりに向けて地域のことは地域で考え、一体となって取り組むものでございます。このことから地区まちづくりの方針を定めまして地域内の建築用途、あるいは形態関係、意匠などの建築デザイン、維持管理、コミュニティ活動について十分に検討を行っていただき、地域のルールが導き出されるものと考えております。地域の課題の中に太陽光発電施設が該当する場合は、これも併せて検討していただければと考えております。したがって、太陽光発電施設に限っての周知とはとりあえず予定はしてございません。

続きまして調達価格に関する形で独自規制をということでございますけれども、これにつきましては、制度改正となる電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法においても、地域との共生の観点から関係法令の順守を求められております。このため、市においては北杜市景観条例の順守を求め指導してまいっているところでございます。

調達価格の変更がないからといって取得した認定出力の変更をさせる行為は、その指導目的に法的根拠が必要であると考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

それではこの項目の再々質問ですけれども、大滝湧水の地区の計画に対しては、先ほど事業者から上申書が出ている。ご答弁ではこれから考えるということでしたけど、これ今まさに動いて、本当に喫緊の課題だと思いますので、その答えのスケジュールをどういうふうに考えているか伺いたいのと、あと地区まちづくり市民委員会が立ち上がれば、例えばこのエリアには太陽光発電はうちの区はつくらないということは可能かどうか、そこをご答弁願いたいと思います。

○議長（千野秀一君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

野中真理子議員の再々質問にお答えいたします。

上申書に対するスケジュールでございますけども、9月6日に上申書のほうが届きましたものですから、今、本当に内容等の精査をして考察をしている段階でございます。これをさらに検討をして回答というんですかね、検討はしていきたいということで、はっきりしたスケジュールは、今は持ち合わせてございません。

それから地区まちづくり委員会につきましては、先ほど申しましたですけども、太陽光のみという形の部分での規制は可能でございますけれども、一応、先ほど言ったように建築とかそういう形も含んだ形でルールづくりを決めていただければと思います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

それでは、最後の項目のまちづくりとはについての再質問をいたします。

1つは小淵沢駅の南北自由通路についてですけれども、平成18年度のまちづくり交付金事業というのは、これは北杜市が行ったもののはずです。北杜市になってからの交付金の事業、その中に南北自由通路がしっかりと組み込まれているわけです。北杜市の都市再生整備計画に基づいて、この交付金の申請は行われているはずですので、先ほどの小淵沢町が作成した、たしかにもともとはそうなのかもしれないですけども、あくまでも北杜市の事業ですから、そこをしっかりと区別してご答弁願いたいと思います。

もう1つは、私は郷土の歴史に育まれてきたものを大切にするということが非常にまちづくり、私はというか皆さんそういうふうに思っていると思います。その中で先ほど駅のデザインについて創造的なデザインというふうに、これをコンセプトにというようなことが言われたと思うんですけども、そういう創造的なデザインをコンセプトにする、それをどこでどういうふうに同意されたんでしょうか。例えばいろんなデザインとかがコンペがなされて市民の皆さんがこれがいいやということを選ぶなら分かるんですけども、そういうことでは、小淵沢の駅舎はなかったと思います。できてみて、みんながあれっていう、この地に合ったものなのかなという疑問を持たれている方も、今いるのかなと思うんですけども、どういうところで、例えば設計者とかデザインみたいなものが市の中で選ばれていったのかなというのは、非常に伺いたいところであります。

また塀の石の産地は小豆島、地元の石が調達できなかったとおっしゃいましたけど、八ヶ岳、石、いっぱいあるんじゃないですか。今、例えばあるところで有名になっているガーデンというのは、本当に地元の草花を生かして石もそこで積んで、だからこそ多くの人が訪れるところになっていると聞いています。そういうことも含めて、まちづくりの根本に関わりますので改めてご答弁願いたいと思います。

○議長（千野秀一君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

南北自由通路の計画でございますけれども、これにつきましては先ほど答弁しましたとおり跨線橋とか、その西側に通路があると。また当時の試算で約３億円かかるということを答弁させていただきました。これにつきましては、北杜市で改めて再検討いたしまして平成１９年８月に都市再生整備計画の見直しを行ったものでございます。

次に装飾デザインにつきましては、当然、駅の形象、デザイン等につきましても市民等の声を聞きながら、そんな形で独創的なデザイン、当然、八ヶ岳の、先ほど申しました湧水が出るというような形で決定をしてきたものでございます。

それから小豆島のほうの石でございますけれども、これにつきましては市内のほうも探したわけなんですけれども、原風景のイメージに合う石が質・量ともに調達することができなかったということで小豆島産の石を使用したものでございます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

野中真理子君。

○１２番議員（野中真理子君）

それでは再々質問をいたします。

南北自由通路についてですけども、実際に計画に、私ここに用紙を持って、北杜市がつくられた計画の中にしっかりとあるんです。要するにこういうものを出す前に３億円かかるから無理だとか、そういう検討がなされているんなら分かるんですけども、こういうものを、計画を市民の前にも出したあとに３億円出すからできないと。これはあまりにも計画性がなさすぎることを露呈していると思いますので、そこをまだご答弁願いたいのと小豆島の石、なかったからあれを使った。ではあれがこの今の景観に、八ヶ岳の景観に合っていると皆さん思われるでしょうかね。そこも含めて最後、ご答弁願えればと思います。

○議長（千野秀一君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

野中真理子議員の再々質問にお答えします。

当然、小淵沢町時代に計画されました。それから北杜市になって引き継いで、１８年のときにはふるさとづくりの交付金事業の計画にも載ってございましたけども、改めて北杜市として当然、小淵沢駅は観光の玄関口ということもございまして改めて再検討いたしまして、コストもかかる、そういうことも総合的に勘案しまして整備を行った、見直しを行ったということでございます。

それから先ほどの小豆島の石ということでございますけれども、実際的には量・質ともに調達できなかったということでございまして、最終的に小豆島の石という形になりました。

以上です。

○議長（千野秀一君）

野中真理子君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

岡野淳君の関連質問を許します。

○8番議員（岡野淳君）

2点ばかり質問させていただきます。

まず市民活動に対する市の市政についてですけれども、市民が入手したさまざまな情報をどのように判断するかというのは、これは市民が決めることだと思っています。市民が入手できる情報を市が選別するというのは、僕はおかしいというふうに思っています。もちろん公序良俗に反するもの、あるいは営利目的、あるいは誰かを誹謗・中傷するようなもの、こういうものはもう当然駄目なんですけれども、チラシの内容によって、その判断、置いていいよ、置いてはいけないという判断が左右されるのかどうか、そういうところを1点、もう一度聞かせていただきたいと思います。

それからもう1つは会派の会報についてですけれども、先ほど総務部長、会派の責任で配布すればいいというようなことをおっしゃったように理解していますが、それなら今後は置いていいというふうに考えてよろしいのかどうか、そこを教えてください。

それからもう1点は地上設置型太陽光発電の施設についてですけれども、先ほど答弁の中で地域との関係が良好になるように業者を指導するんだというご答弁がありましたけれども、それも結構なんですけど、市と住民の関係が良好になってくれないと困るんです。今のまいますと市と住民の関係、あるいは信頼関係、これが悪くなる可能性があると思はれています。そうすると例えば市民との協働とかそういったものなんかは成り立たなくなってしまうですね。先ほどデマンドバスのところでも、地域のことでできることは地域でやるんだという答弁がありましたけども、なぜ私たちがそんなことをやるんだと、そんな市の仕事でしょうと言われてしまうようにならないように、やはり市と住民の関係のこともよく考えていただきたいと思います。そこらへんご答弁をお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

岡野議員の関連質問にお答えします。

市民が選別するべきだというふうなことだと思います。

今回の場合、答弁させていただくのは沿線の・・・はい、分かりました。沿線の会のニュースの掲示に関してというふうなことでちょっと言わせていただきます。

答弁の中にもありましたとおり、限られたスペースの掲示コーナーの対応としては、コーナーの目的、それから優先順位、また今回のニュースに関しましては年6回発行の定期刊行物をすべて、8館に置いていくというふうなものでございました。こうした刊行物の増加が、すでにかなり飽和状態の中、掲示コーナーの本来の目的に影響を与えろといったようなことも考慮いたしまして今回の対応をさせていただいたという状況です。

ただ一方で、今回のニュースのような社会的な問題があるというふうな資料につきましても、扱いというところは図書館の収集基準、それから図書館法、また任務というところには社会的に対する多様な意見にかかる資料については広く収集し、その図書館を利用する方に接していることが求められているというふうな状況もございました。そうしたことから、沿線の会のニュースなどにつきましても、多様な意見があるというふうなこういった資料です。それは当然、発行者の協力もいただかなければなりませんけれども、館内の閲覧することができる資料

として話もさせていただいたというところでございます。ですので、そういう資料だからといって掲示コーナーから省いたというふうな状況ではなく、館内で見られるような措置も講じることはできるということでお答えをさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

岡野議員の関連質問にお答えをいたします。

会派の会報についてということでございますけれども、議会の定例会、あるいは臨時会等につきましては議会だよりで内容等につきまして、また議会活動につきまして広報させていただいているところでございます。それを除きますと、やはり会派の政策理念や会派の主張というようなことになってまいりますので、そこらへんについては会派の責任において配布をいただいているというふうに考えております。

公共施設での設置ということでございますが、これにつきましては、また議会事務局と協議をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

傍聴人に申し上げます。

私語は謹んでください。

答弁が終わりました。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

岡野議員の関連質問にお答えいたします。

事業者への指導につきましては、地域の状況等を踏まえました指導を行ってきております。このためにも地域の要望に対し、市としても地域との協調を保っていく観点からも地域住民の要望を考慮しながら調整・対応はしているところでございます。このことがございまして、事業者と地元における説明会の開催等については、市が調整を図っていくことも必要に応じて対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

○8番議員（岡野淳君）

終わります。

○議長（千野秀一君）

いいですか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は1時35分。

休憩 午後12時05分

再開 午後 1時35分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に公明党の会派代表質問を許します。

公明党、18番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

公明党の代表質問をいたします。

今年度、第2次補正予算案が8月24日に閣議決定され、地方や中小小規模企業会計にも自公政権の経済政策の効果が及ぶよう、政府与党で取りまとめた経済対策を実行するためであります。

一億総活躍社会の実現の加速など4分野にわたり財政措置されており、わが市は少子高齢化の流れの中にあり、この流れを食い止めるために積極的に定住促進策を実施していますが、今回の第2次補正予算の導入に向け、さらに加速化する必要があると考えます。また農業を基幹産業とする本市で農業分野への積極的な取り組みについて、以下伺います。

1. 農業従事者の高齢化により耕作放棄地となる農地を守るため、各地区で営農組織が活躍しており、地域に欠かせない担い手となっているが営農組織への活用は。
2. これまで耕作放棄地を活用し、地域の活性化や雇用の場の確保など大きな効果を上げている農業法人がありますが、これまで以上に積極的に推進する必要があると思いますが、今回の補正予算で取り組む考えがあるか伺います。

次に上下水道事業の地方公営企業法の適用に向けた取り組みについて、いくつか質問します。

上下水道事業は国が示したロードマップに沿って、平成32年4月の公営企業法適用に向けた取り組みが進められています。ライフラインとして、市民生活に密着する両事業が公営企業として今後も安全、安心、安定した持続可能な事業運営が行えるよう以下、質問いたします。

1. 組織再編について。

料金徴収業務等の民間委託と公営企業法の適用へ向け、進めているようですがその概要はどうなっているのでしょうか。

次に再編により現在の4上下水道センターは集約されるとのことですが、緊急対応や利用者サービスの低下が懸念されるが、その対応をどのように考えているのでしょうか。

2. 料金徴収業務の民間委託について。

市民生活への影響や利用者が困惑しないよう周知が必要と考えるが、その対応についてはいかがでしょうか。

徴収率の向上も求められますが、期待される効果はどのようなになっているのでしょうか。

公金を民間委託する上でのチェック機能はどうなっているのでしょうか。

3. 上下水道料金の状況について。

一般会計の財政健全化は図られつつあるが、上下水道において料金にも影響する起債残高および各特別会計による起債償還（元金、利子）の占める割合は平成27年度末でどのような状況か。

上下水道料金の給水原価と供給単価、汚水処理原価と使用料単価の状況は。

市では水道企業団からの受水が白州、武川地区を除くエリアにおいて重要不可欠な水源となっているが、企業団では受水単価の見直しを進めているとのことだがその内容と状況、それに伴う市水道事業への影響はどうなっているのでしょうか。

次に指定管理施設 道の駅はくしゅう管理運営組合の管理運営について、いくつか質問いたします。

9月9日の平成27年度の指定管理施設の管理運営状況について報告を受け、この中で唯一、はくしゅう道の駅管理運営組合の評価がDとなっています。これを踏まえて質問をいたします。

1. 指定管理者の手続き等に関する条例第10条および管理協定書第22条では、指定管理者は毎年度終了2カ月以内に、その管理する公の施設に関する事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならないと定められていますが道の駅はくしゅう管理運営組合からの平成27年度事業報告書の収受は平成28年7月1日となっているが、なぜ1カ月も遅いのか理由を伺います。
2. 平成28年5月24日開催の理事会資料で、平成27年度事業報告書（収支決算報告書）と開示請求分の平成27年度収支報告書において、各月の収支額および年間の執行額が相違している理由は。
3. 平成27年度事業報告書（収支決算書）は、平成28年5月24日開催の理事会で審議した決算書であり、収入合計から支出合計を差し引いた額が相違している等、でたらめな報告書であり、理事誰一人として指摘しておりません。通常の常識からも考えられない異常な理事会運営であり、また開示請求によって開示した書式と道の駅はくしゅう管理運営組合提出の計画書および報告書の書式がなぜ異なっているのか。
4. 開示請求において、平成27年度の農産物直売部門会計、郷土料理部門会計、管理部門会計が開示されないのはなぜか。
5. 道の駅はくしゅう管理運営組合規約で第3条、組織において組合は賛同する梨北農業協同組合、NPO法人白州町観光協会法人を梨北農業協同組合、商工会白州町理事、白州厨房と改定した理由について、お伺いいたします。

以上で質問を終わります。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

国の第2次補正予算について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、営農組織への国の第2次補正予算の活用についてであります。

今回の国の補正予算については、中山間地域の農業所得の向上が大きな項目の一つとして取り上げられております。

本市は中山間地域に位置することから、耕作放棄地や遊休農地有効活用とともに営農経費のコストダウンや大型農業機械の導入による作業の効率化を図るため、農家の組織づくりを支援してまいりました。

現在、営農組織については市内に17組織が設立されておりますので、地域農業のさらなる

活性化に向け、国の補正予算を活用し営農組織を支援してまいりたいと考えております。

具体的には地域一丸となって収益力強化に計画的な取り組みを行う産地に対し、農業機械のリースやハウス施設の整備を行う産地パワーアップ事業を営農組織のニーズなどを聞き取りながら積極的に活用してまいります。

次に農業法人参入への取り組みについてであります。

現在、北杜市への参入、または参入予定の農業法人は24社であります。すでに栽培を開始している農業法人17社が活用した遊休農地は約100ヘクタールで、雇用者数も450人を超えるなど地域の活性化に大きく貢献しておりますので、引き続き積極的に参入を推進してまいります。

国の補正予算に関しては、経営規模拡大等農業構造の改善を行うため、農地や農業排水施設等の整備を実施できる農業農村整備事業がありますので、地権者の理解を得る中で参入法人が最先端の環境制御等による養液栽培などの大型施設栽培が可能となるよう、オーダーメイド型基盤整備を実施し、さらなる農業参入を推進できるよう補正予算を活用してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

指定管理施設道の駅はくしゅう管理運営組合について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、平成27年度事業報告書の提出が遅れた理由についてであります。

事業報告書については白州町交流促進施設の管理に関する協定書第22条に基づき、5月末日が提出期限となっておりますが、指定管理者である道の駅はくしゅう管理運営組合長から市へ提出期限延期の申請書が提出されました。

その理由としては会計年度末に理事交代があり、引き継ぎおよび内容の確認作業を行った上で再度、理事会を開催する必要があるため時間を要するとのことから市は事情を考慮して承認したところであります。その後、7月1日付けで事業報告書の提出がありました。

次に、理事会資料と平成27年度収支報告書の執行額や書式の相違についてであります。

年度末の理事交代により収支報告書の提出が遅れたことから、状況確認のため市が提出を求めた5月24日開催の理事会資料には、決算承認されていない収支報告書（案）が添付されていましたが、これは内容が未確定の資料と認識しております。

一方、道の駅はくしゅう管理運営組合から7月1日に提出された平成27年度収支報告書は協定書に規定する様式により必要書類を添付し、組合の監事による監査も受け、理事会で承認を得て報告されていることから適正なものであると認識しております。

次に開示請求において、各部門会計が開示されないことについてであります。

道の駅はくしゅう管理運営組合から提出された平成27年度収支報告書は協定書に基づき、管理運営組合の全体収支報告書として提出されました。また、その添付資料として部門ごとの内訳書も付いておりましたので開示いたしました。月々の計算書は添付されておられません。

次に道の駅はくしゅう管理運営組合規約を改正した理由についてであります。

現在の組合は、平成12年8月に道の駅が登録されたときに白州道の駅利用組合として設立され、その後、平成18年に道の駅はくしゅう管理運営組合となり、道の駅を拠点に地域活性化のために地域住民と深く関わりを持っている団体で構成される組合であることから、指定管理者制度導入時から非公募の対象としたところであります。

指定管理者制度において組合理約の改正は市への報告事項であることから、組合の構成団体を変更する必要性が生じたことによる5月24日付けの改正について、市へ変更届が提出されました。

規約につきましては団体自らの責任で運用するもので、市は直接関与するものではありませんが改正された規約の提出を受け、市から法人格を有していない者が組織にあることを指摘したところ9月6日開催の理事会において再度改正を行ったと報告を受けております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

上下水道事業の地方公営企業法の適用へ向けた取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、組織再編についてであります。

本市では国が示したロードマップに基づき、平成32年4月の地方公営企業法の適用へ向け北杜市簡易水道運営委員会、ならびに下水道事業審議会からご意見を伺いながら昨年度策定した北杜市上下水道事業地方公営企業法適用化基本計画に沿って、準備を進めているところであります。

組織再編においては組織のスリム化と事務の効率化が図られるよう、料金徴収等業務の民間委託を行うとともに4上下水道センターを統合し、2上下水道センターの体制で業務に対応してまいりたいと考えております。

新体制では、高根・長坂・大泉・小淵沢エリアを所管する北部上下水道センターを高根総合支所内に、明野・須玉・白州・武川エリアを所管する南部上下水道センターは本庁に配置してまいります。

一方、民間委託による料金徴収等の業務を行う上下水道お客様センターを本庁舎内へ設置し他の行政サービスとのワンストップ化を図り、利用者サービスの向上と事務の効率化に努めてまいります。

次に組織再編等に伴う利用者サービスなどへの対応についてであります。上下水道センターの業務は上下水道施設の維持管理および料金徴収に係る業務などが主な内容であります。

窓口業務については、料金支払いにおいて口座振替やコンビニ収納が普及したことから窓口での市民等への対応は減少傾向にあり、現状、給水工事等に伴う業者対応などが主な内容となっていますので、利用者の皆さまへの影響は少ないものと考えております。

また施設の維持管理業務については、各センターの所管するエリアが広域化しますが、遠隔監視システムの活用やノウハウを持つ職員の複数配置が可能となることから、災害等の緊急対応においても迅速かつ柔軟に対応し、サービスの低下等が生じないよう努めてまいります。

次に、料金徴収業務等の民間委託についてであります。

料金徴収等の業務を民間委託することで、上下水道をご利用いただく皆さまに大きな影響は生じないものと考えておりますが、安心してご利用いただくためには、市が委託する事業者と上下水道お客様センターへの信頼を構築することが重要であることから、受託事業者が決定した折には平成29年4月の業務開始へ向け、市の広報紙やホームページ、チラシ等により周知に努めるとともに地域委員会や区長会にも説明を行い、周知にご協力をお願いしてまいります。

次に徴収率の向上など期待される効果についてであります。徴収率については平成27年度実績で簡易水道事業が現年分98.49%、滞納繰越分11.54%、下水道事業が現年分98.52%、滞納繰越分11.65%の状況にあります。

徴収等の業務を民間委託することにより業務の専任化が進むとともに、民間のノウハウを活用することでさらなる徴収率の向上が図られ、経営改善につながることを期待しているところであります。

また徴収率向上のためには未納者等に対する納入指導が重要であることから、未納を事前に防止し、未納額を増やさない取り組みを行うことで上下水道をご利用いただく皆さまへの平等性の確保にもつながるものと考えております。

次に公金徴収事務を民間委託する上でのチェック機能についてであります。地方自治法施行令第158条の規定に基づいて市が定める規則により委託するもので、必要に応じて徴収事務に関する帳簿、書類その他の物件について、定期または随時に検査することができると規定していることから適正な業務が執行されるよう必要な検査等を行ってまいります。

また、業務委託による上下水道お客様センターを本庁舎内へ設置することで平時においても業務連携が可能であることから指導や監督にも努めてまいります。

次に上下水道料金の状況についてであります。

はじめに起債残高等の状況についてであります。平成27年度末の起債残高は簡易水道事業が約93億8,500万円、下水道事業が約226億4,100万円、農業集落排水事業が約73億4,800万円となっており、3事業の起債残高の合計は約393億7,400万円です。市民1人当たり82万円余りとなります。

また、各特別会計における歳出に占める起債償還額の割合は簡易水道事業が32.3%、下水道事業が70.4%、農業集落排水事業が72.0%となっております。

次に上下水道料金の原価と単価についてであります。

平成27年度における簡易水道事業の水道水1立方メートルの供給に必要な費用である給水原価は277円、水道料金である供給単価は165円となっており、1立方メートル当たり112円の原価割れとなっております。

また、下水道事業における1立方メートルの汚水の処理に必要な費用である汚水処理原価は317円、使用料単価は153円で164円の原価割れとなっております。同様に農業集落排水事業においては汚水処理原価が440円、使用料単価は144円で296円の原価割れの状況となっております。

次に、峡北地域広域水道企業団による受水単価の見直しと本市水道事業への影響についてであります。

同企業団では、去る8月26日に開催された企業団議会9月定例会において、峡北地域広域水道企業団水道用水供給条例の一部改正が議決されました。

同企業団では、効率的運営に向けた経常経費の低減化および資本的投資事業の合理化を進め

てきた結果、中長期の運営コストにおいて総合的削減が見込まれることから、給水料金単価の引き下げを行うもので、給水料金および超過料金の単価を現状の1立方メートル100円から98円に値下げすることとし、平成29年4月からの施行となります。

これにより本市では塩川系・大門系を合わせた年間受水基本水量が647万8,750立方メートルでありますので1,400万円余りの経費削減となります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

小尾直知君の再質問を許します。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

それでは、最初に2次補正について再質問をいたします。

畜産についても取り組みが必要と考えますが、第2次補正予算の中に畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、これはいわゆる畜産クラスター事業といわれるものでありまして、経営の効率化などにより地域の関係者が連携して収益力強化に向けた内容となっておりますが、こういったものを市で具体的に活用する考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

小尾直知議員の再質問にお答えいたします。

畜産クラスター事業につきましては、省力化機械等の導入による生産コストの削減や品質向上など収益、生産基盤を強化し体質強化を図る事業でございます。事業の取り組みのためには畜産農家、食肉、卸売業者、飼料メーカーや行政が構成員となり、畜産クラスター協議会を設立し畜産クラスター計画の認定を県から受ける必要がございます。

北杜市におきましても計画認定を受けた協議会が1つありまして、また計画を策定中の協議会もありますので、県等、関係機関と連携する中で積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

次の上下水道事業の公営企業に向けた取り組みについて、再質問をいたします。3つ、お願いいたします。

1つ目に料金徴収業務等の民間委託と組織再編により、どの程度の費用対効果が見込めるのか伺います。

2つ目として、料金徴収業務等の民間委託に伴う受託事業者の選定はどのように進めているか。また、その状況について伺います。

3つ目、現在の徴収業務等に携わる臨時職員や検針員の状況について伺います。また組織再

編や両金等徴収業務の民間委託により、臨時職員や検針員の処遇をどのように考えているか伺います。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

小尾直知議員の再質問にお答えいたします。

3点の内容かと思いますが、まず費用対効果についてであります。

民間委託と組織再編により上下水道事業に携わる職員数は現行に対し職員と臨時職員、合わせて12名ほどの減を予定しておりまして、業務の委託料に要する経費を差し引いて約1,500万円ほどの経費削減を見込んでおります。

次に受託事業者の選定状況についてであります。選定につきましては北杜市プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領に基づいて審査委員会を設置いたしまして、委託仕様書等を審査した上で公募をしましたところ、5事業者から提案書の提出がありまして8月中旬にはプレゼンによる説明を受け評価の高い事業者を選定し、現在、契約へ向け協議を進めているところであります。

次に臨時職員や検針員の状況、処遇等についてであります。現在、臨時職員は4センターに5名を配置しております。また市全域で46名の検針員に検針業務を委託しているところであります。

なお、業務委託する上で現在の臨時職員や検針員の雇用機会が確保されるよう仕様書にも明記をしたところであり、委託事業者との契約が締結された折には早い時期に説明会などを開催してまいりたいと考えております。また新たに職員等を雇用する場合には、地域雇用を優先することなどを事業者に求めているところであります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

再々質問をしたいと思います。

本来、独立採算を求められる上下水道事業であります。これまでの施設整備のために借り入れた起債償還残高が先ほどの話で400億円ということで、施設の老朽化が進み今後さらなるコストがかかることも想定されております。両事業は市民生活のライフラインであることから、これらを料金単価に反映させることは市民生活を圧迫することにもつながると考える。また少子高齢化や人口減が進む中で定住促進にも取り組んでいるが、安易な料金の値上げはライフコストが上がり、足かせとなることも想定されます。一般会計の健全化が進む中で上下水道事業の独立採算、経営の健全化に向けては一般会計からの繰出金のあり方が重要不可欠だと考えますが、今後の一般会計からの繰出金に対する考えと上下水道料金に対する考えを伺います。

○議長（千野秀一君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

小尾議員の再々質問にお答えいたします。

今後の一般会計からの繰出金と上下水道料金に対する考え方ということですが、上下水道事業は現状、一般会計からの繰出金に依存している状況であります。今後も、したがって引き続き経費の節減に努めてまいります。市民のライフラインである上下水道の料金でありますので、使用料金と繰出金の適正額について検討を行っていく必要があります。

料金改定につきましては、平成32年4月スタートの地方公営企業法の適用により経営状況の分析を進めるとともに北杜市簡易水道運営委員会、ならびに下水道事業審議会からご意見を伺い、さらに議会のご意見も伺いながら時期や内容について慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

それでは、道の駅はくしゅうの関係について再質問をいたします。

先ほど答弁でもありましたが、平成27年度事業報告書の収受が平成28年7月1日と1カ月の遅延という報告がありましたけども、何がこの遅延の要因となっていたのか、この事実関係について伺います。

次に開示された、平成28年5月24日付けの道の駅はくしゅう管理運営組合理事会資料をもとにいくつか、お聞きします。

1つは規約について。

規約第3条、組織組合は前条の目的に賛同する法人と定めている。NPO法人白州町観光協会を商工会白州町理事と称する団体に平成28年5月24日に会計施行しておりますが、北杜市観光協会白州支部ではなく、法人資格でない商工会白州町理事になった経緯と理由、ならびに同3項の組織図においては観光情報提供に関する業務として北杜市観光課が担当となっており、組合規約から逸脱しているがこの市の見解を求めます。

2として、理事管理および役員について。

規約第5条2項において、理事会は組合長が招集との規定である。しかし平成28年4月13日開催した第1回理事会では、組合長が存在しない状況下で重要な食堂部門を運営する業者選定を議する理事会であったにもかかわらず、誰が招集したのか、また当日の理事会で食堂部門の運営者に決定した白州ジビエ株式会社の代表者が議事録の出欠簿に出席の記載もなく、理事の資格もなく出席もしていないのに、当日の理事会の議事録署名人として署名・捺印している。さらには白州道の駅利用組合の組合員でもないF氏が利用組合より選出の管理運営組合の重要な権限を有する監事となっている。監事会で承認もされていないし、出席もしていない監事が平成28年6月27日付けの監査報告書に署名・捺印していることなど、4月13日開催した第1回理事会は無効と考えるが市の見解を伺います。

また、なぜ監査日が5月中でなく6月27日なのか非常に疑問である。さらには法人資格のない商工会白州町理事が道の駅はくしゅう管理運営組合の理事に2名。その1名は新組合長になっていること。副駅長も同様に新駅長になっているが、議事録の記述では理事会の議題として表記されてなく議決もされていないが、併せて伺います。

3つ目、平成28年3月29日付けでNPO法人白州町観光協会の理事2名のうち1名は5月31日をもって理事を退任する旨の通知を道の駅はくしゅう管理運営組合に郵送しているが、5月31日までの任期がある理事に対して4月13日、5月24日、5月31日の開催の理事会の通知をしていないことは、あってはならない行為であると思うが見解を伺います。

4つ目、道の駅はくしゅう事務要領について。

平成13年開設以来15年間にわたり、非常勤役員は無報酬で地産地消と地域の活性化の拠点を構築し、顧客の信頼を築き上げてきたのが現状で、今回の改定は必要な要綱として非常勤役員報酬と職員給料等の改定である。先般の山日の報道によると元組合長の食堂部門の運営に関する年間の報酬が348万円と大きすぎて不当な支出であると問題視した案件であるが、今回の改正では駅長の年収は社会保険料を含めると350万円以上であります。元組合長は食堂の運営責任者として厨房作業から経営全般を統括し、道の駅の稼働日は年中無休でその勤務時間を比較しても大きすぎるとの指摘に値する問題ではない。何の目的と何を根拠に世間を騒がせ混乱させたのか、その真意を知りたいものである。行政として道の駅はくしゅう管理運営組合に対する山日報道の事実関係について、意見聴取されたと思うがこの答弁を求めます。

5. 平成27年度収支決算報告書について。

道の駅はくしゅう管理運営組合、合計の決算報告書と部門別決算報告書、農産物直売部門会計、郷土料理部門会計、管理部門会計の月別、項目別による収入および支出の執行額が提出されている。しかし開示された資料は一部であり、管理運営組合の決算報告書、郷土料理部門会計、管理部門会計が開示されていない理由を伺います。

6. 開示されない決算報告書。

再請求によって開示された管理運営組合の決算報告書と部門別決算報告書、農産物直売部門会計、郷土料理部門会計、管理部門会計について提出しなかった理由については問題点が多く指摘する時限を逸脱したずさんな決算報告書であったことが判明しました。道の駅はくしゅう全体の決算報告書、郷土料理部門決算報告書については別紙参照資料に基づきますが、さらには農産物直売部門会計においては人件費に対する法定福利費が36.5%を占めるなど会計上では考えられない内容の決算書であるが所見を伺います。

大きい3番目、平成27年度事業報告書の提出期限と議事録作成について。

平成28年5月24日の議事録によると、新組合長は平成27年度の決算および事業計画について、6月に第1回目の理事会を開催とあいさつ。新駅長は通例の決算および事業計画については6月末、もしくは7月初旬に理事会を開催と記述しているが、道の駅はくしゅう管理運営組合は提出期限が5月末日との認識がなかったのか伺いたい。さらに平成28年6月27日の議事録では前理事会の議事録はプリントアウトすれば出ますので、とりあえず議事録署名人の署名がなくてもいいのではないかと思いますので、その形で提出しておきますの記述があります。すべての議事録作成は6月27日以降に作成されたと思われるが見解を求めます。

大きい4番、食堂施設の備品の修繕および備品購入について。

協定書において、第14条5項で備品の購入に対しては市の承認を受けることとなっているが承認も得ないまま約500万円近い備品等の投資をしたと聞いています。実態調査の開示資料の内容からは125万円程度となっているが他の購入備品や修繕等はなかったのか伺います。

また株式会社ジビエの代表者は、駅長から今は予算が取れないので立て替え払いをするよう言われたと聞いているが、事実確認はされているのか伺います。

大きい5番、開示された議事録について。

理事会議事録に関しては作成者の一方的な見解のもと、事実無根の記述が多く議事録作成日や虚偽署名など公文書としてはあまりに逸脱した内容の記述である。問題点を列挙するとたぶんこの件だけですべての時間を費やしてしまいますので、とりわけ問題のある点についていくつか伺います。

1. 平成28年3月14日および平成28年4月23日付けの理事会の議事録署名人にY理事の名前を記載した議事録2通に押印・署名はしなかったが、Y理事はNPO法人の会議においては事前に議事録署名委員を選任し、会議終了後に署名しています。このことは県からも強く指導されていたことから今回の議事録署名は不適切と判断して押印の抹消をお願いし、駅長より了解済みであった。しかしY理事押印の議事録が提出されていることが判明。このような無責任で陰謀を企てているような極めて悪質な行為であるが、市の見解を求めます。

さらには議事録の内容が不明瞭であることから駅長宛てに訂正文を提出し、議事録に添付することを条件に提示し、了承した文面の一部である。Y理事の発言は食堂エブリの経営が赤字になり市の負担金を支払えなく、やむなく徹底することになり道の駅の最大の危機であった。その後、食堂の経営を任せることがなく元組合長が主体で努力し市の負担金を支払えるようになり、感謝状を出さなければならない一人ですと証言をしております。

2. 平成28年5月24日の議事録によると、元組合長はあまりにも常軌を逸しているので刑事、民事を問わず警察へ訴訟を行うことで全員一致すると議決し、さらに平成28年5月31日の理事会においても同様な議論をしているが、いまだ警察への告訴や訴訟の手続きがされていないということは、元組合長には違法性がなかった証であると思われるが市の見解を求めます。

最後に役員改正後の平成28年3月末から6月に至る間、わずか3カ月における道の駅はくしゅう管理運営組合の指定管理業務は前述の一連でも分かるように、条例および協定書に反する行為、収支額や差引額の通知が異なる決算書に議事録の改ざんや虚偽記載、誤った組合規約の改定、役員改選の未承認など理事会のチェック機能もまったく働かず、一般常識からも到底理解のできない管理業務である。15年間にわたり構築してきた顧客との信用、信頼関係が今後も維持・継続できるのか疑問視する声も多数ある。

このような実態について、市当局としてどこまで把握しているのか。また今後の道の駅はくしゅう管理運営組合に対する対応方針を伺います。答弁をよろしくお願いします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

小尾直知議員の再質問にお答えいたします。

何点かいただいております。

まず第1点目でございますけれど、平成27年度事業報告書の遅延の原因となっていた事実関係というご質問でございます。

これにつきましては会計年度末に理事の交代があり、引き継ぎならびにその書類の内容の確認作業を行った上で再度理事会を開催する必要があるため、時間を要するということがありましたので、市といたしましてはそういった事情を考慮して承認したところであります。

2点目でございます。規約の関係でございます。規約の改正の経緯と理由、ならびに組織図

等の誤りの質問でございます。これにつきましては、組合規約の改正というものは市への報告事項となっております、組合からの変更届によりまして5月24日付けの改正内容で市のほうに提出をされました。またその中で規約の誤り、先ほどもちょっと答弁させていただきましたけれど、法人格を有していないものが組織にあるということを指摘したところと、あと1点、組織図においての誤り、これにつきましても再度指摘を行ったところ、9月6日開催の理事会においてこの件は改正されております。

続きまして若干、答弁飛ばさせていただきますけれども、先に5項目めでいただきました道の駅はくしゅうの事務要領と、この中での山日報道の事実関係での市の見解ということでございます。

これにつきましては、一連の新聞報道について組合長および駅長から聞き取り調査を行ったところ理事全員が関与を否定していること。組合として新聞社へ情報提供をしていないこと。また新聞報道により初めて知り得た事実もあることから掲載された経緯は不明であること。新聞報道により利用者が減少するといった影響はないというふうに組合は考えておりますけれど、今後も利用者へのサービス提供に万全を期し、組合一丸となって今後のサービス向上に向け努力していくというふうに伺っております。

続きまして8点目の平成27年度事業報告書の提出期限と議事録作成についてでございます。

この中で提出期限が5月末日との認識がなかったかどうかという点でございますけれど、これにつきましては、5月31日に指定管理者から施設所管課へ事業報告書の提出がありました。が所管課において確認したところ収支報告書について理事会の承認を得ていないこと、添付書類が不足していたなどの不備があったため、受理せず速やかに再提出するよう指導を行いました。市といたしましては組合が新しい体制となったことを承知していたため、早い時期に指導を行うことが適切だったと考えます。市も対応が遅れたことを反省しつつ、例えば今後同じようなケースが生じた場合には、速やかに対応を行うということで考えております。

続きまして、11項目目の内容でございます。元組合長の違法性がなかったかどうかという点でございますけれど、これにつきましては、9月6日に開催されました理事会におきまして議決されております事項がございまして、それを私どもが確認してあります。その中で議題といたしまして弁護士との経過ということで、元組合長への対応について経過報告を行うとともに今後の方針について審議して決定したと。その内容でございますけれど、刑事・民事含め訴訟は行わないこと。また話し合いを行い、平和的な解決を目指すことということで伺っております。

続きまして市当局としての把握の内容、また今後の管理運営組合に対する対応、方針についてでございます。

道の駅はくしゅうの指定管理者は非公募で行っております。当管理運営組合は道の駅はくしゅうを拠点に地域活性化のために組織されたものであり、市はこれまでその実績を積み上げてきた指定管理者であるというふうに認識しております。今回の件につきましては、会計年度末の役員交代などもあったことで、引き継ぎ事務がスムーズにいかず市への事業報告書の提出に遅滞が生じたことは事実ではありますが、今後適正な指定管理業務を行ってもらうため、市は書類等の提出遅延などに対して、業務改善指示を出したところ組合といたしましては業務改善計画書を作成いたしました。市といたしましてはその計画に基づき十分注視する中で今後、チェック機能等も強化しながら指導・助言を行ってまいりたいと考えております。

なお、先ほどいただいた中で3項目めでいただきました理事会の無効の見解、また理事会の議題として表記されていなく議決もされていない等の所見、また理事会の通知をしていないことの考え、それと会計上、考えられない内容の決算書、無責任で陰謀を企てているような極めて悪質な行為に対する見解、これらにつきましては組合の管理運営方針、ならびに経営方針、また規約および規約の運用等、これらにつきましては団体自らの責任で行うものであり、市が直接関与するものではないというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

小尾直知君・・・小尾議員、答弁漏れが。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

小尾直知議員の再質問にお答えいたします。

食堂施設の備品の購入についてというご質問でございます。

指定管理者が購入する備品につきましては、事前に申請を行い市の承認を得たあとに購入することとしておりますが、今回、承認のないまま備品を購入した事実がございました。早急に協定書の内容に基づき指定管理者へ再確認を行い、購入した備品の内容を確認し、必要なものであると判断したことから事後承認をいたしました。

なお、ご指摘の修繕等はございませんでした。また、立て替え払いの事実の確認はしておりません。

以上です。

○議長（千野秀一君）

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

開示資料によって質問しています。ですから答えられないということは、普通はあり得ないと思うんですけども、これはちょっとあとでまた検討して文書で出していただきたいと思いますが、これはあと議長にお願いしたいと思います。

先ほどからの答弁で、まずなぜずれたかということで、引き継ぎがうまくできなかったかと言っているようですけども、実際には3月23日の理事会で会計事務所の決算処理が完了するまでは責任を持って会議をすると通知して、決算処理完了の直後の5月25日にJA梨北のS理事とI監事の立ち合いのもと引き継ぎを完了しております。だからスムーズな引き継ぎができていないから延びたとかそういうことではない。これはもう言っていることが、辻褄があわないです。この点の見解が1つ。

それから今、企画部長の答弁で団体には関与していないと言いますが、実際にこれは市の施設を指定管理で任せているわけですから、どんなことがあったって、これは関与なんかできないなんて言われる状況ではないと思いますよ。ここが一番の問題だと思います。だからもうその引き継ぎはできないといった段階で、職員なりなんなりきちんと現場に行っている状況になっているのか、それを確認して、先ほどの修繕費の話もそうですけども、普通だったらあり得ない話でしょう。これだって。これが平気で行われているということに、そもそも問題の端があるんじゃないかと。ですから非常にこの運営組合というのは、幼稚というか知らない人たちが、素人がやっているような感じになってしまって、ただ総体の辻褄だけはあ

ている。だけでも、なぜ遅れたとかそういうことをよく見ていってみると、議事録がやたら人の名前が書いてあったりとか、承認されてもいない、法人資格でないものが入っていたり、素人と思えないですよ。こういうことを平気でやらせているということにそもそも問題があるんじゃないか。なぜかという、これは産業観光部と企画部がどっちがどっちだとかそういう問題ではなくて、やっぱり市としてしっかりとこのへんは確認しながら、チェックしながら、そういう1つのきっかけとしてなんかあればすぐ対応できるような、そういう体制をやっぱりつくっていかないと、ほかの指定管理のほうも、これ開示請求されたら大変なことになると思いますよ、これ。こんな書類を。どんどん出てくるんですから。監事にもなっていない人が署名したり、捺印したり、日付が全然違っていたり、同じ日の議事録が3つもあったり。普通では考えられないでしょう、こういうことは。総体的に、副市長ですか、副市長ちょっと答弁してください。

○議長（千野秀一君）

大芝副市長。

○副市長（大芝正和君）

小尾直知議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

たしかに先ほど担当部長から説明をさせていただきましたけども、この道の駅のはくしゅう管理組合につきましては、平成12年の道の駅はくしゅうが設立された当時から地域の生産者等で組織をされた、いわゆる地域の活性化、ならびに農業所得を上げようということで組織をされて、そのために設立された団体というふうに承知をされております。今回、たしかに理事会等で、私どもが見ても法人格を持たない人が理事という形で規約が変更になったり、決算書等につきましても理事会で十分に議論されていない、チェックされていない、あるいは監事が十分に機能していないという事実もあるやも聞いております。したがって、現在の指定管理者でございますので、これらを踏まえながら今後十分に指導をしていきたいというふうに考えております。

ただ9月6日、こちらのほうでその前にこういうことについては早急に改めろということで理事会を開催して早期に結論を出してほしいということで通知を差し上げました。その結果、9月6日に管理組合が開催をされまして規約の改正ですとか組織図の一部改正、あるいは新聞報道されたような件につきまして、しっかりした組合としての結論を出してほしいということで、先ほど部長のほうからも答弁をさせていただきましたけども、そういう形で改善に向けて努力をしておりますので、市としては地域で組織されて非公募でやってきたということもございまして、このへんは十分指導しながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

小尾直知君の質問が終わりましたが、関連質問はありますか。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

確認をさせてください。

山日の記事によりますと「報酬支出を巡り対立」というのがありまして、これに理事の名前が出ております。「一方、理事の一人は」と書いてありまして、その中に別の理事のことも書いてありまして、またほかの報酬の審査という、6月1日につきましても理事の一人はとか理事

会とはかという言葉がいくつも出ております。そしてこの中に複数の理事によると理事会には全理事8人出席とかありまして、これらのことというのは、理事でなければ知り得るこの状況ではないような私は、推測ですがします。そういたしますと山日の記者が虚偽をここに書いたのか、理事がまた虚偽を言ったのか、これは白黒ははっきりしませんと多くの皆さまがこの施設に対して不信感を抱くわけでございますから、市といたしましても山日、もしくは組合に対してきちっとそこについては判断をさせるようにしていかないと、きちっとした管理運営ができないと思いますので、それについては1つお聞きすること。

もう1点、地方自治法の244条の2項、これが指定管理をする条例でございます。この普通地方公共団体の長または委員会は、指定管理者の管理に関する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して当該管理の業務または経理の状況に関し報告を求め実地について調査、その場所ですよ、調査し、または必要な指示をすることができるとあります。そしてその11にはその指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部、または一部の停止を命ずることができると。これ明確に書いてありますから、市がこの施設に関してなんら組合のやることだからといって関与できないということは間違いでありますから、そこはきちっと、できるというふうにお答えをいただかないと、市が地方自治法に違反をした指定管理をしているということになりますから、明確にお答えをいただきたい。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

すみません、答弁が遅くなりました。

内田議員の関連質問にお答えいたします。

まず1点目でございますけれど、山日ならびに組合への事実の聞き取り、これにつきまして日は改めまして山日ならびに組合へ記事の内容等、聞き取りを行っていきたいというふうを考えております。

2点目でございますけれど、地方自治法に定める市の関与という点でございますけれど、この中で関与できることといたしましては、市はその施設の管理の業務、または経理の状況に関し報告を求め、実施についてうんぬんというふうに書いてございますけれど、これにつきましては私どもも施設の管理運営につきましては関与できるということと、あとは直接、その組合が団体として行っている経営、経営方針とか人事、そういった部門には関与できないというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

再々質問を行います。

当然、山日さんとそしてこの組合の理事さん、組合員さんですね、この報道についてお聞きする場合、当然、それは広報していただけますよね。それは広報しないと、どちらが良いのか悪いのか、きちっとしないと名誉に関わる問題ですから、それはきちっとしていくというのが当然だと思いますので広報をしてもらうということを私は提案いたしますが、それにお答えく

ださい。

そして組合内のことについてなんら関与できないと言っておりますが、組合は法に基づいて組合があるわけでございます。そしてそれに逸脱したことがなければ問題ないんです。組合の中で処理できていればいいんです。ところが先ほど多くの質問が、簡単に言うと開示請求のもとにされておりますが、それらはここで聞いている皆さんは非常に疑問に思うことがいっぱいあるわけですから、そこに関与できないということは、これはここの業務を委託なり管理なりする人たちがやっているわけですから、そこに関与できないということは自治法の本質に私は反すると思いますよ。まったくできないということはないと思いますので、まったくできないならまったくできない、それを法令、条例制度のもとに説明いただきたいです。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

内田議員の再々質問にお答えいたします。

山日ならびに組合への聞き取り結果、これにつきましては広報したいと思います。

2点目でございますけれど、市としての関与の範囲、これにつきましてはやはり明確にされていない部分もございますので、そのへんは私どもももう一度、法令、条例等を精査しながらどの部分までが関与できるか、どういった部分ができないかということをしっかりと把握していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで公明党の会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は2時45分。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時45分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、11番議員、清水進君。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

日本共産党を代表し質問を行います。

7月に行われた参議院選挙で、安倍自公政権は多数の議席を得ました。しかしこの議席は自分たちのやろうとしていることを国民に正直に語って得た議席でしょうか。決してそうとは言えません。憲法、経済、沖縄などどの分野でも国民に語らなかったことを隠し続けたことばかりです。例えば憲法改定の問題です。安倍首相は、選挙で憲法を争点とすることは必ずしも必要ないと述べ、遊説で憲法を一切語りませんでした。しかし選挙が終わると、いかにわが党の

案をベースにしながら3分の2を構築していくか、これがまさに政治の技術と公言しました。選挙時は憲法隠しでやり過ごし、選挙が終わると国民の信を得たとばかりになし崩し的に改憲に着手する。このようなだまし討ちの暴挙を絶対に認めるわけにはいきません。

日本共産党は70年も変える必要のないほど立派な憲法を守る運動を進め、安倍政権の暴走政治を止めるため全力を尽くす決意であります。

さて質問の第1に、子どもの貧困に対する市の子育て支援策について伺います。

2013年、子どもの貧困対策法が成立した背景には、貧困と格差の広がりによって親の失業や低収入、病気、離婚など家庭の経済状況の悪化に伴い、子どもの貧困が深刻となってきたことがあります。国の調査で1985年、10.9%だった子どもたちの貧困率は2012年、16.3%に拡大しています。6人に1人の子どもが貧困に苦しんでいます。日本では特にひとり親家庭では就労しているのに困難という世帯が過半数、不就労よりも貧困が若干悪化する異常さとなっております。全国各地で子どもの食堂が開設されていますが、満足にご飯を食べられない子どもたちが320万人もいるといわれます。ユニセフは所得だけでは表せない実際の生活水準を図る方法として剥奪状態を指標にあげています。一日三度の食事が取れているか。インターネットに接続できるか。習いごとができるか。年齢にふさわしい本があるか。宿題をするのに十分な静かなスペースがあるかなど、子どもの生活に関わる14の項目を調べています。そのうち2つ以上が欠けていると剥奪状態としています。義務教育の中で子どもの貧困が把握でき支援につなげていくことができるのではないのでしょうか。

そして今、日本の大学の学費が高くなっています。奨学金を4年借りると卒業時には400から500万円の借金を背負います。親からの援助だけでは足りず、学費や生活費を賄うために今の学生の2.6人に1人に当たる約140万人が奨学金を利用しています。アルバイトで賄うために週40時間バイトなど無理をせざるを得ず、学業に支障が出る学生もいます。経済的理由から進学を断念する高校生、大学等を中退する学生もあとを絶ちません。奨学金を借りて進学しても卒業後に返済に苦しむ若者が急増をしています。

以下、項目の質問を行います。

1. 子どもの相対的貧困率の調査を沖縄県で行いました。市で貧困の実態調査を行うことはどうでしょうか。
2. 生活困窮者子どもの学習支援事業の取り組み状況はどうでしょうか。
3. 新入学の就学援助制度、3月中に支給が間に合うようにすることはどうでしょうか。
4. 学校給食給食材料費補助の拡充することは。
5. 就労準備支援事業の取り組みは。
6. 市独自の給付型奨学金制度の実現は。
7. 子どもの医療費窓口無料化高校3年生までの拡充は。

以上であります。

さて、次にカーブミラーの設置と道路の安全確保について伺いをいたします。

市内には道路の危険箇所も多くあります。見通しの悪いカーブでの衝突事故などを起こす場合もあります。カーブミラーの設置は、事故を起こした人や危険だと感じている方の申請を受け付けるようにすることを求めます。

また夏場の時期、カーブミラーや道路標識に樹木が覆いかぶさり見えない箇所があります。カーブミラーは地区によりボランティア等で清掃など行われていますが、全市的に市の責任で

点検・清掃を行うことを求めます。

次に武川・白州地域の中学校の存続について伺います。

中学校の統合計画が進められていますが、学校がなくなる地域は将来的に人口減少など若者が定着しづらい地域となります。各町にバランスよく若者が定住できる市の対応が必要です。統合について以下のような意見が寄せられています。

小中学校は地域の拠りどころであり、文化や人々の交流の場となっている。学校がなくなればその地区は人口減となり、やがては消滅に向かっていく。一部地域や都市部に人口が集中していくことがいいことなのか。放置された土地は荒れるに任せるのか。市として方針のすり合わせをすることが必要。単に金がかかるではないと思う。統合しても登下校の問題はないでしょうか。土曜日、日曜日の部活動に差し支えはないでしょうか。今後、小学校、中学生になる保護者の意見や希望を少しでも聞き、話し合ってほしいと思います。登下校時の通学路の自然環境から得られるいろいろな自然から教え学ぶを失ってはならない。スクールバスによる囲われた通学は、ただ時間を無駄にしているだけ。統合そのものに対しても話し合いを今、市民は求めています。慎重な対応が必要ではないでしょうか。武川・白州地域に若者定住者を増やし学校を存続していくことを求めます。見解を伺います。

次に深刻となっている鳥獣被害への対策について伺います。

武川町真原地区は地区として電気柵を設置していますが、区域内にサル・イノシシ・シカ・ハクビシンなどが住み着き農作物への食い荒らし、農産物被害は減らない状況が続いております。昨年、一晩でサツマイモの苗400本、ほとんどシカに食べ尽くされた。今年はイノシシに長いも1,500本、直売所へ出荷する分、畑が30センチも深く掘られ、すべて食い尽くされた。もう作る意欲がわからない。このように嘆いておる方がおります。こうした被害は今、全市に広がっています。農業離れが多くなっている1つの原因となっています。個人では限界にきているので行政として対策を立ててほしいとの願いが寄せられています。以下、質問を行います。

猟友会への支援と支援者を増やす対策は。

囲い罠設置での効果はどうだったでしょうか。

地区や個人でも利用できる鳥獣被害の予防対策への支援について、お伺いをいたします。

最後に市の財政見通しと国保税の減額を行うことの見解を求めます。

財政の中・長期見通しのローリングについて発表されました。その改定後の財政の中・長期見通しでは平成31年度実質単年度収支の6,200万円が最低額となり、前回改定を下回る推計となったが、一方で交付税の段階的縮減が終了したあとも依然として黒字が確保できる見通しとなっているとの見解を示しております。

県内13市の平成26年度決算を比較すると、北杜市は実質単年度収支が15億円以上の黒字であります。8市がマイナスの自治体です。こんなに多額の黒字を出している自治体は、ほかにありません。かつ標準規模に対する割合の地方債現在高は135.7%で、県内で最も少ない市となっています。

公共施設の統廃合など計画されていますが、それぞれの地域にとって身近な施設は存続すべきではありませんか。また国保税の1世帯1万円の引き下げも1億円以内で可能です。国保税の引き下げの質問を繰り返し行っていますが、今、命を守るべき国民健康保険で財産が奪い取られ、そのために生活が困窮するという事態が全国で頻発しているからであります。

以上、市の見解をお伺いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えします。

市の財政見通しにおける公共施設の統廃合などの計画についてであります。

平成27年度の決算を踏まえ、先月改訂した第3次行財政改革大綱における財政の中・長期見通しでは、交付税の段階的縮減が終了したのちも黒字が確保できる見通しを示したところであります。

しかしながら、その黒字の規模は予算編成を通常に行うための財源として十分でないことや今後、公共施設の老朽化による多額の更新や改修費用が見込まれる状況にあります。

また本市の公共施設については目的が重複する施設が多い中、人口減少や少子高齢化の進展に対応した施設規模の見直しなどが求められていることから、公共施設の統廃合などは避けて通れないものと考えております。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

子どもの貧困に対する子育て支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、新入学の就学援助の支給を3月にすることについてであります。

経済的理由によって就学が困難と認められる小中学校の児童生徒に対する就学援助は、義務教育が円滑に受けられるよう、国の特別支援教育就学奨励費負担金等および要保護児童生徒援助費補助金交付要綱に沿って学校長からの報告に基づき就学に要する経費に対し、援助費を支給しております。

就学援助費における認定については前年の所得状況等を要件としておりますが、3月に支給する場合は前々年の所得状況等で判断することになり、直近の経済状況を把握することが難しくなる等の課題もあり、他市の状況等も調査しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、学校給食賄材料費補助の拡充についてであります。

市では、子育て支援および地産地消推進として年間約3千万円を給食食材購入に充てることにより物価の上昇などに対応して安定した給食を提供できるよう小学生に36円、中学生に54円の補助を平成26年度から引き続き行っております。

このことにより本市の給食費は合併以降、小学生240円、中学生280円に据え置くことで子育て支援として保護者の経済的負担の軽減を図っておりますので、補助の拡充につきましては現在のところ考えておりません。

次に、市独自の給付型奨学金制度の実現についてであります。

給付型の奨学金については現在、高校生、大学生を対象にして学校や民間が実施する給付型奨学金制度がいくつか創設されております。

義務教育である小中学生については就学援助、教育扶助、児童手当、児童扶養手当等の各種援助が実施されており、高校生についても国の制度である奨学給付金制度が平成26年度から実施されております。

現在、国においても大学生等に対する給付型奨学金制度の創設について議論がなされております。

市独自の給付型奨学金制度については、対象者の給付要件や支給人数等、いくつかの課題もあることから、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、白州・武川地域の中学校の存続についてであります。

北杜市立中学校統合計画（案）は生徒の教育環境の充実を図るため、既存の中学校施設を活用し、各学年で複数学級を確保できる規模の統合を基本にして市内の中学校を4校に統合する案になっております。

現在は白州・武川地域の2校の中学校が最も小規模校化が進んでおり、早期に教育環境の充実を図ってまいりたい地域でもあると考えております。

北杜市立中学校統合計画案については現在、教育委員会において地域の皆さまのご意見や白州・武川の地域委員会、区長会からの要望等をもとに検討をしているところであります。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

カーブミラーと道路の安全確保について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、カーブミラーの設置申請についてであります。

カーブミラーの設置は基本的に地域からの要望により危険度、緊急度を勘案し設置しております。設置の際には、用地等の提供について地元の協力が必要なものもあることや不特定の人々の安全を守る公共性の高い施設であるため、原則的に地域の総意という形で区長等からの申請・要望としていただいておりますので、個人の要望については区長等にご相談いただくこととなります。

次に点検・清掃などの維持管理についてであります。

樹木の繁茂などにより安全確認ができない緊急性のあるものについては、各総合支所において対応しておりますが、鏡面清掃などの維持管理は地域において交通の安全を守る施設でありますので、引き続き交通安全協会各支部、各地区ボランティア等のご理解とご協力をいただく中で実施をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えします。

国民健康保険税の1世帯1万円の引き下げについてであります。

国民健康保険の加入者は人口減少や高齢化の影響もあり年々減少を続けており、それに伴い保険税収入も減少しております。一方、医療の高度化や新薬の開発等により、医療費は年々伸び続けています。そのような中、3年連続で国民健康保険法施行令の改正があり、中低所得者

の軽減対象が拡大されていますので、保険税の引き下げは考えておりません。

以上です。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えします。

子どもの貧困に対する子育て支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子どもの貧困の実態調査についてであります。

市では民生委員・児童委員や学校、保育園からの情報を踏まえ、就学援助費や児童扶養手当の受給、生活保護世帯の状況等により現状の把握に努めているところであります。

次に、生活困窮家庭の学習支援事業への取り組みについてであります。

本年8月の夏休み中に生活保護受給世帯の子どもを対象に、教育委員会と学校の協力を得て試験的に学習支援を実施したところであります。

市内では子どもの学習支援を行っている団体もあることから、学習支援の実施については教育委員会と連携を図りながら検討してまいります。

次に、就労準備支援事業の取り組みについてであります。

本事業は、就労が困難な生活困窮者への就労に従事する準備のため基礎能力の形成を計画的に行う任意事業であります。

現在の相談者のうち対象となる方がいないため就労準備支援事業は行わず、相談支援員と就労支援員が就労に必要な基礎的な部分について指導しながら就労支援を行っております。

次に、子どもの医療費窓口無料化の拡大についてであります。

子ども医療費の無料化においては、本年1月から対象を中学3年生まで拡大したところであります。

義務教育が終了する15歳以降においては、進学や就職など個々の生活に差異が生じてくるため、平等な子育て支援とならないことから現時点での高校3年生までの拡大については考えておりません。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

鳥獣被害対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、猟友会への支援と会員を増やす対策についてであります。

市内には8つの猟友会支部があり、183名の会員がおります。猟友会へは有害鳥獣等の捕獲活動を支援するため、均等割、会員数割等による有害鳥獣捕獲活動等支援交付金を交付しております。

会員を増やす対策につきましては、猟友会員が新規に猟銃やワナ猟の免許を受講する際、猟銃は補助率50%以内、限度額3万円、ワナ猟は補助率50%以内、限度額5千円の補助をしております。

今後もこの制度を市の広報紙やホームページ等により周知することで、猟友会員のさらなる

確保・育成に努めたいと考えております。

次に囲いワナの効果についてであります。

本年3月にサル在行动域調査による効率のよい須玉町江草地区に、大型囲いワナを設置したところ、捕獲数は4月から8月末までに47頭を捕獲し、須玉町における前年度実績の39頭に対し効率のよい捕獲となりました。

次に、予防対策への支援についてであります。

鳥獣の被害軽減に向け行政区や農事組合等の団体が実施する、地域一丸となって取り組む花火などによる追い上げや追払い、くくりワナの購入費などに対して北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業により補助を行っております。

また北杜市農業振興推進事業により、3戸以上の地域組織などが地域ぐるみによる効率的な鳥獣害予防を実施する場合に、簡易な電気柵の設置に係る費用の一部にも補助を行っているところであります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

それでは、最初に子どもの貧困に関する事でお願いをいたします。

先ほど答弁ありましたけれど、新入学の就学援助金について質問いたします。

甲府市や市川三郷町ではこの援助金を4月末までに支給したり、また今後支給することを計画をしています。前年度所得を、先ほど言われたように証明を待たずに申請する家庭の経済状況をより把握するということで、この4月末に間に合わせている。小学生のランドセルや例えば中学生の学生服の準備には5、6万円かかる、多額の負担となるということで、やはり早い支給を望みたい。再度、見解を伺うものです。

もう1点、同じように学校給食について温かい食事を保障しているのが学校給食ですが、学校給食の無料化は、義務教育は無償という憲法の原則からしても子どもの健やかな成長を保障するためには、そして今、話題となっている子どもの貧困予防対策としても大きな意義があるものであります。先ほど賄い費を補助しているということですが、保護者の給食費を低く抑えるためにも今後、再度この対応、補助費を増額できないか、このことについてお伺いをいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

2点ございます。まず1点目でございますが、3月の就学援助金の支給というふうなことでございます。

答弁でも申し上げたとおり、現在、うちの制度としては前年の所得を加味しながら判断をするというふうなこと、また校長からの意見も伺うというふうなことで、逆に収入のない状況も

ある程度、学校の生活の中で把握をしたものを取り込めるというふうなことで考えております。ただ3月の支給というふうな部分については、その制度的な部分もありますし、ほかの市、甲府市なんかでもやっているというふうな状況も伺っておりますので、そういったところの状況を調査して検討させていただきたいというふうに思っております。

次に給食の無償化といいますか、支援というふうなことであります。

たしかに、給食について貧困の対策というふうなことで考えているということもございませうけれども、今、就学援助費というふうな部分では昨年度も270人余の就学援助をさせていただいております。その中には給食費の支援も含まれているというふうな状況でございませうので、ある程度、貧困といいますか、そういう所得の少ない方たちの家庭に関しては給食費の援助はそうした支援金の中から出されているというふうな状況もございませう。

また給食費につきましては、年間で給食費の240円、280円というふうな収入は1億7千万円余になります。それに市の3千万円を加えて2億円ほどの賄いの中で、今現状ではやっているというふうな状況でございませうので、やはり無償化ということは恒久的な財源も必要になるということでございませうので、現状ではなかなか難しいというふうに考えてございませう。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

次に中学校の統合計画について質問をいたします。

私も前回、3月の質問以降に武川地域、また白州地域の地域委員会からの意見も出され聞いていると伺っています。今、地区の定住人口を増やしていくこと、また生徒さんの人数を基準にするということだけでなく、やはり地域の将来を考えるとやっぱり発展をする、均等した地域の発展がどうしても必要だと思います。そのためには、ある程度、人数のバランスだけでなくそうした地域としての必要性が出されている地域、武川・白州地域での学校を存続してほしいということが出されていますので、そのへんも今後とも含めて検討をしていくのかどうか。残してほしいということにどう応えるのか、そのへんについて再度お願いをいたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

清水議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

今の白州・武川地域のまず要望書の件ですが、それは私たちも先ほど午前中の答弁でも部長から申しましたように重く受け止めて、そのことは判断材料の一つにさせてもらっています。統合に関わりまして、やっぱり地域ということも非常に大事なことだというふうには思っていますけれども、私たちも今、統合を進めているのは、やっぱり学校はなんのためにあるかというのは、まず大前提は子どもにとってどうかというようなところだと思うんです。この子どもたちがこれから将来にわたって、また将来、どういう社会人になっていって、どういうふうな人になってもらいたいということが原点にあって、それでどういう学校をつくっていったらいいかということを中心に考えていきたいなと思っていますので、今の地域づくりのことも重々承知はしていますけれども、そういうことも含めまして、また検討を慎重にさせてもらいた

いなと思っています。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

例えば中学生の部活動ですとか、集団で大きな集団のほうがいいという場合がたしかに父兄の皆さんからも言われていますけども、やはりそういった部活動ですね、一緒にできる体制もできているということです。今後慎重に進めていっていただきたいと思います。

それともう1点、カーブミラーの件で先ほどお答えいただきましたけれど、今まではやっぱり地区の区長さんからの要望ということでしたけれど、やはり事故を起こした人ですとか、同じ市内であってもその地域、事故を起こしたところの場所の区長さんを知らない、面識がないという方なんかもいて、やはり危ないところを早期に改善するというのが今、市の姿勢ではないかなと。だから区長さんを一本の窓口にするということではなくて、やはり事故を起こした人なんかは申し出て、そこでまずは申請を受け付ける。こういう事例があるので区長さんと話し合うというふうな、市の今までの行政の転換も必要ではないか、改善も必要ではないかと思いますが、その点について今後の改善ができるかどうか再度お願いをいたします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

カーブミラーの設置についての今後の改善等のご質問でございますけれど、カーブミラーにつきましては先ほどの答弁にもございましたけれど、危険度、緊急度等もございます。また原則的に地域全体で毎日そこを通る方とか、通る頻度が高い方といった方たちの申請というか、申し出によりまして危険度等を考慮しながら、また当然設置するには地元の協力が必要なものであることでもありますので、今後も個人の要望も含めまして、あくまでも総意という形で受け止めておりますので、基本的には区長等に相談していただいて、そこから申請をしていただくという形を取っております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

○11番議員（清水進君）

終わります。

○議長（千野秀一君）

清水進君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、9番議員、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

北杜クラブを代表して質問させていただきます。

光陰矢の如し、月日は矢のようにあっという間に過ぎるという意味ですけど、今まさに白倉市長もこのように感じているのではないのでしょうか。白倉市長、大変、長い間ご苦労さまでした。そしてありがとうございました。

市長の政治家人生の原点は、金丸信元副総理の秘書になったときからと思います。最近、田中角栄論が盛んに賑わせており、田中角栄ブームでもあります。現役時代は対立していた石原慎太郎元東京都知事も「天才」という本を出しております。その中で田中角栄という、この国にとってかけがえのない天才の人生は無慈悲に奪われてしまったとあります。

田中角栄元首相はコンピューター付きブルドーザーともいわれ、日本列島改造論で国土開発を推し進め、高度経済成長を成し遂げました。また先を見る目が非常に優れ、電撃的な日中国交回復をやり遂げました。人間田中角栄は非常に義理人情に厚く、目配り、思いやり、やさしさ、庶民の心、弱者の心を読める天才でありました。先見性、実行力は素晴らしいものがあり、そんな田中角栄元首相を身近に見て市長も政治家を志したものと思います。

「天才」の本の中には、政治はプラスマイナスの差し引きで評価される、信念なくリスクを恐れて何もしないものは政治家にあらずだ。仕事をすれば批判、反対がある。何もしなければ叱る声も出ない。嘘をつくな、すぐばれる。気が利いたことを言おうとするな、あとが続かない。借り物では駄目だ。手抜きをするな。火の玉となることだ。何事にも真剣勝負、全力投球だとあります。まさに白倉市長もこのとおりでと思います。

一丁目一番地の財政再建は努力の甲斐がありまして、1,007億円のところから488億円の改善となりました。実質公債費比率は9.1%、将来負担比率は5.1%と県下13市の中でもトップクラスとなってきました。このことは全国でも誠に注目されているところでございます。もちろんこの陰には市職員が早期退職という形で協力したことは忘れてはなりません。

何も事業をしなければ財政状態はよくなるわけですが、小淵沢中学校を皮切りに長坂小学校、須玉小学校、甲陵中・高、ホールせせらぎ、3つの子育て支援住宅、そして小淵沢駅舎等、大型公共工事もたくさん手掛けてまいりました。またいち早く太陽光発電施設 北杜サイトの誘致、村山六ヶ村堰の水力発電等、自然エネルギーにも力を入れてきました。子育て支援にも力を入れ、子育て支援マイホーム補助金、第2子以降保育料無料、放課後児童クラブの充実、市単独採用教員の配置等、全国的にもこんなに分厚い政策をしている市はないと思います。また耕作放棄地を宝に変える農業企業参入も20社を超えてきて、全国より視察が絶えません。先日も日本政策学校というところから視察に見えて私も講師をさせていただきました。

このように素晴らしい成果をもたらした白倉市長にもっとやっていただきたいのですが、病気ということであれば、ぜひここは休養されて体力の回復に専念していただきたいと思います。市長職は365日24時間、緊張していなければなりません。一瞬の気の緩みも許されません。大変な激務でございます。本当に長い間ありがとうございました。

それでは質問をさせていただきます。

はじめに指定管理者制度と施設についてでございます。

行政改革の一環として導入された指定管理者制度は、民間企業の経営理論とノウハウを実現することにより効率的な運営が期待されています。

人口減少、高齢化による利用減と交付税の段階的削減等、公共施設の取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。利用が減っても公共施設の総量はそのままです。

公共施設のもたらすサービスは住民や地域によって重要であり、それらを実際減らしていくことは並大抵ではありません。利用者や住民から反対の声があがってきます。いかに公共施設を長寿命化しながら再編していくのか、周到な計画を立てることが肝要です。

計画的な施設の再整備や長期的視点からの改修計画、施設の統廃合、維持管理計画の検討など施設の利用実態やコストパフォーマンスを踏まえて市民目線に合った検証が必要です。

隣の町に市民ホールができればわが町といい、隣の町に温浴施設ができればわが町もと言いながら本市は8町村が合併して類似施設がたくさんあります。これらの施設をすべて維持していくことは困難です。これまで近所にあった公共施設がなくなり、少し遠くまで行かなければ同じサービスが得られないという状況に直面すると思います。市民の中から不公平感が出てきて計画どおりにいかないこともあります。丁寧な説明が求められます。そして皆さんが納得できる基本計画を示すことが必要ではないでしょうか。いかに公共施設を長寿命化して再編していくのか、周到な計画を立てることが肝要です。以下、質問をいたします。

①モニタリング、監視ですけども、運用について伺います。

指定管理者自らと市のモニタリング、それに外部の意見、利用者の声の反映はどのようにしていますか。

②指定管理料の軽減策、納入金の増加策などはどのように考えていますか。

また天気や事故、燃料費の高騰などのリスク管理はどのようにしておりますか。

③固定資産台帳から見る老朽化施設、類似施設、利用度の低い施設、維持費の多くかかる施設の運用はどのようにしていきますか。

④公共施設の統廃合で利用者、市民、職員に理解を求める努力はどのようにしていきますか。

⑤地域コミュニティや企業、団体へ払い下げる検討はしておりますか。

次に空き家対策について伺います。

全国的に人口減少や高齢化の進展とともに空き家が顕在化してきました。空き家対策特別措置法が施行されて1年以上経ちます。

本市にはバブル期前後の別荘などが多く存在します。管理が適切でない物件は、もう住むこともできないものもあります。特措法により立ち入り調査や指導、勧告、命令、行政代執行が可能となりました。老朽化し倒壊の恐れのあるような危険な空き家につきまして、景観、美観を損なうことはもちろんですが、ゴミの不法投棄やネズミ、ハクビシンなどの動物の住みかになることにより生活環境の悪化を招いたり、放火などの犯罪が発生する危険性もあります。空き家も生かせば人口減少に悩む本市にとって宝となります。以下、伺います。

①全棟家屋調査の状況と空き家台帳整備の状況を教えてください。

②所有者不明や相続未登記、また固定資産税の未納などはどのくらいあるのでしょうか。

③空き家を解体して更地にした場合、固定資産税が6倍になって解体が進まないと聞きますがどうでしょうか。

④先日の発表で、空き家の売却に特別控除ができたようですが詳しく教えてください。

⑤もう人が住めない空き家を特定空き家というようですが、認定基準、認定後の措置はどうなりますか。

⑥空き家の活用について伺います。

A. 子育て支援の補助制度を利用した若者世代へのPRはどうでしょうか。

B. ホームページの現在登録中の空き家の物件情報には24件載っておりますが、人気の北杜市として全然足りないと思われます。所有者の同意を得て賃貸、売買の情報がホームページに載せられないでしょうか。

⑦空き家、使われていない別荘等の家の管理を適切にしてもらう指導はどのようにしておりますでしょうか。

次に介護支援について、お伺いいたします。

介護保険法では第1条で要介護状態になっても尊厳を保持し自立した生活を送れるように、第2条に要介護状態から軽減または悪化防止を、第4条で努力義務を謳っております。高齢化の進展に伴い社会保障費は増加が続いておりますし、今後も増加していくものと思われます。山梨県は健康寿命が日本一であります。介護保険を使う前に元気老人を一人でも増やすべく、今こそみんなが知恵を出し合い地域の絆を高めて安心して生活ができるようにすることが重要と考えます。また、いったん介護保険を受け始めても自ら努力することにより介護保険を卒業するようにしていかないと介護保険は増える一方だと思います。

男性の一人住まいの方も増えてまいりました。外へ出たがらない、引きこもりになりがちですが対策はあるでしょうか。

男女が共に介護を担う社会という視点から見れば、介護役割を担う男性が増えてくるというのは、たしかに喜ばしいことには違いありません。しかし、これまで家事や介護などのスキルを期待されたことがなかった男性介護者の実態はどうなっているのでしょうか。以下、お伺いいたします。

①65歳以上の男女別の一人暮らしの人数はどのくらいいるのでしょうか。

②ますます増える傾向の男性の一人暮らしの見守り、また引きこもりの対策はいかがでしょうか。

③なかなか出てこない男性を介護予防事業へ参加させる工夫はございますか。

④昨年から始まった総合事業への取り組みの状況はどうなっていますでしょうか。

⑤男性介護者の実態とサポートはいかがでしょうか。

⑥老後の貧困はいまや社会問題になっております。国民年金だけの生活では病院に行くこともできません。こういう人たちへの援助は何かあるでしょうか。

⑦男性はプライドがあって、生活保護を受けない人もいます。対策はありますか。

次にスポーツによるまちおこしについて、お伺いいたします。

ただいまリオパラリンピックを開催中であります。障害者が一生懸命、頑張っている姿を見るとテレビの前に釘付けになってしまいます。いよいよ4年後には東京オリンピックです。国民の関心はスポーツに向かっており、今後スポーツ人口も拡大していくものと考えます。地域活性化策としてスポーツをする人を国の内外を問わず呼び込めれば本市の知名度は上がり、オリンピックという国際的なビックイベントを機会に世界にも知ってもらえるまたとないチャンスであります。感動、リフレッシュ、充実感などスポーツの持つ体験がこの地でできれば思い出深いこととなり、交流人口の増加につながります。また標高1千メートル以上のところでは高地トレーニングとなり、トップアスリートも注目するところでもあります。夏場の冷涼地帯などセールスポイントが多いと思います。以下、お伺いいたします。

①小淵沢町では以前、スポーツ合宿が盛んでスポーツ施設がなかなか取れないということも起きておりました。都会のスポーツ少年団がたくさん来ていたようです。監督が代わったり、保護者の都合で代わったりして、ただいまは下火になっているようですが宿泊施設の振興に寄与するスポーツ合宿の現状と推進策について伺いいたします。

②本市の特徴、資源を生かした各種スポーツ大会の誘致はいかがですか。

③競技施設の整備、特に馬術場の整備状況はいかがでしょうか。馬術場の整備は喫緊の課題であり、県の施設ですので県が実施するわけですが、地元としても強力に要望していかなければなりません。手を付けていただいておりますが、もっとスピード感をもってやってほしいと感じます。全日本ジュニア選挙権が御殿場にいてももう3年が経ちます。このまま忘れてしまわれるのではないかと心配になってしまいます。早く馬房を国際基準に合わせて戻ってくることを願っていますが、いかがでしょうか。

④東京オリンピックへ向けた事前合宿の誘致があちこち聞こえ始めました。BMX、バレーボールなどはいかがですか。

次に中学校における部活動についてです。

中学校の運動部活動は、学校教育活動の一環としてスポーツに興味と関心を持つ同好の生徒が教員等の活動のもとに自発的・自主的にスポーツを行うものであり、より高い技能や記録に挑戦する中でスポーツの楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有しております。運動部活動は生徒のバランスの取れた生活や成長に支障をきたさないよう展開されるべきであり、勝利至上主義やハードな練習は慎むべきものと考えます。しかしながら生徒数の減少により運動部の維持が困難になっていることも事実です。

スポーツは体を動かすという要求に応え、精神的にも達成感や楽しさなどを与えるとともに健康の増進や体力の向上にも寄与し、また人生をより豊かに充実させる生きがいや文化の一部としても生活に欠くことのできない重要なものであります。特に生徒にとっては人間形成に影響を与えるなど、心身両面にわたる健全な発達に大きく寄与するものであります。

また教師も生徒数の減少により総体数が減っており、経験のない運動部の顧問もしなくてはいけない状況にあります。これは大変大きな負担となりますし、土・日に対外試合が組まれますと休みがなくなってしまいます。以下、伺いいたします。

①中学校の運動部の現状はどうなっていますか。また小規模校の運動部活動はサッカー部や野球部など大勢いないとできないスポーツは大変だと思いますが、現状を教えてください。

②成長期の中学生は激しいスポーツをすることによって、かえって成長にマイナスという面も指摘されております。また文科省も運動部における休養日等の設定をするよう示されております。土日に練習試合が入る場合は、休養日をほかの日に確保するよう示されております。運動部の完全休養日はどのように指導されていますか。

③学校に指導者がいない等の理由で特定の運動部の活動が実施できない場合、外部指導員を実施している学校もありますが、現状はどうなっているのでしょうか。

④学校現場は大変忙しくなっております。先生もコンピューターの指導、新しいカリキュラムの指導、先生自身も勉強しなくては子どもたちに教えられなくなっております。それに部活動の指導となると、さらに大変となります。軽減策は何か考えているのでしょうか。

以上、ご答弁をよろしく伺いいたします。

○議長（千野秀一君）

ここで暫時休憩いたします。

再開は3時50分。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時50分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えします。

私の政治姿勢、北杜市政での実績等、評価していただいております。

北杜クラブの代表質問にお答えします。

指定管理者制度と施設について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、施設の運用についてであります。

国は、公共施設等の老朽化や人口減少等による利用需要の変化が予想されることなどを踏まえ、地方公共団体に公共施設等総合管理計画の策定を求めています。

本市では、総合管理計画をより具体化するため公共施設最適配置に向けての基本方針の策定を進めており、本基本方針では施設類型ごとにハード面とソフト面に分け、ハードは建物の機能や老朽度などの性能について、ソフトは建物の利用状況や維持費などの管理運営状況について評価指標を設定し指標を数値化することにより、施設管理の方向性の目安にすることとしております。

今後、これらの評価指標を参考に施設分類ごとに個別具体的な方針を定めることとなります。

なお、市が指定管理料を負担している施設については、市が管理運営する必要がない施設も考えられることから地域や民間への譲渡なども視野に入れ、施設のあり方を検討していきたいと考えております。

次に、公共施設の統廃合で利用者などに理解を求めることについてであります。

公共施設の統廃合等については、現在策定を進めている公共施設等総合管理計画および公共施設最適配置に向けての基本方針に基づくこととなりますが、今後、施設分類ごとに検討を進める個別具体的な施設の統廃合等の計画については、施設利用者や市民からのコンセンサスを得ることが最も重要であります。

市内横断的な組織で職員の意思統一を図る中で、施設に関係する団体との検討会の設置および住民説明会や市広報紙等による情報発信を通じ理解を求めていきたいと考えております。

次に空き家対策における特定空き家の認定基準、認定後の措置についてであります。

空き家等対策の推進に関する特別措置法において、特定空き家の認定基準・認定後の措置については、市町村で定めることとされていることから今議会でご審議いただいております北杜市空き家等対策の推進に関する条例および現在、北杜市空き家等対策審議会においてご審議いただいております仮称、北杜市空き家等対策計画に盛り込むこととしております。

特定空き家等による周辺の生活環境への影響はさまざまな原因が考えられることから、認定

基準や生活環境への影響度合いを考慮し、必要に応じ審議会にご意見を求めながら措置を講じてまいりたいと考えております。

また認定を受けた特定空き家等に対しては指導または助言、勧告、命令を行い命令に従わない場合は行政代執行など強制執行を行うこととなりますが、その措置に当たっては必要に応じ審議会にご意見をいただきながら講じていくこととしております。

次に介護支援における介護予防・日常生活支援総合事業の取り組み状況についてであります。

市では昨年4月から全国に先駆け、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に取り組んでいるところであります。

これまで予防給付として全国一律に給付されていた要支援者への訪問介護や通所介護が、市が実施主体となる介護予防・生活支援サービスに移行されました。

本年度実施している介護予防・生活支援総合事業としては、介護施設が行う通所サービスおよび主に運動・レクリエーションを中心に行っているふれあい広場、ボランティアが中心に運営しているふれあい処、運動療法士などの専門職による筋力元気あっぷ事業のほか、介護事業所から専門職が家庭に訪問して行う訪問サービス等を行っています。

今後は生活支援コーディネーターと協議体を中心となりNPO、ボランティアなど多様な主体による生活支援サービスの提供ができる体制を整備していくこととしています。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

スポーツによるまちおこしについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、スポーツ合宿の現状と推進および各種スポーツ大会の誘致についてであります。

本市の体育施設における合宿は主に首都圏および近隣の県や県内の中学校、高校、大学などのクラブで利用されており、昨年度は194件、1万9,152人の利用がありました。

また本市では市民団体等が主催するスリーピークス八ヶ岳トレイル大会、八ヶ岳ロードレース、グランfond八ヶ岳など県内外から多くの参加者がある大会が開催されております。

これらのスポーツ合宿や大会については、市民のスポーツ振興や健康増進はもとより観光振興の面などにも効果が期待できるものと認識しております。

このため教育委員会では本市の夏場の冷涼な気候や豊かな自然環境、交通アクセスの良さなど、本市の優位性をアピールすることでさらに多くのスポーツ合宿や新たな大会の誘致が図れるよう観光関係者、スポーツ団体などと情報を共有した取り組みを展開し、市民スポーツの活性化ならびに交流人口の拡大によるまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

次に、馬術競技場の整備状況についてであります。

山梨県馬術競技場は昭和58年5月にかいじ国体の馬術競技用施設として建設され、馬術競技を通じてスポーツの振興と地域の活性化に寄与しております。

現在、山梨県は馬術競技のさらなる普及・拡大と競技会等の誘致による地域振興を目的に施設整備を計画的に進めているところであります。

昨年度は観覧席の新設、電子掲示計や障害物などを整備し本年度は本部棟の新設、転落防止ガード柵の新設を計画しております。また、来年度以降には厩舎などの整備を予定していると

のことです。

また県では次年度以降の整備計画等を検討するため、県関係部局、県馬事振興センター、市教育委員会の担当職員で構成する馬術競技場施設整備検討会を本年8月に立ち上げたところであります。

教育委員会としまして、県営馬術競技場が他県の馬術競技場と差別化が図られた施設としてリニューアルされるよう、検討会で積極的に意見を交わしていきたいと考えております。

次に、東京オリンピックに向けた事前合宿の誘致についてであります。

東京オリンピック・パラリンピック事前合宿の受け入れ施設として、バレーボール競技は白州体育館、自転車モトクロス、いわゆるBMX競技は長坂町にあります民営のユータズ・バイク・パークが大会組織委員会の公表する国内キャンプ候補地ガイドに掲載され、本年8月5日から世界に情報配信されているところであります。また、県のホームページやパンフレットにもこれらの競技施設が多言語で紹介されております。

今後、教育委員会では、事前合宿の誘致に向けて県や競技団体などと連携して効果的な誘致活動の手法を検討し、事前合宿がスポーツ振興のみならず国際交流や観光振興および大会後の地域活性化につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に中学校における部活動について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、部活動の現状と小規模校の部活動についてであります。

中学校における部活動については、学校教育活動の一環として教育課程との関連を図りながら各学校において計画することとして位置づけられております。現在、市内中学校9校の運動部については全体で16種目を行っております。

種目別では野球部8校105人、サッカー部4校97人、男子バスケットボール部6校111人、女子バスケットボール部7校78人、硬式テニス部3校61人、女子バレーボール部7校104人、卓球部3校44人など生徒数1,220人中778人が所属しております。

小規模校の部活動については、教職員数が少ないことから生徒が希望する部を設置できない、またチーム競技において人数が集まらないことにより、本年度野球部においては明野中と高根中が合同チームを結成し総合体育大会へ出場し、秋の新人戦には高根中と白州中が合同チームを結成する状況となっております。

次に運動部の完全休養日についてであります。

運動部の部活動においては土曜日、日曜日の活動については、原則としていずれか1日を休養日にあてる、また定期試験前は一定期間部活動を行わないなど練習時間を適切に設定し、効果的・計画的な指導に努めているところであります。

次に外部指導員の位置づけと現状、指導についてであります。

部活動の指導者については教員のほか外部指導者をバレー部、剣道部、テニス部、卓球部、サッカー部などで活用しております。

また、県の運動部活動等外部指導者派遣事業の活用や地域のボランティア指導者を願いまする場合があります。

部活動においては専門的な指導ができる顧問教師がいないため、外部指導者を依頼する状況もありますが、指導者を見つけることが難しい場合や希望する指導日数を確保できない場合があります。

また外部指導者と学校側の指導方針などについては、生徒の意見も聞く中で活動方針を確認

しながら調整しているところであります。

次に、教師の負担軽減策についてであります。

文部科学省の次世代の学校指導体制にふさわしい教職員のあり方と業務改善のためのタスクフォースの報告では、部活動については生徒の健全な成長の促進の観点からも休養日の明確な設定等を通じた運営の適正化を促進することとしております。

また中学校体育連盟等の大会規定の見直しや外部指導者の制度化、配置促進などを図ることなどが重要であると併せて報告されておりますので、今後も国・県の動向を注視する中で北杜市校長会とも協議しながら部活動における休養日や外部指導者の活用策など、教員の負担軽減につながる施策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（千野秀一君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えをいたします。

空き家対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに所有者不明や相続未登記、また固定資産税の未納額についてであります。

全棟調査の結果、所有者等が特定できない家屋は303棟でありました。これらの家屋につきましては、今後所有者等が判明したところで課税を行うこととしております。

また相続未登記については市では把握しておりませんが、所有者が亡くなった場合には速やかな相続人代表者指定届の提出と法務局での相続登記の手続きをお願いしているところであります。

また空き家にかかる固定資産税の未納額につきましては、現状では把握することはできませんが、昨年度末における固定資産税全体の未納額は現年課税分が8,741万1,798円、滞納繰越分が2億4,611万5,476円で、合計3億3,352万7,274円となっております。

次に空き家の解体と固定資産税についてであります。

土地の固定資産税につきましては、地方税法の規定により居住用の家屋の敷地の用に供されている土地につきましては200平方メートルまでの場合、課税標準額を価格の6分の1、それを超える部分につきましては、家屋の延べ床面積の10倍までの面積を上限として3分の1とする特例措置があります。そのため空き家を解体し更地にすると、この特例措置が解除されるため税額が増えることになります。また空き家を解体したあとの土地の利用状況等によって、土地の評価額も変わってまいります。これらのことから空き家を解体した場合に固定資産税額がどのようになるかにつきましては、個々の状況に応じて変わりますので一概には言えない状況であります。

次に、空き家売却の特別控除についてであります。

平成28年度税制改正により、本年4月から空き家の発生を抑制するための特例措置として相続した空き家を売却した場合の所得税・個人住民税の軽減措置が新しく創設をされました。この制度は、相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに相続した旧耐震基準の家屋を耐震改修して売却するか、解体して更地にして売却する場合に譲渡所得の3千万円の特別控除の特例が適用されるというものであります。

従来の譲渡所得の3千万円の特別控除は、所有者自身が生活の拠点として利用していた家屋

の売却が前提でありましたが、本年4月からは相続した空き家を売却する場合でも3千万円の特別控除の特例が適用されることとなりました。

次に、空き家のホームページでの情報提供についてであります。

空き家バンクの登録物件の情報提供につきましては住所、金額、概要等を掲載した資料、間取り図および外内観写真等を市ホームページに掲載しております。

なお、空き家バンクの利用登録者につきましては、情報等を印刷したものを月に1回ないし2回程度、郵送をしております。

今後とも本市に移住定住を希望される方々のニーズに迅速かつ丁寧に応えられるよう、物件の確保に努めるとともに情報提供にも努めてまいります。また、空き家バンク以外の市内物件につきましては、市空き家バンク協会の会員の皆さまにご協力をいただく中で市ホームページから会員各社へのリンクにより、物件の情報提供をいただいているところであります。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

指定管理者制度と施設について、いくつかご質問をいただいております。

はじめにモニタリングの運用についてであります。

指定管理者は半期および通年の事業の達成状況および指定管理者自らが自己評価を行い、市に報告することとなっております。

また通常業務においては民間事業者のノウハウを生かした中で、日々のセルフチェックを行い管理業務の適正を期すとともに利用者に対してアンケート調査を実施するなど、外部意見も反映させながら、利用者へのサービスの向上に取り組んでおります。

一方、市では指定管理者に対し事業報告書の提出を求め、ヒアリングを実施することにより施設や設備の保守点検等が適切に実施されているか、市民等の施設利用に支障がないかなどの管理運営状況を把握しており、年度終了後には指定管理者の管理運営に関して施設所管課および管財課で評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに市ホームページで公開しております。

次に、指定管理料の軽減策および納入金の増加とリスク管理についてであります。

指定管理料および市納入金は年度協定書により決定され、原則として変更できませんが年度内に特別な事情が生じた場合は基本協定書第12条等の規定に基づき、市と指定管理者が協議するものとされております。

また、施設の老朽化による修繕などの管理上のリスクについても特別な事情が生じた場合には市と指定管理者で協議を行うこととしております。

次に地域や企業、団体への払い下げについてであります。

公共施設最適配置に向けての基本方針では、必要な市民サービスの維持が可能で必ずしも市が管理運営する必要がない施設については、地域や民間への譲渡を積極的に検討することとしております。

また、すでに施設の方向性が明確な施設として、公民館分館として活用している施設などについても地域へ譲渡する施設として定めることとしております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

介護支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、一人暮らしの男性の介護予防事業へ参加を促す工夫についてであります。

一般介護予防事業への男性の参加状況は介護予防講演会では235名中57名、介護支援ボランティアの登録者は135名中27名となっております。

住民主体により開催している高齢者の交流事業であります公民館カフェにおいても、また、はつらつシルバーのつどい事業においても男性の参加者の少なさが課題の一つであります。

今後は参加者を男性に限定した事業等も検討し、男性が介護予防事業に参加しやすい環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、男性介護者の実態とサポートについてであります。

厚生労働省国民生活基礎調査によると同居する介護者のうち男性の割合は31.8%と3人に1人が男性介護者となっており、増加傾向にあります。そのため、本市では在宅でのサービスを活用しながら家族で介護を続けることができるよう、地域包括支援センターにおいて戸別訪問等による相談や適切なサービス利用のためのケアマネジメント支援などを行っているところです。

また平成28年2月より2カ月に一度、介護方法、介護者の健康づくりや介護者相互の情報交換の場として男性介護者のつどいを開催しているところであります。

本年8月末までに4回開催し、参加者は29名となっております。参加者にこの事業に参加した満足度についてアンケート調査を行ったところ、「参加してよかった」「まあまあよかった」がほとんどであり、おおむね満足している状況がみられます。

核家族化など世帯構成が変化していることにより、今後、男性介護者が増えることが予想されることから相談支援や男性介護者のつどい事業の充実を図り、男性介護者の孤立感の解消や心身のリフレッシュ等に努めてまいります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

空き家対策における、子育て支援補助制度の若者世代へのPRについてであります。

若者世代の移住定住においては、北杜市子育て世代マイホーム補助金において、空き家の購入および購入後のリフォームに対しても補助金を交付し、支援を行っているところであります。

昨年10月の制度開始後、本年8月末現在での計画書の提出は150件であり、そのうち空き家等の中古住宅の購入が18件となっております。

これまで空き家に活用できる本制度の周知については、市ホームページや子育て支援サイトやまねっとにおいてお知らせするとともに、市内保育園に通園する園児の保護者に対してもチラシを配布したところであります。

また、北杜市は通勤により夜間の人口に比べ昼間の人口が多いことから、市内の企業にご協力をいただき、従業員への周知もお願いしてまいりました。

一方、市と連携協定を締結した金融機関や北杜市商工会、市内において不動産業、建築業を営む企業、住宅メーカー各社のご協力をいただき、お客さまへの周知をお願いしたところであります。

今後、移住者への周知に関しては、地域課に開設している移住定住相談窓口や道の駅こぶちさわのサテライト移住相談窓口において、空き家バンク制度と連携し周知に努めるとともに県内外で行われる移住相談会等にも活用してまいりたいと考えております。

次に介護支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、65歳以上の一人暮らしの男女別の人数についてであります。

本年4月1日現在の市の人口は4万7,927人で、そのうち65歳以上の男性は7,616人、女性は9,496人で高齢化率は35.7%であります。

また65歳以上の一人暮らしは3,763人で、そのうち男性は1,359人、女性は2,404人となっており、65歳以上のうち約22%が一人暮らしの高齢者であります。

次に、一人暮らしの男性の見守りや引きこもりの対策についてであります。

地域での共同作業や公民館活動、スポーツレクリエーションへの参加を自治会組織から進めていただくとともに民生委員の訪問活動、あんきじゃんネットワークによる民間事業者と連携し地域での見守り活動を行っております。

また介護保険においては住民主体型介護サービス高齢者通いの場事業が始まり、今後においても自助、互助、共助、公助の役割により緩やかな見守りや身近な人たちの寄り添いを行い男性の一人暮らしでも安心して暮らせるよう支援してまいります。

次に老後の困窮についてであります。

国では消費税が5%から8%に上がった影響に鑑み、市民税が非課税な方などへ平成26年度から平成27年度に臨時福祉給付金を支給しており、本年度においても3千円の支給をいたします。また、低所得の高齢者向けの給付金3万円を支給したところであります。

国民年金だけで生活が苦しい現実もありますので、生活困窮者自立支援事業や生活保護制度において状況に応じた支援を行ってまいります。

次に、生活保護の申請をすることに戸惑う男性についてであります。

生活保護制度は無差別平等が原則であり、自分自身で垣根を上げずに相談や申請に来ていただきたいと考えております。地域の民生委員・児童委員と連携を図りながら制度につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

空き家対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、全棟家屋調査と空き家台帳の整備の状況についてであります。

全棟家屋調査については平成25年度から平成27年度までの3カ年で調査を行い、課税台帳に登載されていなかった増築を含む未評価家屋3,392棟を追加し、課税台帳に登載はあ

るものの、すでに滅失している家屋2,004棟および廃屋535棟を削除し、平成28年度の課税から反映させているところであります。

なお、平成28年度の固定資産税における家屋棟数は5万9,507棟であります。

一方、空き家台帳の整備については現在策定中の仮称、北杜市空き家等対策計画に盛り込む必要があることから、平成27年度に実施した空き家実態調査をもとに現在、山梨県が示す空き家実態調査マニュアルに基づいたランク付けを行っているところでありますので、そのランク付けをもとに空き家台帳を作成し、今後はこれを活用して北杜市空き家等対策審議会でご検討いただきながら、所有者等への意識調査または北杜市空き家バンク制度等の利活用を促してまいりたいと考えております。

次に別荘など居住していない家の管理に対する指導についてであります。

今議会でご審議をいただいております北杜市空き家等対策の推進に関する条例において所有者等の責務を規定していることから、適切な管理がされないまま放置される空き家等によって生じる周辺環境への影響などの諸課題の解決が困難にならないよう、所有者等に対して適切な管理の必要性の周知と責任意識の醸成を図り、管理不全状態となることを予防してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

中山宏樹君の再質問を許します。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは、項目に従いまして再質問をさせていただきます。

はじめに指定管理者と施設についてです。

指定管理料を払って利益がたくさん出ている事例、また納入金をもらっているところで納入金の何倍もの利益が出ている事例等が見られますけども、市が考える適正利潤というものはどんなようなものでしょうか。

また更新時に競わせることで市の負担が減ったり収入が増えたりするかと思いますが、現行の指定管理者制度で応募がほかにはないという事例が結構たくさん見られますが、これだと競争の原理が働かないと思います。もう少し募集に工夫したり、ほかの事業者が参入できるような方法を考える必要があるではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に修繕の金額ですけども、修繕の金額が非常にたくさん出ています。これ、もうちょっとレベルを上げて市の支出が少なくなるというような方法は考えられませんか。

次に地域の管理組合等が指定管理を受けているところがありますけども、経理とか帳簿作りとか書類作りで、なかなかそれに長けていない方がいるかと思っています。市としてどのようなサポートができるか、お伺いいたします。

それから雇用も北杜市民を優先にするとか、納入業者もとか、管理業者も市内企業にしてもらう、これは設立当初の基本理念が地域活性化だと思いますので、その意味からもこのように指定管理者にさせていただくような助言ができないか、お伺いいたします。

それから公民館等、地域コミュニティの施設ですがいつごろ払い下げる予定か。またその条件等はどんなものがあるか、お知らせください。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

中山宏樹議員の再質問にお答えいたします。

まず第1点目でございますけれど、指定管理料を払って利益が出る等、市が考える適正な利益ということのご質問でございますけれど、これにつきましては指定管理者が自らの適正な営業努力をしたということで、利益が得るということは民間活力の源であるというふうに考えております。またそういった企業努力に比例して創出したと考えられる利益につきましては、そのまま認めるということが市としては適当であるというふうに考えております。また指定管理者が自らの企業努力によって創出した利益に対して、市が客観的かつ公平また平等に評価を行うということは難しいものと考えております。

2点目でございます。更新時に指定管理者が応募した状況が多いが、その応募に対しての工夫が必要ではないかというご質問でございますけれど、これにつきましては指定管理施設の更新につきまして、市は応募を積極的に働きかけるために施設の現地説明会というものを開催しております。毎回、施設に関心を持つ多数の事業者に参加をしていただいております。平成28年度に市が募集を行った18の施設につきましては、非公募5施設を除く13施設のうち6施設で延べ15業者からの応募があったところでございますが、その前に実施した施設現地説明会には延べ33事業者の参加がございました。そういったもので実際の応募者数が少ない施設におきましても、施設の現地説明会等の段階ではより多くの事業者等が参加しておりまして、それに伴いまして一定の競争原理というものが働いているというふうに考えております。

次に3点目でございますけれど、市の負担軽減のために利益の出ている団体に修繕等の負担の増というものを求める考えについてでございますけれど、施設設備および備品の老朽化が進みまして、協定の期間中に突発的な故障が発生するなど緊急修繕による対応が増えていくと見込まれておりますけれど、今後、平成29年度の指定管理者の更新にあたりましては市と指定管理者の修繕費用の分担の基準額というものの見直しを新たな指定管理者と協議するという考えでおります。

続きまして4点目でございます。地域の管理運営組合に対して市としてのサポートの考えというものでございますけれど、市といたしましては指定管理者制度を導入いたしまして民間活力の活用を図っておりまして、またそれぞれの指定管理者は積極的に創意工夫を行いサービスの向上や経費の節減を図りながら、それぞれ管理運営を行っております。それらの中、市といたしましては、指定管理者からいろいろな相談等があった場合にはアドバイス等をしていきたいというふうに考えております。また特に地域の住民で組織されたような小さい団体、これにつきましては専門的な職員の配置などがそれぞれ難しいというふうに考えられますので、相談があった場合には、その内容に応じまして積極的に可能な限りサポートしていきたいというふうに考えております。

5点目でございますけれど、指定管理者の助言等を行って地域の活性化の考えでございますけれど、指定管理者に対しましては市は管理業務に関する委託先などにつきまして、市内の事業者への発注を呼びかけるということとともに、市民の雇用に優先的に配慮を求めるなど可能な範囲でお願いをしております。またこのようなことが、いずれは地域の活性化につながっていくということを期待するものであります。

ただし、指定管理者が行う委託先の選定、発注方法、また必要とする人材などにつきましては民間事業者のノウハウの一部であるということでもありますので、指定管理者には引き続き協力という形でお願いし、地域の活性化が図られるようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

中山宏樹議員の再質問にお答えいたします。

指定管理を受けている公民館分館の地区への移譲というようなこと、それからそれに伴う条件ということだと思います。

現在、公民館分館で指定管理している施設といたしましては10館が対象になってございます。現在、地元に移管ができるように国や県と施設の財産処分等について協議をお願いしているというふうな状況でございます。この中で例えば残価とかそういったものの条件も出てくる可能性もあるというふうには考えておりますので、またそうしたものを見極めながら協議が整えば、また地元との受け入れに関する話し合い、打ち合わせに入りたいというふうに考えてございます。まだ具体的な時期としては県との協議が整っておりませんので、いつというふうなことではございませんが、そのような進め方にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは再々質問をさせていただきます。

1点、ちょっと事例があったんですけども、管理業務の中で東京の業者が受けているんですけども、管理に東京から月2回、来ている事例があるんですけども、これ来るだけでもう5、6万円かかってしまいますよね。地元の業者を使っていただければ、そういう経費は安くなるんじゃないかと思いますが、こういう事例に対する指導なんかはいかがでしょうか。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

中山宏樹議員の再々質問にお答えいたします。

遠距離からの管理業務のための派遣についてでございますけれども、こういったものにつきましては、それぞれ指定管理者が独自でそれぞれ経営しているものでありますので、委託とかそういったものについてもそれぞれで対応していると思いますけれど、私どもといたしましてもそういったものの実情を把握しながら、なるべく経費の節減につながるというものであれば対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

次に空き家対策について、再質問させていただきます。

空き家解体後の更地ですけども、固定資産税が高くなってしまうという事実があるわけで、それで解体が進まないということがあります。ですから例えばですけども、期限1年とか2年で区切って固定資産税を減免するようなことで解体を促すというようなことは考えておりますでしょうか。

それから・・・それだけでいいです。

○議長（千野秀一君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

中山宏樹議員の再質問にお答えをいたします。

空き家解体後の固定資産税を減免しないと解体が進まないということで、期限を切って減免を考えられないかということでございますけども、空き家解体後の土地に限って減免を行うということは税負担の公平性の観点から現在、地方税法の改正が検討されているということは伺っておりません。

一方、地方税法の改正によりまして特定空き家として認定がされ、勧告を受けた場合につきましてはこの特別措置控除の対象から除外されるということになりますので、ある程度、解体が進むんではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

次に介護支援について、お伺いいたします。

見守りですけども、やはり近所の方が一番適任だと思いますけども、そのようにしていただくようなことを市は考えておりますでしょうか。

それから認定の見直しですけども、先日の発表で3年に引き延ばすという発表がされました。病気の進行とか家族の状況変化等、認定の見直しが必要になるかと思いますが、その状況はどうなっていますでしょうか。

それから介護ボランティアの場合はポイントがついて、それで特典がつくようなことですけども、生活支援サービスにおいてもポイント制のようなことでなんか特典ができるようなことは考えられないか、お伺いいたします。

次に以前の要支援者1、2が打ち切られまして総合事業に移ったようですけども、総合事業に移ったことによってサービスの低下が起るようなことはないか、お伺いいたします。

それから介護保険サービスを受けている人が、なるべく自立で介護保険を受け取らなくて済むようなことができれば一番いいんですけども、そのようにもっていけるような、介護保険サービスを受けている方の説明なり、指導はどのようにしていますでしょうか。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

中山宏樹議員の再質問にお答えいたします。

私のほうから、まず認定の見直しはどのように行われているかということでございますけども、介護認定の有効期間というものは最長で今は2年です。3年というのはまだ検討段階でございますので、現在は最長2年でございます。身体の状態の変化等に伴って介護の手間がかかるような場合は必要に応じて区分変更の手続きは行うことができますので、その場合は担当しているケアマネージャーさんに相談していただければと思います。

次に介護ボランティアのポイント制を生活支援サービスにも適用できないかというようなことですが、介護支援ボランティアにつきましては研修を受けて、登録を受けた方が介護の関連施設などで一定時間ボランティアをしてくださった場合にポイントを付与するという制度でございます。これから始まる生活支援サービスについては、この制度にはちょっとなじみませんので、今後新しいサービスの創出なども行っていかなければなりませんから、それと併せて検討していくことも必要かと考えております。

次に新しい総合事業へ移行して要支援者1、2の方のサービスの低下が懸念されるということでございますけども、介護保険法の改正によりまして訪問介護、通所介護が新しい総合事業に移行しました。訪問介護、通所介護が必要な人にはこれまでどおりサービスは提供されております。またそれ以外に訪問型のサービスですとか通所型のサービスとしまして、北杜市で行っているふれあい広場、ふれあい処などのサービスも使えるようになっておりますのでサービスの低下はないと考えております。

次に介護保険サービスを使っている方がその保険を受けなくて済むようにというのは、具体的には介護保険にかかっている方が保険を使わなくてもいいような生活ができるようになってほしいとか、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（千野秀一君）

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

介護サービスを受けている人が、もらわなければ損だというような考えでもらっていくということはちょっと違うんじゃないかなというように考え方を切り替えてもらうようなことは、指導ができないかということですけど。

○市民部長（平井光君）

もう少し具体的に。すみませんが、質問をお願いできますか。ちょっと私のほうで理解できないんですけど。

○9番議員（中山宏樹君）

ですから介護保険で生活支援かなんかしてもらっている方がいますよね。それがよくなってきても、そのサービスは受けて当然だというような方もいるかと思うんですよ。ですからそうではなくて、よくなったんだからどうですかというようなことですね。

○議長（千野秀一君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

受けている方が大体、症状がよくなってきたからそれを受けなければ損だからまだ受け続けるというようなことがないようにということですね。

特に介護保険のサービスというのは、その方がどのくらい介護に手間がかかるかというところで判断しておりますので、介護状態がよくなれば当然サービスは少なくなると、介護の状態が悪くなれば手間がかかりますから介護のサービスも多くなるという仕組みでございますので、少なくなったから受け続けるというようなことはないと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

中山宏樹議員の再質問にお答えいたします。

見守りは地域住民が適任だと思うが考えはという質問でございます。

本市においての一人暮らしの見守りについては、先ほども申し上げましたけれども、住民同士で支え合いや民生委員、保健師等の訪問やお楽しみ給食サービス、あんきじゃんネットワークの民間事業者などと連携し、地域の見守りを行ってまいりました。

今後、いわゆる団塊の世代が後期高齢になる2025年には高齢化率が41%になると推測され、今後、一人暮らしや寝たきり、認知症の高齢者も増えていくというふうに考えられます。このような中で住民同士がさりげなく気遣い合い、困ったときに遠慮なく助けを求めるような地域づくりがより一層求められるというふうには考えます。このために地域福祉の担い手の育成や多様化する福祉課題に対応するため、地域住民、関係団体等が連携した見守り体制の強化に努めていきたいと思っております。また、地域の誰もが見守りの担い手として重要な役割を持っているんだという意識啓発を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

ここで本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは、スポーツによるまちおこしについてを再質問させていただきます。

スポーツ合宿ですけれども、個々の宿泊業者は規模が小さくて宣伝方法がなかなか難しいんじゃないかと思います。ですので市のほうでそういうチラシとかホームページに載せるとか、そういうような工夫はできないかお伺いいたします。

それからBMX、バレーボールを誘致しているとのことですが、施設の設備はどうなんでしょうか。またトップアスリートを招いての練習大会などはいいかでしょうか、お伺いいたします。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

中山議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。宿泊の誘導というふうなことで効果的な宣伝ができないかというふうなことだと思っております。

市内の宿泊施設の利用促進のためにスポーツ合宿を誘致するというふうなことで、スポーツ施設の有効利用とともに経済効果も期待をされるというふうな状況だとは考えております。

こうしたことから市外、また市内の大学、高校、企業等に向けて、実際のところ今なかなか進めているというふうな状況ではございませんので、どのようなPRができるかといったところは関係部署とやはり検討してみたいというふうに考えております。

次に東京オリンピックの合宿誘致種目でございますBMX、それからバレーボールの施設の整備、またトップアスリートを招いた大会というふうなことだと思いますけれども、東京オリンピックの合宿誘致につきましては、施設自体が国際基準を満たすということが必要になってございます。バレーボールの会場につきましては白州体育館を予定しておりまして、この体育館につきましては、国際競技連盟の基準を満たしておるということでございます。そのため、施設自体のあまり極端な対応は必要ないというふうには考えてございますけれども、やはり用具、それから設備面での今後対応が必要になってくるというふうに、要するに高規格化というふうな部分が必要になってくるのかなというふうに思っております。

またBMXにつきましては、競技団体から練習施設としての確認というふうなものをいただいております。現在も掲示を始めたというところでございます。

施設についてはやはり設備面、設備、照明、スタンド等々、さまざまな課題がやはりございますが、民間の施設というふうなこともございますので、公的な支援の方法がどんなふうな形で取れるかというふうなことは、やはり今後検討していく内容になっているというところでございます。

また次にトップアスリートの活用ということでございますけれども、バレーボールでは昨年、企業チームを招いた教室などを開催いたしまして、小学校から高校生までの子どもたちに指導を行ったところでございます。またBMXにつきましては、今月10日にリオ・オリンピックに出場した選手が出場する大会が開催されたところでございます。また生涯学習課においても8月に5回ほどBMX教室を開催したところで定員を上回る参加希望があり、非常に好評を得たというふうな状況でございます。

今後も合宿誘致に向けたさまざまな取り組みを展開してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは、最後の中学校における部活動について再質問させていただきます。

やはり生徒の休日は非常に大切だと思います。ここは教育委員会の通達みたいな形で生徒の自主活動についてもやはり自粛、休日をつくるべきではないかと思いますが、お考えをお願いいたします。

それから外部指導員ですが、この推進はどうでしょうか。指導力ある教師が異動すると運動部もその学校は衰退してしまうという事例があると思いますが、外部指導員でしっかり技術面の指導ができる方がいらっしゃれば、そういうこともなくなるのではないかと思います。もちろん先生が第一の監督者でありますから、外部指導員はそれに従ってやってもらう。また指導員の指導もしっかりしてもらうということをお願いできないか、よろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

中山議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。生徒の自主的な部活動の自粛というふうなことでございます。

答弁でも少し触れさせていただきましたけども、土日の部活動については原則1日を休養日に当てるように指導しており、生徒の自主的な活動についてもやはり同様というふうに教育委員会としては考えてございます。

今後も校長会と連携しながら部活動の効果的な指導に努めて、そうした徹底をしてまいりたいというふうに考えてございます。

次に外部指導員の推進ということで、活用ということでございます。

現在も外部指導員の活用は図っているというふうなことでございますけれども、外部指導員は顧問にはやはりなれない。それから土日の試合での引率等はできない。主に技術指導をしているという状況でございます。このような中で昨年末になりますけれども、国の中央教育審議会では部活動を支援する部活動指導員、これは仮称になりますけれども、こちらの制度化などを国に答申をされたというふうなことでございます。この制度につきましては、この部活動指導員の位置づけを学校職員の指導員というふうな位置づけにするということでございます。こうしたことから顧問や引率も可能になるということで検討しているというところでございますので、今後の指導員の確保とともに教員の負担軽減にもつながっていくものと考えておりますので、早めの導入ということも国では考えているようですので、こちらのほうも注視してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○9番議員（中山宏樹君）

終わります。

○議長（千野秀一君）

中山宏樹君の質問が終わりました。

関連質問ありますか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月16日、午前10時に開きます。

全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって解散いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時56分

平成 2 8 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 1 6 日

平成28年第3回北杜市議会定例会（3日目）

平成28年9月16日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

ほくと未来 加藤紀雄君

明政クラブ 坂本 静君

日程第2 一般質問

16番 保坂多枝子君

10番 相吉正一君

8番 岡野 淳君

21番 中村隆一君

15番 中嶋 新君

2. 出席議員（18人）

2番 小野光一

4番 福井俊克

7番 原 堅志

9番 中山宏樹

11番 清水 進

14番 坂本 静

16番 保坂多枝子

18番 小尾直知

21番 中村隆一

3番 齊藤功文

6番 加藤紀雄

8番 岡野 淳

10番 相吉正一

12番 野中真理子

15番 中嶋 新

17番 千野秀一

20番 内田俊彦

22番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（37人）

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	坂本吉彦	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	赤羽久	教育長	藤森顕治
教育部長	浅川一彦	会計管理者	五味正
監査委員事務局長	横森弘一	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	篠原直樹	須玉総合支所長	中田二照
高根総合支所長	植松広	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	手塚清作	小淵沢総合支所長	岩波信司
武川総合支所長	秋山広志	白州総合支所長	神宮司浩
総務部次長	石井悠久	産業観光部次長	濱井和博
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
企画課長	小松武彦	財政課長	植村武彦
地域課長	宮川勇人	福祉課長	平島長生
子育て支援課長	小澤章夫	農政課長	小澤隆二
林政課長	堀込美友	まちづくり推進課長	坂本孝典
道路河川課長	土屋裕	生涯学習課長	山内一寿
甲陵中・高等学校事務長	溝口健一		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 高橋一成
 議会書記 清水市三
 // 田中伸

開議 午前10時00分

○議長（千野秀一君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は18人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお報道関係者からの撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

昨日に引き続き会派代表質問および一般質問を行います。

○議長（千野秀一君）

日程第1 会派代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、6番議員、加藤紀雄君。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

ほくと未来を代表して白倉市長に質問をさせていただきます。

9月のこの時期は北杜市の暑く、そして華やいた夏も終わり、ほっとする一面、何か心の中を秋風が吹き抜けるような一抹のさみしさを感じる季節でもあります。

市内の水田地帯では春から夏、そして秋へと季節の移ろいの中で稲穂が頭を垂れるほどに実り、今、収穫を待ちわびております。特Aとしての銘柄米、梨北米の今年の豊作を期待したいものであります。

さて平成の大合併で「新しい時代の新しいふるさとをつくろう」としてスタートした北杜市は今、白倉市政3期12年を完結しようとしております。

白倉市長は平成19年3月策定しました第1次総合計画で、その巻頭でこの計画のコンセプトは人と自然と文化が躍動する環境創造都市であり、8つの杜づくりを施策の大綱に掲げ合併という枠組みの変化に加えて少子高齢化、国際化、環境問題の深刻化、産業構造の高度化など社会経済情勢が大きく変化する中で地方分権の進展や厳しい財政状況を踏まえた対応を8つの地域、それぞれが持つポテンシャルを高めながら相互に連携し、新市が一体となったまちづくりを進め、地域の特性を生かした個性溢れる魅力ある地域の形成を目指しますと述べておりました。

この第1次総合計画を道しるべとして歩んできたこの10年は、北杜市の将来の発展の基盤を築くための大切な、そして重要な期間であったと思います。

白倉市長には1年365日、1日24時間、気の休まることのなかった日々の連続であったのではないかと思います。しかしこの間、白倉市長は広く市民の皆さまの意見を聞き、そして理解と協力を得ることに心血を注ぎ、職員を叱咤激励し一丸となり市民の豊かな生活を求め、また将来の北杜市の発展のため第1次総合計画の実現に向けて、また目標に向けて努力をしてきたと思います。

その成果として、まず第1に挙げられるのは財政の健全化であります。北杜市の財政の安定と市民の皆さまの豊かな生活を支える基盤である財政の健全化を最重要課題として掲げ、その

改革に向けては並々ならぬ努力をしてきたと思います。その成果は結果として市債残高、市の借入金を大幅に減らし、また一方、基金、市の預金を大幅に増やし合計で500億円という大幅な財政の健全化が、そして改革が図られ、将来を見据える中での市政運営の土台を築いてきております。

その中でも特筆すべきは財政運営を進める中で歳出を削減することのみに傾注する、いわゆる消極的な財政運営に陥るのではなく、白倉市長の長年の政治家としての経験、またその手腕により築いた国や県とのパイプはもとより幅広いネットワークを遺憾なく活用し、財源的にも内容的にも有利な事業を迅速かつ的確に導入する一方、国の交付金や地方交付税等の有利な財源を確保し、現在また将来のために積極的かつ果敢に施策事業の展開を図ってきたことであります。

また地域の存亡にも関わる重要課題である少子化対策としては、保育料第2子以降完全無料化、子育て支援住宅の整備、それに子ども医療費無料化など多くの施策を先進的に実施してまいりました。

また、地域の活力の向上と若者の定住のための雇用の確保のための施策として地元企業への支援策や新たな企業の誘致に力を注ぎ、新規に9社のベンチャー企業、そしてまた農業生産法人、約20社の導入など雇用面だけでも500人近い雇用を確保するという大きな成果が表れております。

北杜市の将来、次の世代を担う子どもたちの学力の向上や健全な育成を目指し、特徴ある施策として原っぱ教育を提唱し、教育施設の整備と合わせ教育環境の充実強化を図り、また困難で課題が山積している小学校の統合にも取り組み、関係者のご理解とご協力のもとにその推進を図ってきたことは評価に値します。

また市を超えて、県を超えて広域的に八ヶ岳観光圏事業や八ヶ岳定住自立圏事業、そして南アルプスユネスコエコパークへの登録などに構成市町村の中心的リーダーとして積極的に取り組んできております。

再生可能エネルギーについてもその重要性を早くから認識し、疎水百選に選定されている農業用水路であります村山六ヶ村堰を活用した小水力発電施設や国立研究開発法人新エネルギー産業技術総合開発機構とNTTファシリティーズとの共同により、国の実証実験として先進的に取り組んだ北杜サイト太陽光発電施設は、全国的に注目されたことはもとより世界的にも多くの関係者の関心がもたれているところであります。

また国との関係で、内閣府で進める地方創生事業の一環であるまち・ひと・しごと創生に関する調査研究および対策を審議することを目的としたまち・ひと・しごと創生対策特別委員会の委員に全国790ある市の中から特別に白倉市長が選任され、国の施策の策定やその推進について地方を代表し意見や要望を述べ国の施策に反映させる等、幅広い場面での活躍を通し北杜市の知名度を高めるとともに発展に尽力をしてきております。

このように成果実績には枚挙に暇がありませんが、私が市民の一人として白倉市政の運営を12年間眺め、またその期間のうち市議会議員として4年間、市政の運営に携わった経験から白倉市政の12年間は北杜市の将来への発展の基盤を築いた期間であり、その努力とその成果には多くの市民の皆さま、関係者が等しく認めるところであり評価するところであります。

8町村と数の多い、そして面積も広く地域性の異なる合併であったため市政運営には計り知れない困難が、また課題等が多岐にわたり言葉では言い尽くせないほどの大変なご苦労・心労

があったことと思います。家族の皆さんとの生活も、また自らの人生をも犠牲にし心血を注いだ12年間であったのではないのでしょうか。

多くの市民の皆さまや関係者は北杜市の発展のため白倉市長に引き続き市政を託し、今までの12年間で築いてきた北杜市のこの盤石な基盤の上に、さらに充実し将来へ向かって大きく世界へ羽ばたく北杜市、そして全国に誇れる北杜市としてその発展を夢見、そして強く願ってきたことと思います。まだ今でも多くの人がそのことを願っていると思います。

しかし市長は長くはしない、3期12年が限度である、そのことを信条として歩み、そして今、山梨県議会議員、高根町長、北杜市長として40年余の政治生活の節目としてその信念を押し通そうとしている白倉市長のその姿勢、その潔さは芯なくば立たず、政治家白倉政司の自らに厳しい人間性、そして節度を踏まえた強烈な生き様を感じずにはられません。

年齢的にも実績や経験等からもまだまだ北杜市長として、そして政治家として現役を十分続けられる状況にあるにもかかわらず、その職を辞する決断をしたこと、この去り際の潔さに私も白倉市長と同世代、高校の同級生として、また社会的には団塊の世代ともいわれる中で多くの仲間たちとそれぞれの人生を歩み、その節目節目で遭遇した熾烈な競争にも果敢に立ち向かい、またそれを励みとして歩み続け今日があることは感無量であります。

私も4年間ではありましたが白倉市長にこの議会場で、このような場で何回か質問をさせていただきました。その都度、白倉市長からは適切な、かつ前向きな答弁をいただき、その実施実行をお願いしてまいりました。今回がこのような場面での最後の質問になると思うと時の流れの無常さにさみしさを払拭することはできません。

改めて思い起こしますと、私たちの子どものころは今に比べると物には恵まれていませんでした。しかし生活の知恵や家族の絆、地域とのつながりに支えられて暮らしていける、そんな社会であったように思います。そこにさまざまな便利なものが加わり所得も向上し、私たちはずいぶんその恩恵にあずかってまいりました。その過程においてはオイルショック、バブルの崩壊などさまざまな困難にも直面しましたが、それらを乗り越えて今日の社会を築いてきたような気がしております。

しかし現在、私たちは人口減少という極めて厳しい社会情勢に直面をしております。私たちはこの危機を克服するため、これまでに培ってきたさまざまな知恵と経験を生かし、次の世代にとってもよい社会を、豊かな住みよい社会を、そして持続可能な社会を自信と確信を持って伝達・伝承していくことは、今求められているといっても過言ではないかと思います。

このようなことを踏まえて、以下2点について質問をさせていただきます。

1つ目ですが、合併した北杜市の初代市長として第1次総合計画を指針としてその舵取りを担ってきたわけではありますが、白倉市長にとっては大変な舵取りであったかと思います。その3期12年間の市政運営の総括について、まずお伺いをしたいと思います。

2つ目ですが平成29年度、来年度スタートの北杜市第2次総合計画が現在策定をされておりますが、今議会にもその基本構想が議案として提出されております。第2次総合計画に託された北杜市の将来の発展に向けての基本的な考えについてお伺いをいたします。

以上、2点について答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えします。

3期12年間の市政運営の総括についてであります。

平成16年11月、「新しい時代の新しいふるさをつくろう」と誕生した北杜市の初代市長として、私は市民の皆さまの温かいご支持をいただく中で市政の舵取りを行ってまいりました。

北杜市の礎を築き、力みなぎるふるさをつくろうと「市民と共に」を基本に市議会と両輪となり、職員と一緒に全力で市政運営に取り組んでまいりました。人口減少と少子高齢化を迎え後世に負を残さない、持続可能な自治体を目指し、財政の健全化を一丁目一番地と位置づけ市民と共に骨太な北杜市をつくるため、行財政改革に取り組んでまいりました。その成果は国・県からも高い評価をいただいているところであります。

市民に痛みが伴っていることも事実であります。ご理解・ご協力をいただいた市民に、また職員の皆さまに心より感謝を申し上げます。

さて12年間の総括として、8つの杜づくりに沿って述べたいと思います。

教育文化に輝く杜づくりでは原っぱ教育の推進を掲げ、夢を持ち未来を切り拓く心身ともにたくましい北杜の子どもづくりに努めてまいりました。

また長坂小学校の統合、小淵沢中学校、甲斐駒センターせせらぎ、甲陵高校でのスーパー・サイエンス・ハイスクール、学校給食の地産・地消、給食費補助による子育て支援など教育の充実を図ってまいりました。

産業を興し、富める杜づくりでは耕作放棄地解消に向けての集落営農組織の育成のほか、企業型農業生産法人やベンチャー企業の誘致にも努めてまいりました。

また北杜市企業交流会や市商工会との連携により、就職ガイダンスを開催するとともに市内企業への支援も行っていました。

安全・安心で明るい杜づくりでは、少子化はふるさと存亡の危機であることから保育料第2子以降完全無料化、子育て支援住宅、ファミリーサポートセンターや認定子ども園の開設のほか子育て世代の経済負担の軽減として中学3年生までの子ども医療費の無料化、ほくとハッピーワークの開設、子育て世代包括支援センターを進めるとともに子育て世代マイホーム補助金を創設いたしました。

また、高齢化率が高いのに介護保険料の基準月額が4千円と県内で最も低いのは、地域ぐるみの介護予防の成果であります。

防災対策については防災行政無線のデジタル化、小型ポンプの整備や小型除雪機の行政区への配備等を行いました。

基盤を整備し豊かな杜づくりでは長坂駅や清里駅前広場の整備、小淵沢駅舎改築・駅前広場整備や長坂駅のバリアフリー化を行っているところであります。

住宅については武川さくら団地、高根みどり団地、大泉新山崎団地を整備し、現在は白州町への就業促進住宅の整備を進めているところであります。

環境日本一の潤いの杜づくりでは、クリーンエネルギー推進として国からの委託事業である大規模太陽光発電の実証実験により北杜サイトが外国語でも紹介され、世界に類を見ない施設として注目されました。また、平成23年からは北杜サイト太陽光発電所として売電収入により自主財源を生み出しております。

このほか小中学校の校舎や体育館・保育園にも太陽光発電設備を設置するとともに、小水力

発電も導入し、地球温暖化対策として再生可能エネルギーの活用を図ってまいりました。また環境保全基金を活用して里山整備事業や子どもたちへの環境教育のほか、市民提案型の環境事業にも取り組んでまいりました。

交流を深め躍進の杜づくりでは、アメリカマディソン郡や韓国ポチョン市との長年の交流、国内の都市との交流・連携、映画「～道～白磁の人」への支援、また早稲田大学や山梨大学、東京藝術大学、東京工業大学、北杜高校との連携協定を締結しました。

品格の高い感動の杜づくりでは長野県富士見町、原村との連携により「1,000mの天空リゾート」として日本の顔となる観光地を目指し、八ヶ岳観光圏を形成するとともに八ヶ岳定住自立圏に取り組むことにより、定住人口の確保と地域の活性化を図っております。

また南アルプスユネスコエコパークに登録されたのを契機に地域連絡会を組織して、保全活動などに取り組むとともに世界に誇る水の山ブランドの推進を行っております。

連帯感のある和の杜づくりでは企業や個人から協力金をいただき、自然環境の保全を目的とした環境保全基金、市民の芸術文化スポーツの振興を図る芸術文化スポーツ振興基金を創設するとともにふるさと応援寄附金、北杜サイトの売電などで自主財源の確保を図り、環境事業をはじめ原っぱ教育など市独自の事業に活用しております。また、総合支所と社会教育施設との複合化や学校施設の有効活用も図ってまいりました。

以上、市政運営の一端を申し上げましたが私は常にチャレンジ精神と改革意識を持ち、ベンチャー自治体 北杜市として力みなぎるふるさとを築くべく、市民と行政が一体となって取り組み、愛するふるさと北杜市が夢のある、希望の持てる人と自然と文化が躍動する環境創造都市となるよう進めてまいりました。

私は11月の任期満了をもって退任いたしますが、この12年間、ふるさと北杜市のために仕事のできたことを喜ぶとともにご理解・ご協力をいただいた市議会や市民の皆さん、そして私を支えてくれた職員に重ねて心より感謝を申し上げます。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

第2次総合計画に託した市の将来の発展に向けての考えについてであります。

第1次総合計画では、まちづくりの基本コンセプトである人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向け、8つの杜づくりを施策の柱とし財政の健全化や少子高齢化への対応を掲げ市民と行政が一体となり取り組んでまいりました。

第1次総合計画については地域委員会や団体、企業等のヒアリングなどにおいて一定の評価をいただくとともに、総合計画審議会からも第2次総合計画の策定に当たっては、まちづくりの基本コンセプトや8つの杜づくりを踏襲する中で、その実現に向けたまちづくりに努めることとの答申をいただいていることから、第2次総合計画ではこれらの方針を計画策定にあたっての基本的な考え方として位置づけたところであります。

また、第2次総合計画の策定においては総合計画審議会委員に高校生、短大生の2名を委嘱するとともに、中高校生や子育て世代へのヒアリングも実施していることから北杜市の将来を担う若い世代の声や夢が反映された計画となるよう願うところであります。特に人口減少社会

に対応する少子化対策は次代を担う若い世代にとって非常に重要な施策であるため、さらなる充実を願うところであります。

今後も人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向け、個性ある本市独自の施策を展開する中で、輝かしい市の将来に向けての発展を願う思いであります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

加藤紀雄君の再質問を許します。

○6番議員（加藤紀雄君）

再質問をさせていただきます。

白倉市長はまち・ひと・しごと創生対策特別委員会の委員として地方を代表して、これまでに地方から国への提言などに尽力されてきたと思いますが、委員を努めることによって北杜市の地方創生事業や、また市政運営上でどのような影響、また効果があったかお伺いをいたします。

○議長（千野秀一君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私はこの道で生きてきて、日本は地方に活力ある国家でありたいと願っていました。そういう意味で田中内閣の日本列島改造だとか大平内閣の田園都市構想、竹下内閣のふるさと創生、今回、安倍内閣の地方創生なるそれぞれの事業は大変興味を持っていました。

そんな中であって、平成27年1月28日には全国市長会のまち・ひと・しごと創生対策特別委員会の委員に選ばれましたことは、大変ありがたく思っております。委員になったことによりまして、政府との意見交換やら関係市長との情報交換等々がたくさんできました。そして何よりも地方創生まち・ひと・しごと本部の関係者と情報交換、情報を得たことも大変ありがたく思っております。

本市では、昨年9月に県内で一番早く北杜市の人口ビジョンや総合戦略を策定して上乗せ交付金や加速化交付金が事業採択され、さらには今年8月には地方創生推進交付金事業や厚生労働省の実践型地域雇用創造事業も採択をいただいて、地方創生ふるさと創生事業に取り組んでいるところであります。

国において、地方創生が内政の柱となっていることから本市においても積極的に事業計画を国に提案し、交付金等を活用して移住定住促進やふるさと活性化のために取り組んでまいりたいと思っております。

答弁になったかどうか。お願いします。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

それでは最後となりますが、懇切丁寧な答弁ありがとうございました。

白倉市長には合併という社会の大きな変革の中で多くの重要な、そして困難な課題に直面しながらもそれらに果敢に挑戦、チャレンジし、解決し北杜市の発展を推進してきた3期12年

間であったかと思います。息のつく間もないほどの全力投球の日々であったことでしょう。昨今は腰痛に悩まされ、健康面にも無理があったにもかかわらず日々の業務を手を抜くことなくまっとうしているその姿、姿勢には市民の皆さまの強い信頼と心を打つものがありました。

白倉市長には残念ではありますが、残された任期、2カ月余をまっとうし11月の任期満了後にはご家族とのくつろぎの生活の中で心身のリフレッシュをしていただき、腰痛の治療や心身の疲労回復に努めていただきたいと思います。

そして白倉市長の今日まで培ってきた比類ない豊富な経験、知識、人間関係などを生かしてぜひ白倉市長が必死で職員とともに、また市民の皆さまとともに発展に尽くしてきたこの北杜市、この将来に向かってこの市がますます発展しますようにぜひご指導・ご協力等をお願い申し上げます。

語れば尽きませんが、白倉市長にはこの12年間、本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。心から感謝申し上げ、質問は終わります。答弁は結構です。

○議長（千野秀一君）

加藤紀雄君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

次に明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、14番議員、坂本静君。

坂本静君。

○14番議員（坂本静君）

8月定例会にあたり明政クラブの代表質問をさせていただきます。

先般、東北地方や北海道を連続して襲ったいくつかの台風で被災された方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

そんな中ですが、地球の裏側ではブラジルで開催されたリオデジャネイロオリンピック、パラリンピックの日本選手団の大活躍に大きな拍手を送り、2020年に日本で開催される二度目となる東京オリンピック・パラリンピックへの力強い弾みとなり、大いに期待が持てる大会となるものと思います。

白倉市長には北杜市誕生から3期12年間と長きにわたり、北杜市発展のために多大なるご尽力を賜り、深く感謝とお礼を申し上げます。

さて私たち議員の任期も残り少なくなり最後の定例会となり、今回の私の出番が会派代表質問の最終となることから、いささか感慨を感じているところです。

それでは、これから大きく5項目にわたり質問をさせていただきます。

まず1項目、第2次総合計画（案）の進捗状況について伺います。

北杜市のまちづくりの最も基本となる第2次総合計画（平成29年度から平成38年度の10年間）が市民アンケート調査結果、基本構想（案）のパブリックコメントを経て現在、最終的な審議がなされています。

言うまでもなく総合計画は、これからの10年間の北杜市をどのようなまちにしていけるのか。そのためには今、また今後何が必要なのか、誰がどんなことをしていけるのかをまとめるもので

す。これまでの経過や現状、課題を踏まえ、人口減少社会を乗り越えていくにはどんな施策、事業を具体的に実施していくのか。本市の行財政の長期的な指針となる市政運営の基本となるものです。この計画は基本構想、基本計画、実施計画をもって構成されていますが、現在の進捗状況などについて以下、伺います。

1. 6月15日から7月14日までの間に第2次北杜市総合計画基本構想（案）のパブリックコメントが実施されましたが、そのコメントの数と内容は。またそれを今後の計画にどのように反映させ、生かしていくのか伺います。
2. 総合計画審議会から提出された基本構想（案）の答申をどのように基本構想に反映したのか。
3. 総合計画について次期市長の政策を取り入れる必要があると思うが、その考えはあるか伺います。
4. すでに策定されている北杜市人口ビジョンや各種計画などとの整合性は図られているのか伺います。

次に地上設置型太陽光発電施設の課題について伺います。

人と自然と文化が躍動する環境創造都市、日照時間日本一の本市ですが、ここ数年前から地上設置型太陽光発電施設が市内の至るところに乱立し本市の宝である自然環境、景観を破壊している施設が数多く見られるようになりました。このような状況を見て、多くの市民や本市を観光で訪れた皆さんが自然や環境、景観への影響を非常に危惧しています。

今もなお多くの山林が伐採され増え続けているメガソーラー、地域住民との合意形成が図られずになんの歯止めもなく設置されている現状を見ると市や県の指導力が問われています。6月から景観条例で届け出が義務付けられましたが住民との合意形成やパネルの高さ、セットバックなどの数値化されていないので、事業者に強力な指導ができないのが現状であります。

市内に乱立し、周辺の自然環境や景観を阻害している地上設置型太陽光発電施設の課題について以下、伺います。

1. 市内の最新の地上設置型太陽光発電施設の届け出、現状は。今年1月以降、8月までの市への届け出と設置件数は。8町別に。うち林地開発によるメガソーラー太陽光発電施設の申請件数と地域住民との協議状況を伺います。
 2. 農地転用、特に畑地による地上設置型太陽光発電施設は農地の有効活用施策と矛盾はしていないか伺います。
 3. 地上設置型太陽光発電施設設置の届け出が景観条例で6月1日から義務付けられましたが施行前と比較して業者への指導にどのような効果があったのかお聞きします。
- 3項目め、生活困窮者自立支援制度についてお伺いいたします。

生活困窮者自立支援制度は、生活保護手前の第2のセーフティネットとして平成27年4月から実施され、1年半が経過しました。本制度は相談事業をはじめとする必須事業や家計相談事業などの任意事業に取り組み、困窮することで生活の困難に直面している人を個別の状況に応じて自治体が支援する制度であります。

先に生活困窮自立支援事業の相談、利用件数が全国的に少ないとの調査結果が出されています。生活に困っている人が自立に向けて歩み出せるような支援が行き届いていない状況が見られます。

以下、本市での相談状況や支援状況について伺います。

1. 相談件数と支援実績はどのようになっていますか。
2. 制度につながりにくい人たちをどのようにつなげていくのか。
3. 現在までの課題と今後どのような支援を行っていくのか伺います。
- 4 項目め、ふるさと納税の活用とあり方について伺います。

この制度は、ふるさとに対して貢献や応援をしたいと思う納税者が地方公共団体に寄附した場合に税金が一定限度まで控除され、また応援寄附者に対して各市町村の特産品をお礼としてお返しすることで、各市町村の宣伝やイメージアップを図るとともに自主財源の確保対策として大変重要になっています。

本市の現状と今後の取り組みについて以下、伺います。

1. 本市への納税件数と納税額の年度別推移は。過去5年間について伺います。
2. 全国的にふるさと納税が大幅に増えている状況の中で、本市としての活用と今後の取り組みを伺います。
3. 全国の上位ベスト5の市町村とその件数と金額はいかほどでしょうか。
4. 本市から他市へのふるさと納税額と収支状況はどのようになっていますか。

最後の項目になります。増富地域再生計画について伺います。

地域再生法に基づき、各自治体が地域再生を図るために計画を策定しています。こうした中、市の持つ固有の財産である地域の特性や資源を生かし活性化を図ることは重要なことであり、効果が大きいと期待できると考えます。増富地域を包括した再生計画が作成されました。そこで以下、伺います。

1. 計画の基本的な考えは。
2. 事業内容とスケジュールはどのようでしょうか。
3. 組織の概要と構成員について伺います。
4. 計画実施にあたり地域住民との連携は、いかようになっているでしょうか。

以下、お伺いをいたしまして私の質問を終わります。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えします。

私の市政運営にご理解・ご評価をいただき、ありがとうございます。

はじめに、第2次北杜市総合計画（案）における次期市長の政策反映についてであります。

現在策定中の総合計画前期基本計画については、本市行政の基本的な重要事項について具体的な施策を体系的・総合的に示すものであり、次期市長の政策を反映すべきものと考えております。現在、総合計画審議会において審議をいただいているところでありますが、選挙後に次期市長の政策を盛り込む中で審議をお願いする予定であります。

次にふるさと納税についてで、本市としての活用と今後の取り組みについてであります。

本市では寄附金の活用方法を環境日本一の杜づくり、教育・文化に輝く杜づくり、その他おまかせの杜づくりの3つのメニューに分け、あらかじめ寄附者に選択していただいております。

環境メニューおよび教育・文化メニューは、企業等からのご協力をいただき基金へ積み立てたのちに事業化しております環境保全協力金、芸術・文化スポーツ振興協力金と併せまして市

民等の提案事業、市が行う里山整備などの環境保全にかかる事業や原っぱ教育の推進、各種講座の開催などの教育の強化・充実、芸術・文化スポーツの振興に活用しております。その他おまかせメニューについては、主に消防・防災事業に充当しているところであります。

また市内の特産品生産者などからの提案を随時受け、多くの方が本市に訪れたいくなるような魅力ある返礼品を加えるなどの工夫をしながら、さらなる制度のPRを行い自主財源確保へ努めてまいりたいと考えております。

次に、増富地域再生計画における計画の基本的な考え方についてであります。

今般、国より認定をいただいた増富地域再生計画に基づく取り組みは、本市における貴重な地域資源の1つである増富地域のラジウム温泉や有数のパワースポットなどを利活用し、癒し・交流・健康の3つのプロジェクトを同時に実施するものであります。

これにより新たな分野での若者の雇用を創出するとともに、高齢者が健康で活動的な生活を送ることが可能となる環境整備を実現し、若者世代の転出超過の解決と急速な高齢化への備え等を図ることを目指してまいります。

その他につきましては、担当部局長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えをいたします。

ふるさと納税のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、納税件数と納税額の推移についてであります。

本市へのふるさと納税の件数および金額は平成23年度が158件で1,156万円、平成24年度が177件で1,369万9千円、平成25年度が353件で1,218万7千円、平成26年度が348件で1,346万5千円、平成27年度が357件で1,502万4,010円でありました。

次に全国状況についてであります。

平成27年度における全国の寄附件数、金額ともに1位の市町村は宮崎県都城市で28万8,338件、42億3,123万4千円でありました。

以下、件数は山形県天童市18万1,295件、静岡県焼津市13万8,903件、長崎県佐世保市11万5,534件、島根県浜田市10万6,266件で、金額につきましては焼津市38億2,558万2千円、天童市32億2,784万4千円、鹿児島県大崎市27億1,964万2千円、岡山県備前市27億1,568万6千円であります。

次に、本市から他市へのふるさと納税額と収支状況についてであります。

市町村税の課税状況等の調べをもとにした県からの資料によりますと、平成27年度の市民の他市等へのふるさと納税の額は206人、1,462万6千円で、これに対する寄附金控除額は604万円であります。

本市の税収入に対し寄附金控除額は市民税の収入減少となることとなりますけれども、本市のふるさと納税は1,502万円で寄附金控除額を上回っていることから、本市の財源収入については、十分確保ができているものと考えております。

次に増富地域再生計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、事業内容とスケジュールについてであります。

本事業は増富地域のラジウム温泉などを活用し、癒し・交流・健康をテーマとした3つのプロジェクトを地域の方々とともに実施していくこととしております。

なお、事業実施期間は本年度から平成30年度の3カ年度であり、本年度は主に女性向けの取り組みメニューの開発や温泉利用による健康増進プログラムの確立に向けた市民モニター調査の実施等に取り組むなど、段階的にプロジェクトを進めていく予定であります。

次に、組織の概要と構成員についてであります。

本事業は増富地域の地域委員会や女将の会、また一般社団法人やNPO法人などの関係者により組織されている増富地域再生協議会により、事業を実施していくことを想定しております。

このため、まずは増富地域の方々が中心となって取り組むこととなりますが、この協議会につきましては既存の枠組みに留まらず女性や若者、市外の方、民間団体などの積極的な参画も期待するものであります。

次に、地域住民との連携についてであります。

本事業の実施にあたっては、増富地域再生協議会にその実施主体を担ってもらうほか、地域の住民の方々にも例えば田舎体験ツアーの講師として参画していただくなど、地域全体で事業に取り組んでいく予定であります。

このことから地域住民の方々にも十分情報提供を図り、緊密な連携のもと事業に取り組んでいくこととしております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

第2次北杜市総合計画（案）の進捗状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、基本構想（案）に対するパブリックコメントの状況についてであります。

パブリックコメントについては、今後10年間で目指す本市の将来像を定めた基本構想（案）について、6月15日から1カ月間実施し貴重なご意見を4件いただきました。内容は計画に障害者に配慮した記述の追加、移住者等の受け入れ体制の充実、公園墓地による人口増加策、市民アンケートの反映などでありました。

いただいたご意見のうち障害者に配慮した記述については基本構想に反映し、そのほかの具体的な施策については、今後の基本計画策定の参考とさせていただくことで総合計画審議会においてご審議いただいたところであります。

次に、審議会から提出された基本構想（案）の答申の反映についてであります。

8月に開催された第5回総合計画審議会において、基本構想（案）について妥当であるとの承認と答申をいただき、計画的・効率的な行財政運営を進めるとともにまちづくりの基本コンセプトである人と自然と文化が躍動する環境創造都市や8つの杜づくりを踏襲する中で、その実現に向けたまちづくりの推進に努めることなどに配慮するよう求められました。

また人口減少、少子高齢化への取り組み、さらなる財政の健全化、市の一体感の醸成など審議の過程で示された意見も答申では求めており、これらの答申内容については、まちづくりの基本方針として基本構想に位置づけたところであります。

次に北杜市人口ビジョン・総合戦略や各種計画などとの整合性についてであります。

北杜市人口ビジョン・総合戦略では、人口減少対策などの具体的な施策を示しております。また各個別計画はそれぞれ特定の分野における具体的な施策を示しており、各個別計画は最上位計画である総合計画に基づいて策定されるものであります。総合計画基本構想にその旨の記載をするとともに前期基本計画において各個別計画との整合性を図るため、具体的な施策を示すこととしております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

生活困窮者自立支援制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに生活困窮者自立支援制度の相談件数、支援状況についてであります。

昨年度の相談件数は122件であり、そのうち自立支援プランを作成した件数は22件でありました。また本年4月から7月までの相談件数は36件で、そのうち自立支援プランを作成した件数は12件であります。

次に、制度につながりにくい人をどのように制度につなげていくかについてであります。

地域住民からの相談、民生委員や保健師の訪問活動、病院の医療相談員やスクールソーシャルワーカーからの情報などにより、生活困窮者自立支援事業の専任の相談支援員が訪問して制度につながるよう支援しております。

また、今後においても生活困窮者自立支援事業により設置した福祉相談窓口が活用されるよう市の広報紙やホームページなどで市民に周知してまいります。

次に、現在までの課題と今後どのような支援を行うかについてであります。

生活に困難を抱える人は就労、住居、経済的な要因、病気など複数の課題があり、自立するまでには長期の継続した支援が必要となることから、今後も増加する相談や支援に対応するため、相談支援員の増員や外部委託など北杜市地域福祉計画策定委員会のご意見を伺いながら相談支援体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

また今後は貧困の連鎖とならないよう、子どものいる世帯の自立に向けた支援の実施など関係者と協議してまいります。

○議長（千野秀一君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

地上設置型太陽光発電施設について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、8町別の1月以降8月までの届け出件数についてであります。

本年1月から8月までの北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づく届け出について地区別に明野地区が28件、須玉地区が17件、高根地区が55件、長坂地区が26件、大泉地区が35件、小淵沢地区が25件、白州地区が12件、武川地区が11件で合計209件となっております。うち192件が10キロワット以上50キロワット未満と届け出の多くを占めており、届出書からの確認では稼働件数は164件であります。

なお、事業面積が1ヘクタールを超える林地開発行為許可申請に係る市町村長の意見照会に

については4件であります。

すべての開発事業において説明会を実施しており、中には事業者と地域において協定が締結されたものもあると伺っております。

次に、景観条例改正前と比較して事業者への効果についてであります。

本年6月初旬に太陽光発電事業者に対して、これまで土地の形質の変更や木竹の伐採、一定の高さを超えるフェンス等の設置に加え、事業用太陽光発電施設が北杜市景観条例の対象となったことや景観形成基準に基づく取り組みへの配慮について通知を行ったところであります。

事業用太陽光発電設備が北杜市景観条例の届け出対象行為となり、設置に当たっての景観形成基準が設けられたことから景観形成基準に関わる施設および付属設備に対する高さ、色彩、植栽などの事項については景観、地域環境との調和に配慮した取り組みがなされているものと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

小石農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小石正仁君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

地上設置型太陽光発電施設における農地転用と農地の有効活用施策についてであります。

北杜市は農業振興地域に指定されており、農地を保護するため、ほとんどの農地が農振農用地となっており、農振を除外しないと転用できないこととなっているほか農地には農地区分があり、おおむね10ヘクタール以上の集団農地および生産力の高い農地は第1種農地として転用できないものとなっております。

なお、平成26年5月に施行されました農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律では耕作放棄地、荒廃農地を活用することで農山漁村の活性化を図るとのことから、農地転用による地上設置型太陽光発電施設においては、農振除外の農地で第2種農地および第3種農地であれば転用できるものとなっており、農地法に基づき市農業委員会経由後、許可権者である県が決定することとなっているため、当農業委員会において不許可とすることはできません。しかし事前に相談等を受けた場合は農地の有効活用を図るため、北杜市農業振興公社と連携を取る中で農地の斡旋をしております。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時20分。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を始めます。

坂本静君の再質問を許します。

○14番議員（坂本静君）

再質問をさせていただきます。

はじめに第2次北杜市総合計画（案）の進捗状況についてであります。その中で市の基本構想（案）に対するパブリックコメントが行われました。その市民からのコメントに対する意見が4件あったとのことですが、その具体的な内容をお聞かせください。

2点目といたしまして、基本構想の策定に当たってはパブリックコメントのほか条例に基づき地域委員会からの意見聴取を行っていると思いますが、その内容についてもお聞かせいただきたいと思います。

2点、よろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

坂本静議員の再質問にお答えいたします。

1点目でございますけれど、パブリックコメントでの具体的な内容というご質問でございます。

4件のうちの1件につきましては、基本構想の中に障害者の生活支援および道路や諸施設等のバリアフリー化などの文言の追加を検討していただきたいというご意見をいただきましたので、そういった文言の追加を行いました。

残りの3件につきましては、1つといたしまして移住者等の受け入れ態勢の充実のために官民の協働による施策の実施に関する意見、1つが公園墓地の設置で都会人を惹きつけ人口増加につなげるとする、そういった意見。3つ目が市民アンケートの調査結果を計画に反映していただきたいというご意見をいただきました。いただいた3件につきましては、具体的な施策についてのご意見のために基本計画策定の参考ということでさせていただきました。

2点目でございますけれど、地域委員からの意見聴取の内容というご質問でございますけれど、地域委員会からの意見聴取につきましては北杜市地域委員会設置条例にあります基本構想を策定するときは、市議会に提案する前に地域委員の意見を聞くことという規定に基づき実施いたしました。意見といたしましては、本市にはマグニチュード7級の地震を引き起こす可能性のある活断層の存在を明記し、防災に対する意識づけをしておく必要があるという意見や市の編成図において過去の経過を正確に表記するようにというご指摘をいただき、基本構想に反映したところでございます。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○14番議員（坂本静君）

次に地上設置型太陽光発電施設の課題の件でございますけれど、2点ほど再質問をさせていただきます。

1点目は、本年1月から8月までの太陽光発電施設に関する指導要綱に基づく届け出が先ほどの答弁では209件あったようです。そのうち事業面積1ヘクタールを超えた林地開発行為許可申請の必要なものが4件あると答弁がありました。その中で事業者と地域において協定が締結されたものがあると伺っているとのことですが、そのことですね。

それから2点目として、事業用太陽光発電施設が北杜市景観条例の届け出対象行為となり、設置にあたって景観形成基準に設けられたことから基準に基づく配慮した取り組みがされていると考えているとのことですが、その2点について行政として事前指導、またそののちのチェックや確認をするかという点でお伺いをしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

坂本静議員の再質問にお答えいたします。

2点ほどいただいています。1点目が協定を結ぶまでの指導ということでございます。

これにつきましては、地域においては開発および開発後の災害など不安に感じていることがありました。このため、どのような対応をすべきかなどの相談を受けております。地域においても協定書の締結を考えていたことから地域において不安を感じたことを具体的に示し、事業者と話し合いを行う中で締結に向けて進めていただきたいと助言しております。その地元からは協定締結に至った旨、ご報告をいただいたものでございます。

次に2点目が、具体的にはどのような指導を行うかということでございます。

景観計画区域内行為届出書における景観形成のために特に配慮した事項欄に架台の高さ、後退距離、フェンスなどの工作物の色彩や植栽についての記載がない場合は記載するよう指導し、また計画設計書についても内容を審査し、可能な限り高さを低くすることや境界からの後退距離を確保するよう補正を求める指導を行ってきたところでございます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○14番議員（坂本静君）

今のことは民民のこととかでありますので、行政としてしっかり確認チェックをよろしくお願ひしたいと思います。

それから次の再質問をさせていただきます。

次に生活困窮者自立支援制度について再質問いたします。

この制度は昨年4月から実施され、北杜市ではこの間、4月までに158件の相談があり、そのうち34件に対して自立支援プランを作成したとの先ほどの答弁でありました。この事業については、相談や利用件数が全国的には非常に少ないという調査結果が出ております。

北杜市としては今までのこの事業に対する周知をどのようにしてきたのか、全国的に少ないということもありますので、北杜市も少ないのかなと思うわけですが、また今後はどう周知していくのかを伺います。

2つ目として相談されたが、先ほどの件数から34件引きまして、対応できなかった、しなかったと言いましょか、これが124件あったわけですが、このことについてその訳と言いましょか、いかなる理由によって対応できなかったのかをお聞かせください。

またこの制度に対応する専任の相談支援員がおりますが、その方々は何人いて、その所属部署と言いましょか、そこはどこでしょう。

もう1点、相談者に対して選任の相談員が訪問、出向しているとのことですが、その出向く先をどのような形で決めているか。

この4点について、お伺いをいたします。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

坂本静議員の再質問にお答えいたします。

4点、ご質問をいただいております。

はじめに制度の周知についてのご質問でございます。

制度の周知につきましては市の広報紙への掲載や民生委員、児童委員の訪問活動の中でチラシを配布するなどの周知を図っているところであります。しかしながら自らSOSを発することが難しい生活困窮者が広報や周知媒体に触れることができるよう、さらなる工夫が必要であるというふうに考えております。また地域住民や関係機関に対しても生活困窮に関わる問題についての情報発信を行うことにより、理解と関わりを促進することにつながりますので今後、情報発信の方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に相談されたが対応できなかったのはなぜかというようなご質問でございます。

昨年4月の制度始まってから本年7月までにおいて158件の相談があり、プラン作成を行ったものが34件で残りの124件はどのような対応を行ったかというご質問だと思います。

相談には家族の介護の問題、心身の不調、就労の問題、経済的な問題など多種多様でございます。相談、受付段階で相談者の話を丁寧に聞き取り、介護や医療、年金や生活保護などの個々の状況に応じて適切に関係機関へつなげております。それでプランの作成までにはいかないんですが、関係機関へつなぐということを行いまして生活困窮に関わるものであるかどうかのスクリーニングを行った中で、プラン作成まで至ったものが34件であったというものでございます。

次に職員配置でございます。

昨年度から生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴いまして、生活困窮者の自立の促進を図るために福祉課内に福祉相談窓口を設け主任相談支援員が1名、相談支援員が1名、就労支援員1名の3名体制で自立相談支援事業に取り組んでおります。主任相談員は支援困難事例の対応、相談支援員や就労支援員の指導育成、関係機関との連携など高度な相談支援技術が求められることから社会福祉士の専門職員を配置しております。

次に生活困窮者への訪問についてでございます。

支援プランを作成した方はすべてお宅に訪問して生活状況の把握を行い、支援につなげるように努めております。またご自分で相談窓口へ来ることができない方は、相談支援員がご自宅に訪問している状況でございます。

なお、支援が終了したあとにおいても必要に応じて声掛けを行うなど関わりを保つようにしております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○14番議員（坂本静君）

それでは次にふるさと納税の活用のあり方について、再質問をいたします。

この制度は非常に全国的によく知り渡っていることだと思いますが、北杜市でも先ほどの答弁でありましたように、毎年のようにそういう方々が応援寄附してくださっているということでございます。そこで北杜市にふるさと納税をしてくれる応援寄附者、納税者に対して特産品返礼をしておりますが、この返礼品の品物の選定の根拠といいたいでしょうか、こういった理由でこういうものになったかということ、それから返礼については納税額によって格差といいたいでしょうか、差があると思いますがその内容をお知らせいただきたいと思います。

○議長（千野秀一君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

坂本静議員の再質問にお答えをいたします。

2点いただきました。1点目の返礼品の選定についてであります。

現在の返礼品につきましては本市を代表する米や野菜、水などの農産品等や北杜市産を原料とした加工品や酒類を中心に選定をしております。また市内の美術館、チケットも用意するなど本市を知っていただく、また訪れていただくような特産品を中心に選定をしております。また市内の特産品、生産者などからの提案を随時受け、多くの方が本市に訪れたくなるような魅力ある返礼品を加えるなど工夫をしておるところでございます。

2点目の寄附額で違いがあるということでございます。

本市の返礼品につきましてはA、Bの2コースからなっておりまして、寄附額に応じてコースを選択していただいております。1万円から2万円の寄附者につきましてはAコースから1品、それから2万円から5万円の方はA、Bコースから1品、5万円以上の方につきましてはA、Bコースから2品としております。

以上であります。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

○14番議員（坂本静君）

終わります。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

関連質問はありますか。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

関連質問を2項目させていただきます。

最初に地上設置型太陽光発電施設の課題について。

答弁ではメガソーラー林地開発申請にかかる申請は4件とのことでしたが、申請された地域の場所と山林の面積はどのくらいなのか、お聞きします。

2点目として1ヘクタール以上の林地開発許可にかかる意見書は、林政課の所管になりますがまちづくり推進課との連携はどのように図られているのか。

3点目、山梨県への意見書の提出にあたっては地域住民の声、すなわち行政区の意見などを

どのように反映をしていますか。

2項目めですが、ふるさと納税の活用とあり方について。

全国的にふるさと納税が大幅に伸びている中で、本市においても先進地事例を研修・研究してノウハウを学ぶなど自主財源の確保に全力で取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（千野秀一君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

ふるさと納税について、自主財源の確保ということでございます。

市としても自主財源の確保は大変重要であるというふうに考えております。また返礼品につきましては、高額な返礼品や換価性の高い返礼品につきましては自粛をするというような国の通達もきているところでございます。市といたしましては、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども特産品の生産者から提案を受け本市を知っていただく、また訪れていただくような特産品を選定しております。

今後も納税していただく皆さまからのご意見も参考にしながら、返礼品に加えるなど工夫を凝らしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

相吉議員の関連質問にお答えいたします。

私のほうからは2点、お答えさせていただきます。

最初にまちづくり推進課との連携でございますが、県からの意見に対しましてまちづくり推進課のほうに回覧を行いまして、まちづくり推進課のほうから意見をいただき必要がある場合については協議を行っております。

2点目の地域住民の声でございますが、これにつきましても県から意見がきた場合につきましては、関係各課に回覧を行いまして、やはり意見をいただいております。その中で関連する条例の順守等の意見を付して提出をさせていただいております。その中で地域住民の意見等があれば県の意見書に意見として付して提出をいたします。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

相吉正一議員の関連質問にお答えいたします。

林発申請の場所と山林の面積についてでございます。

場所につきましては長坂町大八田、長坂町大井ヶ森、明野町上手、高根町箕輪でございます。面積につきましては、合わせて24.6ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

再々質問の中で、今、最初にふるさと納税について答弁あったわけですが、本来の趣旨から外れてエスカレートしている面もたしかにあります。ぜひ北杜市には特産品、北杜米、また例えば温泉がいっぱいあります。温泉の券を1年間、例えば寄附額によって1年間の券を、どこでも入れるというようなことを考えるといろいろ活用できると思うので、県内でも甲州市においてはワインで何億円かの、4億円ですか、半年で4億円ぐらいのふるさと納税が入っています。ぜひ今後、優秀な職員がいっぱいいますので、知恵を絞ってふるさと納税の獲得、大幅に増えるような取り組みをしていただきたい。

2点目として確認なんですが、林地開発、メガソーラーで意見書を県へ市が提出するわけですが、地区住民の、例えばメガソーラーで、先ほど大八田と今度、箕輪ですか、その地域の声を聞いた中で意見書を提出するかどうか、そのへんについてちょっと確認の意味でお聞きしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

相吉議員の再々質問にお答えいたします。

ふるさと納税の返礼品の関係でございますけれども、市といたしましても米や、先ほど申し上げました米、水、酒類など特産品といいますか、市内で生産されるものを中心に選定をしております。今後もまた生産者からの提案等いただきながら、いろいろな工夫を重ねて返礼品に加えていきたいというふうに考えております。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

地元住民の意見を聞いているかというご質問だと思いますけど、市のほうから正式にということで意見をお伺いしていることはございませんが、関連する課との連携の中で協定書というものがございますから、協定書が結ばれているかどうかということも含めまして、あと県に対しても地元説明会などの状況などを把握しながら、関係課と協議する中で意見を付しているという状況でございます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

その場で休憩です。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時45分

○議長（千野秀一君）

再開をいたします。

日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は5人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順序および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に明政クラブ、時間22分。次に市民フォーラム、8分。次に日本共産党、16分。最後に北杜クラブ、30分であります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますが議長からその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

最初に明政クラブ、16番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

実りの秋となりました。豊かに実った黄金色の稲穂が北杜市を輝かせてくれるように思います。

今期において白倉市長には長きにわたり北杜市政に関わり数多くの業績を残された中、3期を節目として次の世代に渡す英断をされました。白倉市長に対しては最後の質問になってしまいました。以下2項目、6点について質問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、ファミリーサポートの充実についてです。

人口減少は解決が難しく、多くの課題を抱えています。こうした中、市では妊娠から出産、子育てに至る一貫した支援を推進しています。その施策の1つとして住民の協力を得て、子どもの一時預かりを受け入れるシステムとして、地域の子どもは地域で育てるファミリーサポートがあります。

通院や急な外出、冠婚葬祭など子どものいる家庭にとって非常に便利なシステムであり、利用者も増えていることもあります。しかし子どもを預かり、受け入れる側の不安として送迎や子どもを預かっているときに事故が起きた場合の負担や補償が心配されています。市ではどのように対応されているのか伺います。

また自宅で預かる、他人の家で預かってもらうということに抵抗があり、協力会員が減ってきているような状況も見受けられます。今後の対応について伺います。

次に道路の整備状況について伺います。

面積が広く人口が減少する傾向にある本市において、地域経済の基幹となり生活の基盤となる交通網の整備は大変重要な課題となっています。また生活道路である市道においても改良等実施されていますが、まだ道幅が狭く交通事故等の発生が危惧される箇所が見受けられます。整備計画が進められている道路の進捗状況について伺います。

1点目、県道八ヶ岳公園線、国道141号より高根町下黒沢乙坂付近までの道路は市道蔵原村山西割線と立体的に交差する計画で早くから工事に取り掛かっていました。この道路は北の杜聖苑につながる道路であり、付近の道路は非常に変則的で通行しにくい状況です。整備の状

況について伺います。

2点目、主要地方道路長坂高根線、高根町村山西割付近は長坂町、高根町を結ぶ重要な道路であり、道路拡張に伴い建物の取り壊しや移転の計画も一部されているところもあるようです。整備状況について伺います。

3点目、市道蔵原村山西割線、辰の口からふれあい支援農道に至る区間は住民への説明会が行われた際、3カ所の工事区間を順次整備するとのことでした。2年ほど前、1区間の工事が終了しましたが残された2つの区間がなかなか進まず、拡幅工事に着手していません。測量は終了したように聞いていますが、進捗状況について伺います。

4点目、市道富岡大八田線、両宿公民館付近の鋭角になっている狭小部分は合併前からの懸案事項でしたが、整備の予定はどのようなになっているか伺います。

以上で質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

保坂多枝子議員のご質問にお答えします。

道路の整備状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、県道北杜八ヶ岳公園線についてであります。

県道北杜八ヶ岳公園線の高根町下黒沢から国道141号に向かってはカーブが連続し、特に冬季には凍結し危険な状況であることから、県により平成16年度から本格的にバイパス整備が進められてきたところであります。

現在バイパス部について早期開通に向け、改良および舗装工事を実施しているところであり、事業完成については本年度末を目指すとしております。

次に、主要地方道長坂高根線についてであります。

主要地方道長坂高根線は、長坂町長坂上条から高根町箕輪新町に至る全長約7.5キロメートルの幹線道路で、中央自動車道長坂インターチェンジのアクセス道路としても利用されております。

高根町村山西割地内の区間については高根総合支所の西側に位置し、幅員が狭小で見通しも悪いことに加え通学路でありながら歩道がない状況であるため、歩行者や通行車両の安全確保は地域住民の強い要望でありました。

このことから県では拠点機能へのアクセス向上、歩行者等への安全性の確保に向け、平成25年度から本区間の整備に取り組んできたところであります。

現在、詳細設計に基づく用地測量が完了し、用地交渉を進め早期の事業完成を目指しているところであります。

本区間の進捗によって、継続して東側に延伸し整備が進められるよう県に対して要望しているところであります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

16番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

ファミリーサポートセンター事業の充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、利用時に事故が起きた際の保証についてであります。

ファミリーサポートセンター事業は地域で子育てを支え合う制度として、平成22年度にスタートいたしました。昨年度は56名の協力会員のご協力のもと、777件の預かりや保育園の送迎など多くの子育て世帯の支援を行ってきたところであります。

送迎時などの事故も含め事業実施中の協力会員、依頼会員の事故に関しては万が一に備え市において傷害保険および賠償責任保険に加入しているところであります。

次に協力会員の減少への対応についてであります。

ファミリーサポートセンター事業において、お子さんの預かる場所は原則、協力会員の自宅としております。ここ数年、協力会員数が減少している要因の1つとして他人の子どもを自宅で預かる不安があげられることから北杜市子ども・子育て会議でご検討いただき、本年度、試験的に長坂保育園秋田分園内に、自宅に代わる預かりスペースとしてプレイルームを開設したところであります。プレイルームにはベビーベッドや玩具を整備しており、協力会員の皆さまから好評をいただいております。

今後も協力会員、依頼会員の交流会や北杜市子ども・子育て会議のご意見を伺いながら他施設の活用も検討してまいります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

16番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

道路の整備状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、蔵原村山西割線についてであります。

本路線は、県道北杜八ヶ岳公園線と主要地方道長坂高根線をふれあい支援農道で整備した市道箕輪下黒沢線を交差して結ぶ主要幹線であります。周辺には工場等施設があり大型車両の通行量も多く、また通勤等生活に密接な道路として利用されている状況であります。しかしながら幅員が狭小で見通しが悪い区間があることから平成24年度より国の補助事業を活用し、市道箕輪下黒沢線までの区間約900メートルについて、計画的に整備を進めているところであり、本年度も高根町下蔵原地内において拡幅工事に向けての用地交渉などを進めているところであります。

次に市道富岡大八田線についてであります。

本路線は、中央自動車道長坂インターチェンジと県道茅野北杜葦崎線を北杜高校を經由して結ぶ、特に通学の2輪車や通勤の車両が多い幹線道路であります。しかしながら、狭小で見通しの悪い区間や路面状況の劣化など、地域や高校からの要望があったことなどから交差点の改良や舗装の打ち替えなどを実施しているところであります。

両宿公民館付近の狭小部の解消に向けては昨年度より取り組んでおり、早期の完成に向けての手続きを進めているところであります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は1時30分。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

では、ファミリーサポートについて伺いたいします。

先ほど答弁の中で利用者が安心して子どもを預けられるような危険負担だとか、それから居場所の確保、秋田保育園ということではいただいていることがよく分かりました。利用料金についてなんですが、利用者と、それからまた市の負担が少しあるように聞いております。しかし、その利用料金が高いのではというふうな声もありますが、なんらかの対応が必要ではないかなと考えますが、見解について伺います。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

利用料金の見直しが必要だというようなご質問でございます。

先ほど、議員のほうから次第に利用者も増えてきているというようなお話があったわけですが、先ほど、議員のほうから次第に利用者も増えてきているというようにお話を聞いたわけですが、だんだん減少してきている状況になります。この状況は保育料の第2子以降の無料化による3歳未満児の保育園での受け入れの増加や放課後児童クラブの6年生までの拡大、病児病後児保育の開設ですとか、土曜日保育が半日保育から一日保育になったというようなことから他の子育て支援策の充実により本事業の利用の減少が影響しているものというふうに考えております。

また議員のほうからもお話がありましたけれども、保護者から長時間預けた場合に1時間500円を支払ってもらわなければならないけれども、料金がなくて預けることを断念するというような声も出ております。本事業は他の子育て支援策では賄いきれない部分をフォローする制度であり、保護者が利用しやすい制度となるよう料金の見直しにつきまして北杜市子ども・子育て会議において現在ご協議をいただいているところでございます。

また今後、実施するファミリーサポートセンター会員交流会やつどいの広場、子育て支援センターをご利用いただくお母さん方のご意見を伺いながら、料金の見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

再々質問をさせていただきます。

市の方針として、この子育て支援ということに力を入れていただきまして本当にありがたいと思っています。今のところも、料金の見直しということもお話ししていただいたところですが、先ほどの保険の適用のことなんですが、利用者とそれから受託者、双方ともにこの保険を市のほうで考えてくださっているということは、あまり知っている方がいらっしゃるということで、今回の質問の内容にもなっているのもその周知についてご検討いただきたいと思います。そのことについて質問させていただきます。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

保坂多枝子議員の再々質問にお答えいたします。

保険、依頼会員、協力会員の今後、交流会等がございますので、その折に周知を図るとともにお母さん方においても広く周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

では道路の整備についてお伺いいたします。

市道蔵原村山西割線と、それから県道八ヶ岳公園線が交差するところですね、俗にいう辰の口と言うんですが、その付近は乙坂から下ってくる道と、それから市道とがYの字というか、非常に難しいカーブになっています。そして下り坂ということもありまして前も見にくいし、スピードも出るということがあります。そしてまた片側が、この市道のほうは急斜面の崖になっておりまして、交通事故の原因でもなるんじゃないかということも懸念されております。その点の設計の検討と、それから早く整備をしていただきたいという地元の要望もございますので、その点につきましてお伺いいたします。

○議長（千野秀一君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

交差部の安全対策ということでございます。

議員ご指摘のとおり現在の県道との交差部につきましては、県道のカーブの真ん中にありまして安全対策は喫緊の課題となっております。今後、県道のバイパス開通後には現道の改修、区間工事等の完了後、市に移管されることになっておりますので、交通状況を勘案しながら交差部の改修を実施、より安全に通行できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

では再々質問をさせていただきます。

道路の整備をするときに住民説明会があります。そしてそこで合意をいただいて工事に着手するという経緯なんですけど、その説明会があったあと何カ月とか何年とかという時間が経ってしまうということがあります。そのあとの状況がよく分かっていない。住民の方はどうなっているのかなんていうことを心配される旨も聞くようなことが多々あります。

住民にとっては生活に関わる要素が非常に大きいこともありますし、またその道路が拡張したり、移転というとおかしいですね、拡張するということによって将来にわたる計画、うちの設計とかということもあるんでしょうが、そんなことに影響が出てくることもありまして、その情報の提供ということもある程度、必要ではないかというふうに思います。そして用地買収とか予算の関係もあるとは思いますが、そういった点で難しいこともあると思いますが早急に整備をしていただくことを国なり県なり、また市の執行としても考えていただきたいということを含みまして見解を伺います。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

保坂多枝子議員の再々質問にお答えいたします。

早期の完成をということでございます。市道蔵原西割線は高根町南部の主要幹線道路でございます。利用者も多いことなどから財源確保のための国の交付金事業を活用して、重点的に整備を進めているところでございます。

今後も財源の確保に努めるとともに地域、地権者の皆さまのご理解とご協力をいただきながら継続して早期の完成を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

はい。

○16番議員（保坂多枝子君）

ちょっと答弁で、ちょっとそういう情報ですね、どんなふうに進捗しているか、情報をなんという、今、質問をさせていただいたんですけど、その点についてはいかがでしょうか。状況が流れているということがあって、少し説明をするとかというのは難しいかとは思いますが、何年も経ってしまうとどういふふうになっているんでしょうかという声があるんですけど、今の私の質問の中にそれを入れたんですけど、答弁がなかったような気がします。答弁漏れで、お答えいただけたらありがたいです。

○議長（千野秀一君）

いいですか。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

申し訳ございませんでした。

改修の関係の情報提供につきましては、今後ことあるごとには市民の皆さんのほうにはお知らせをして早期の完成を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで16番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、10番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

任期最後の定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

白倉市長には平成16年11月合併以来、3期12年間にわたり北杜市のまちづくりの推進に卓越した行政手腕を発揮され、市政に多大な貢献をされたことに対しまして心から感謝を申し上げる次第でございます。

そうした中、私たちの任期も残りわずかとなり、最後の質問となりますが身近な課題について2項目、質問をさせていただきます。

最初に空き家対策について。

総務省の住宅・土地統計調査によると、2013年の全国の空き家数は820万戸に達しています。少子高齢化が進む中でますます増加する傾向にあります。空き家の種類には売却用、賃貸用、別荘等、またその他の空き家に種別がされます。そのうち特に問題になっているのは、そのままの状態に置かれている310万戸であります。住まなくても放置期間が長引くと倒壊したり、不審者の侵入や不法投棄の危険性が増すなど周囲に悪影響を及ぼしている空き家が市内においても近年数多く見受けられるようになりました。

こうした中で2014年11月に空き家対策特別措置法が成立し、2015年5月26日から全面施行がされました。本市においても空き家等対策審議会を本年6月に立ち上げ、今議会において条例の制定が予定されていますが、空き家対策について市の考え方について伺います。

1点目ですが空き家等の清掃等に関する助成件数は何件なのか。

2点目として空き家バンクの登録件数と活用件数（実績）は何件か。

3点目ですが空き家管理等対策の推進に関する条例の制定が今議会で予定がされていますが空き家対策はどこまで進んでいるのか伺います。

次に中高一貫教育の現状と課題についてです。

甲陵中学、甲陵高校が中高一貫教育に取り組んでから早12年が経過いたしました。昭和57年に組合立長坂高等学校から甲陵高校に校名が変更され、当時の林辺校長先生の時代に文武両道の精神のもと、生徒の学力レベルアップを図るため代々木予備校と提携し、衛星放送中継での授業を導入するなど当時の公立高校としては画期的な取り組みを行ってきました。幾多の試行錯誤の中で今日の甲陵高校の基礎がつけられました。

そうした中で平成16年には甲陵中学が開校し、中高一貫教育が実現されたことは高く評価をするものであります。創立以来の建学精神が生かされ、所期の目的が達成されていると思いますが現状と課題について伺います。

1 点目ですが現在の甲陵中学、甲陵高校の学年別の市内、市外生徒別の内訳は。
2 点目ですが北杜市内の生徒を増やす取り組みは考えていますか。
3 点目ですが中高一貫教育の現状と少子化社会に向けての課題はありますか。
4 点目ですが少子化が進む中で中学と高校の特徴を活かす取り組みは考えているでしょうか。
5 点目、学校の経営状況はどうでしょうか。
以上で私の質問を終わります。よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。
白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私の市政運営に対して、ご評価をいただきありがとうございます。
相吉正一議員の、空き家対策の進捗状況についてのご質問にお答えします。
空き家等の対策を総合的かつ計画的に推進するため、北杜市空き家等対策の推進に関する条例については、今議会においてご審議をいただいているところであります。
また空き家等対策の推進に関する特別措置法に規定される空き家等対策計画については、現在、北杜市空き家等対策審議会において仮称、北杜市空き家等対策計画をご審議いただいているところであり、パブリックコメントを経て来年4月から対策等を進めてまいります。
その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

10番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。
中高一貫教育の現状と課題について、いくつかご質問をいただいております。
はじめに、甲陵中学校および甲陵高校の生徒数の内訳についてであります。
甲陵中学校の学年の定員は40名で、そのうち市内の生徒は1学年16名、2学年19名、3学年18名となっております。
甲陵高校の学年の定員は120名で、そのうち市内の生徒は1学年35名、2学年30名、3学年33名となっております。
次に、北杜市内の生徒を増やす取り組みについてであります。
市内の小中学校の児童生徒数は、少子化に伴い減少しております。また県内の高校は現在学区がなくなり、生徒が自由に高校を選択できる環境となっております。
こうした状況の中、甲陵中学校・高校の取り組みとして、近隣の中学校への甲陵高校の生徒による学習サポート、市内小中学校へのパンフレットの配布、夏休み授業体験などさまざまな機会を通じて、中高一貫教育の特色を児童・生徒・保護者に紹介することで市内の児童・生徒の確保に努めているところであります。
次に、中高一貫教育の現状と少子化社会に向けての課題についてであります。
現在、甲陵中学校・高校では中高一貫教育の特色を生かし、中高6年間の学びの中で生徒のよさや可能性を最大限に伸ばす教育を行い、学校教育目標の達成を目指しているところであります。

一方、市内の少子化については、小学校6年生の児童数は平成16年の甲陵中学校開校時

483人でありましたが本年は340人と減少しており、甲陵中学校・高校の市内の出願者数の確保が課題となっております。

次に、少子化が進む中で学校の特徴を生かす取り組みについてであります。

中高一貫校の特徴は、6年間の中で子どもたちはさまざまな体験を積み重ねることを通じて豊かな学習をし、個性や創造性を伸ばすことが可能になると言われております。

甲陵中学校・高校では6年間の一貫した教育活動を展開する中で学力の定着、向上および異年齢交流による生徒の育成などが図られております。

またスーパー・サイエンス・ハイスクールなどにより地域に関する学習、環境に関する学習などさまざまな学習に取り組むことで、生徒の探究力や課題解決力が身に付いております。

今後も中高一貫校の強みを生かしたさまざまな取り組みを通じて、特色ある学校づくりに努めてまいります。

次に学校の経営状況についてであります。

甲陵中学校は市内中学校と同様に公立の中学校であることから市の予算において運営し、年間の予算額は約800万円となっております。また甲陵高校は、年間の予算は教職員の給与を含め約3億9千万円であり、その財源については授業料収入が約4千万円のほか、交付税制度において、基準財政需要額に含まれる高等学校費は教職員と生徒数に基づき約3億円が算定されている状況であります。

○議長（千野秀一君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

10番、相吉正一議員のご質問にお答えをいたします。

空き家対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、空き家清掃費の助成実績についてであります。

昨年10月に総合戦略の住まいづくりプロジェクトに掲げる空き家の利用促進策として、空き家バンク登録物件の清掃費用などを助成する北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金を創設いたしました。これにより、昨年度の空き家バンクへの登録物件数は区長などの市民の皆さまのご協力もあり30件にのぼり、清掃費補助金を活用した物件は5件でありました。

また本年度新たに登録された物件はすでに22件であり、補助金の申請は事務手続き中のものも含め、現在10件であります。

今後とも制度のさらなる周知を図り、空き家の利活用を図ってまいります。

次に、空き家バンクの登録件数と活用実績であります。

本年度、新たに空き家バンクへ登録した件数はこれまでに売り物件14件、貸し物件8件であります。

昨年度から引き継がれている物件を合わせますと9月1日現在で売り物件21件、貸し物件6件、合計27件であります。一方、成約件数は8月末までに7件あり、14名が本市に移住されたところであります。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

空き家対策について再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁で空き家については27件ですか、貸し家等を含めて。まだまだ市内には空き家等たくさんありますので、ぜひこれからも空き家が登録できますよう推進をお願いいたします。

次に特定空き家についてですが、来年1月から条例で規制がされますが今後の取り組みについて伺います。

以前にも質問したわけですが、長坂の市街地で倒壊した所有者不明の特定家屋がありますが、この件については質問したところですが、現在もまだ放置したままの状態であります。来年4月以降、速やかに措置ができるよう行政代執行等を含めてできるのか伺います。

併せて市内には県道等に沿って老朽した空き家等がありまして、屋根等が道路に落下する危険箇所が何カ所もあります。県が応急処置をしています、市としては現地を調査し、今後どのように対応していくのか伺います。

○議長（千野秀一君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

相吉議員の再質問にお答えをいたします。

空き家バンクの登録についてということでございます。

昨年度、区長さん等のご協力をいただきまして情報の提供がございましたので、空き家バンクへ登録可能な物件につきまして調査を行い、所有者の皆さまにお願いをしまいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

4月以降の速やかな代執行ができるのかということと、県道沿いにあった特定空き家の市としてどのような対策かということでございます。

行政代執行の実施につきましては特定空き家等の認定を行い、法に基づき一定の猶予期間を設けて助言、または指導、勧告、命令といったような手続きを経る必要があります。直ちに行政代執行とはなりません。

また県道沿いの住宅については、道路管理者である県と所有者とで共に屋根の修理などについて指導はしております。所有者もできる限りの対応を検討しておりますが、諸事情等もあり早急な対応は困難な状況であると伺っております。今後も家屋の所有者と協議し、よりよい対応策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

再質問。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

次に中高一貫教育の現状と課題について、再質問をさせていただきます。

平成27年度の甲陵中・高の決算書から見ますと市内には11の小学校がありますが、各小学校から甲陵中学への推薦枠はあるのかどうか。また同じく8つの中学校から甲陵高校への推薦枠はあるのか。ないとすれば今後一定の推薦枠をつくるべきと考えますが、見解を伺います。

2点目ですが市内にある11の小学校から甲陵中学への進学者は53人で44%、これ定員に占める割合であります。8つの中学校から甲陵高校への進学者は98人で定数に占める割合は27%となっています。この状態をどのように受け止めているのか。少なくとも甲陵高校への市内生徒を増やす取り組みが必要と私は思いますが、見解を伺います。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

相吉正一議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目でございます。甲陵中学校、それから高校への推薦枠という点でご質問をいただきました。

甲陵中学においては、設置当時の県教委との協議の中でやはり公平性の観点というふうなことから枠を設けないということを申し合わせております。また甲陵高校においては、公立学校として県と同様に前期・後期試験の対応を取っておりますので、推薦は行っていないという状況です。こうしたことから今後、枠を設けるということは現状では考えていないという状況であります。

次に2点目といたしまして、甲陵高校への市内生徒を増やす取り組みというふうなことでございます。

甲陵高校につきましては市立でありますけれども、ほかの高校と同様に学区を設けていないというふうな状況であります。これにより県下、県内全域から出願があり毎年3倍ほどの倍率になっているというふうな状況でございます。また現在は生徒が将来の目標に応じてさまざまな考えを持つというふうな中から公立、それから私立を問わず通学先を選択しているというふうな状況もございます。前期、後期試験というふうな制度の趣旨も踏まえると市内の中学生の定員枠を定めるということは、やはり難しいものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

再々質問をさせていただきます。

答弁もよく分かるわけですが、甲陵中・高校は公立中高でございます。できるだけ市内から最初は、当初はたぶん50%、2分の1はかなり生徒があったと思うんですが、いろいろな問題があると思いますが、公立の中学、高校として市内の児童生徒を伸ばす取り組み、一定の学力があり、やる気のある児童生徒の潜在的な能力や学力を伸ばす取り組みが私は必要であると

考えます。そのへんいろいろあると思いますが、ぜひ努力していただきたい。

先ほど教育長の答弁で、少子化で483人が360人になってしまったという答弁もありましたが、その1割としても38人ですが、やはり公立高校としての存在価値、たしかにレベルがあってなかなか入れないと思うんですが、能力のある生徒、やる気のある生徒を伸ばす取り組み、50に近づける努力をしていただきたいと思います。

あと1点は先ほど学校の経営状況はどうかということで、授業料が4千万円、交付税措置で3億円ですか、差し引き5千万円、赤字というふうな解釈になるわけですが、それは私は結構だと思うんです。やはり北杜市は教育のまちですから、ぜひいろいろな面で新しい教育委員会で協議をして、できるだけ市内の生徒を伸ばす取り組みをしていただきたいと思います。そのへんについての見解をお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

相吉正一議員の再々質問にお答えいたします。

たしかに市内の中学生の多くに入学してもらえるということは、市にとっても当然望ましいことというふうに考えてございます。そうしたことから市内の中学校の生徒、保護者に対して中高一貫校の特色をPRするということはもちろんですが、体験授業への参加、それから市の校長会等も通じながら、さまざまな機会を通じて入学者の確保を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

今後も今、市でも提唱しております原っぱ教育や各学校の工夫により、さまざまな取り組みを行っているところでございますが、今後も資源を生かしながら学校教育の推進に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで10番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

次に市民フォーラム、8番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

任期最後の一般質問でございます。

今回は主に制度のはざまに落ち込んだ人々に関する福祉施策について、これまでのご答弁の確認を含め市の見解を伺います。

はじめに自立支援について伺います。

自閉症スペクトラム障害の人が自立するための住宅提供について質問した際、市はグループホームがあると答弁をし、そのあと関係部署と連携して検討すると言い換えておられます。どの部署とどのような検討をし、どのような結果になったのか伺います。

次に人知れず引きこもっている人への対策について伺います。

昨日の代表質問の中でも民生委員や児童委員や、あるいは関係機関との連携を図っていききたい、そういうご答弁がありましたが具体的にどのような連携を図っておられるのか。例えば民

生委員や児童委員の方にはどのような依頼を具体的にしているのか、確認をさせていただきたく質問いたします。

次に市民の知識不足から障害者への理解が進まず、逆に偏見や差別につながることをなくすために市民参加の勉強会を提案しました。市の答弁は今までに市民参加には具体的に触れていませんが、市民参加の勉強会の必要性について改めて伺います。

最後になりますが、第2次北杜市総合計画基本構想（案）の中で地域のコミュニティの希薄化が課題として挙げられています。従来、市は親戚や地域の支え合いでケアできると考えていたはずですし、今定例会でもそのような考え方を示されておられます。先の6月定例会では状況が変わったと考えておられますかとお聞きしましたが、明確なご答弁がありませんでした。

地域のコミュニティの変化についてどのようなご説明をするのか、明確な見解をお示ください。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

岡野淳議員の、地域コミュニティの希薄化についてのご質問にお答えします。

人口減少や高齢化により一人暮らしの高齢者が増えますが、地域のコミュニティなしでは高齢者世帯などの生活が難しくなっていくことが想定されます。このため第2次北杜市総合計画基本構想（案）では、これら市を取り巻く課題として地域での支え合いのための市民意識の醸成による地域活動や福祉、介護、生涯学習などの施策を推進してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

8番、岡野淳議員のご質問にお答えします。

福祉政策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、障害のある方への自立に向けた住宅の提供についてであります。

障害者総合支援法に基づき家族の意向や障害の状況を踏まえて、本人の同意により日常生活と社会生活において自立に至るよう、社会福祉法人などの計画相談支援員が一人ひとりの障害者を取り巻く環境に配慮して、個別の計画を作成し支援を行っているところであります。

障害者が必要とするニーズはさまざまであり、その人に合った対応が必要となることから状況に応じて関係部署や関係機関と連携し対応することになります。

現在、自立するための住宅についての相談はありませんが、住宅支援ニーズが生じた場合は関係部署で連携を図り対応してまいります。

次に、引きこもっている方への対策についてであります。

県においては昨年7月に民生委員・児童委員の協力を得て、地域において引きこもりなどの状態にある人の調査を行っております。

市では、民生委員・児童委員には家族からの相談に応じていただくとともに医療、保健、教育、住宅などの専門的な対応が求められるため、県および市の相談窓口があることの周知をお

願っているところであります。

次に市民参加の勉強会についてであります。

本年4月から障害者差別解消法が施行されたことや本年8月に発達障害者支援法が改正されたことなど、障害者を取り巻く環境が大きく変わったことから今後、市民参加の勉強会を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

再質問。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

再質問をいくつかさせていただきます。

まず住宅の件ですけれども、障害者のケースというのはいろいろあるということはよく分かっておるんですけども、ここはあえて自閉症スペクトラムの方についてお聞きしています。以前もそうでした。この方たちは全部が全部ではないんですが、人とのコミュニケーションが非常に難しいというパターンがありまして、グループホームなどとはとてもではないけど無理だというケースの方がいらっしゃるわけですね。ですからそういう方たちに対してどういうサポートができるのかということは何度も聞いているわけです。

今日の今のご答弁でもそうですけれども、相談がないとおっしゃっていますけれども、相談がないから、では検討しないのかということになるとそれもちっと心もとないので、そういう住宅が必要だという人がいるということを前提としてもう一度、ご答弁いただきたいと思います。

それからもう1点はコミュニティの希薄についてですけれども、これも何度も申し上げているように今、北杜市は、思うに都市部からですけども、とにかく移住してくれという政策をやっています。移住が進めば、このコミュニティの希薄化はますます進むと考えたほうがいいと思っています。そうなると地域で協力することをやるというのは当たり前のことですけども、今回も市民との協働だとか自助とか共助とかと言いますが、そういうことが残念ながらできにくくなる可能性がある。だから地域のコミュニティが希薄化するんだということであれば、これもまた希薄化することを前提として、ではどういう手を打つんだということが必要になってくると思いますので、そこらへんのご見解をもう一度お聞かせください。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

岡野淳議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申しましたけれども、関係部署等の連携については障害者の状況や必要な支援はそれぞれ人さまざまでありますので、ケース・バイ・ケースで状況に応じて関係部署等々と対応して行っていきたいというふうに考えております。

先ほども申しましたけれども、今のところ住宅問題についての相談はございませんが、今後そういった相談も出てこようかと思っておりますので、そのときには本人や家族、相談支援員、保健師、精神保健福祉士と、それから福祉団体、福祉法人等々と自立に向けた支援をしてみたいというふうに考えております。

それから地域のコミュニティの希薄化についてでございます。

近年は価値観や人の関わり、生活形態、それから移住者等が入ってきておりまして変わってきているところでございます。一部にはコミュニティの希薄化している地域もあろうかと思いますが、そうはいっても本市では隣近所の顔が見える関係であるというふうに考えております。

しかしながら、そういった生活環境が変わってきているところでもあります。また高齢化が41%にもなろうというようなことが推定されている中でありますので、地域の見守り体制の強化を図っていくということが市の重要な役割でありますから、課題としていろいろ取り上げて総合計画で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（千野秀一君）

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

それでは再々質問させていただきます。

住宅の件、よく分かるんですけども、午前中の明政クラブさんの代表質問の中でも自立支援には住宅というのが大事なんだというご答弁がありました。これケースが違いうにしても自立のための支援として住宅は絶対考えなくてはいけない1つの要件だと思うんですが、今の段階でもし答えられれば答えてほしいんですけども、こういう相談があってどうしても住宅の提供が必要だという場合には、その住宅、なんらかの形で住宅の提供が今の北杜市に可能なのか、可能でないのか、そこの1点をお答えいただきたいと思います。

それからもう1点は、たまたまなんですけども、今日の山日の朝刊をご覧になった方もいらっしゃると思いますけども、春に起きた韮崎の事件について寛大な判決が出て、これ大変安堵しておりますけれども、これも中身をよく読んでみるとやはり制度はたぶんあったと思います。十分にあったと思うけども、その制度にやっぱり乗ってこれてないというケースだと思うんですよ。ですからここにも書いてありますけれども、もっと相談してもらえばよかったという周りの声もあったし、この本人のほうももっと発達障害に詳しい人に相談に乗ってもらえばよかった、こういう発言が新聞の中で紹介されております。でもこれはあとの祭りです、やはり制度はあったし、相談する相手もいたんだけどそこにたどり着いていない、たどり着けなかったというケースがまさにこのケースだったと思います。ですから先ほど、また例を出して恐縮ですけども、午前中の答弁の中で相談の話を丁寧に聞き取るんだというご答弁もありました。関わりを持ち続けるというご答弁もありました。ぜひ、こういう悲劇的な事件が起きないように、やはり周りがもっとケアをしてこういう障害を持った方々に目を向けるということが必要なんだという思いがしております。そこらへんについて、もう一度ご見解をお聞かせください。

○議長（千野秀一君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

岡野淳議員の再々質問にお答えいたします。

障害者に対する住宅はあるかというご質問でございます。

現在、民間アパート、空き家、公営住宅等がございますので、そういったところに入れるかどうか、本人や家族の状況等を聞きながら対応してまいりたいというふうに考えております。

それから制度にたどり着けなかった方の対策についてでございますけれども、どこへ相談し

ていいかわからないというような方もあろうかと思います。民生委員や児童委員の活動の中で障害者総合支援センターかざぐるまがあるよとか、福祉の相談窓口があるよとか、県の引きこもりセンターがあるよといったようなことを活動の中で周知をしていただくというようなことで進めてまいりたいと思います。また市のあらゆる広報ですとか、ホームページ等においても周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで8番議員、岡野淳君の一般質問を終わります。

次に日本共産党、21番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

3項目、白倉市長に質問します。

質問の第1は、広島平和記念式典に中学生・市民の参加を求めることについてです。

私は昨年9月議会で、北杜市と友好都市である羽村市市議会との交流会で学んだ平和事業の取り組みを紹介しました。被爆体験者、戦争体験者の高齢化により戦争を知らない世代に戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えていくことが難しくなっている中、広島平和記念式典に中学生・市民の代表をピースメッセンジャーとして参加させることが大切だと思います。羽村ピースメッセンジャー中学生派遣事業レポートに体験記が記されています。

今年5月、原爆投下国の現職大統領として広島を訪問したオバマ大統領は「私自身の国と同様、核を保有する国々は恐怖の論理から逃れ、核兵器のない世界を追求する勇気を持たなければならない」と訴えました。それは被爆者のこんな思いをほかの誰にもさせてはならないという心からの叫びを受け止め、今なお存在し続ける核兵器の廃絶に立ち向かう情熱をアメリカをはじめ世界の人々に示すものでした。そしてあの絶対悪を許さないという広島の思いがオバマ大統領に届いた証でした。（広島平和宣言 2016年 松井広島市長）

この山梨県でも甲府市が中学生、各学校2名の15校、30名と市民代表3名が参加して広島市死没者慰霊式、平和祈念式に参加しています。原爆ドーム、平和記念資料館などを見学し感想文を記念文集におさめています。また市川三郷町も中学生を派遣しています。非核平和都市宣言をしている北杜市、全国平和市長会に参加している北杜市も県内の自治体の取り組み状況を参考に参加を検討してまいりますと答弁されました。（昨年9月議会）

来年こそは実現していただきたいと切望するものです。市長の見解を求めます。

また、非核平和都市宣言のしるしを布切れでなく看板に変えることを望みます。市長の見解を求めます。

質問の第2は太陽光発電パネル問題、高根町長沢地区ほかについてです。

地上設置型太陽光発電施設の無秩序な設置について、市内各地で問題が発生していることは承知のとおりです。私は本日、高根町長沢地区で起きている問題を取り上げ、市当局の対応のあり方を中心に質問したいと思います。

問題が発生しているのは、7月27日に長沢のアルプスハイランドに隣接する土地に突然設置された太陽光パネルです。発電容量44.0キロワット、敷地面積795平方メートル、パネルの枚数192枚というもので周辺に7軒が隣接し、うち3軒は永住者です。

私も現地を見ましたが東隣の住宅とは45センチしか離れておらず、パイプの固定もきちんとされていません。住民の方は環境も悪くなり資産価値も落ちるだろう、こんなものを隣に建てられた家は子どもたちに残せないと話していました。周辺住民への事前説明はまったく不十分で工事直前に工事日程に関するチラシを3軒だけに配布し、会った人には立ち話で留守のお宅はそのまま説明なしという状態です。

8月23日には個人で進めたという事業主が周辺住民の要望で説明会を開催したが、撤去してほしいという要求には最後まで返事をしなかったとのこと。

私が問題だと思うのは周辺住民の皆さんが市にこの件で相談した際に、苦情は僕に言わないで事業主に言ってくれ、市は間に入る権限もないし立場にもないというのが市の回答だったと怒っています。説明会への市の担当者同席も要請したそうですが、前例がないという理由で出席を断られたそうです。このような対応だったことは間違いないですか。昨年制定した北杜市景観条例の立場で問題発生に対応し、条例に沿った施設かどうかで事業者を指導するのが市当局の取るべき態度ではないでしょうか。見解を求めます。

また、この事業者は市の景観条例も知らなかった。山梨県のガイドラインも見っていないと話したそうです。不十分とはいえ、せっかくつくった条例やガイドラインが業者にまったく徹底されていません。市のホームページなどで見る機会のない個人や中小の事業者は多数存在します。設置済みや施工中の事業者も含め、市景観条例の周知・徹底をどのように行うのか。

次に私が今年6月議会で質問した高根町下黒沢地区について。

1. 雨水処理について。事業者と調整中であり対応策を検討中と答弁されましたが、その結果はどうなったのか。
2. 植栽、表示について。指導要綱、県のガイドラインに基づき指導を行っていくと答弁されましたが、その結果はどうなったのか。
3. 北側における太陽光パネルの計画はどうなったのか。長坂町鳥久保集落の北西に位置する太陽光発電施設について。

①中断している理由を調べると答弁されたが、その結果はどうなったのか。

②撤去して原状回復を求めるべきではないのか。

質問の第3は、通行人の安心・安全確保をすることについてです。

長坂町長坂上条地内に古い2階建ての家屋から瓦が落ちてくる危険な道路があります。小中学生の通学路（グリーンベルト）でもあります。高齢の男性が一人暮らしをしているといいます。頭上注意の看板、危険を知らせる点滅ランプが付いた柵が設置されていますが、道幅が狭くなっている上に大型車両の通行量も多く危険を感じる道路です。小中学生や通行人に事故があってからでは遅いと改善を求める声が地域からあがっています。市が間に入って家の所有者と話し合い、瓦が落ちない対策を立ててほしいとの声が寄せられています。市長の見解を求めて質問を終わります。

○議長（千野秀一君）

ここで暫時休憩いたします。

再開は2時40分。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時40分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中村隆一議員の、平和記念式典への中学生等の参加についてのご質問にお答えします。

次世代を担う児童生徒や市民に対して原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さ、平和の大切さを引き継いでいくことは重要であると考えておりますが、県内の市で広島平和記念式典への派遣は現在、甲府市のみ実施している状況であります。

本市においては、授業等で地域の高齢者やボランティアの方々から戦争の実体験を聞く学習機会の提供や平和に関する企画展の開催等、多くの方を対象とした平和事業の推進に努めてきていることから、一部の生徒・市民を対象とした広島平和記念式典への参加については、引き続き検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

21番、中村隆一議員の非核平和都市宣言の看板についてのご質問にお答えをいたします。

本市ではわが国の基本方針である非核三原則を堅持し、あらゆる国の核兵器の廃絶を強く訴え、人間の尊厳を守り基本的人権の尊重と恒久平和を願い、平成17年に非核平和都市宣言を行ったことから、市役所本庁舎駐車場南側フェンスに防水加工を施したシート製の「非核平和都市宣言 北杜市」と記した啓発看板を設置しております。

経年劣化により文字も見づらくなってきたことから、新たな看板の設置を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

21番、中村隆一議員のご質問にお答えします。

太陽光発電パネル問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、高根町長沢地区の太陽光発電施設の事業者への指導についてであります。

市では地区住民や事業者から話を伺い助言や指導を行っておりますが、地区住民と事業者間相互での意見交換が行われ、合意形成が図られることが望ましいものと考えております。

また事業者への指導については、事業者からの相談時にも北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱、北杜市景観条例および山梨県の太陽光発電施設の適正導入ガイドラインについて詳細な説明をするとともに、地区住民への周知や景観形成基準などの指導を行っているところであります。

次に、高根町下黒沢地区の太陽光発電施設についてであります。

雨水対策については地区住民などの関係者の協力が必要であると考えており、これらを踏まえ現在も協議・検討中であります。

また植栽、表示の指導については現在も取り組みがなされていない事業者もありますので引き続きパトロールを行い、粘り強く指導を行ってまいりたいと考えております。

また北側の太陽光発電施設の計画については去る7月8日に説明会が開催され、事業者と地域において協定書を交わすことで事業実施の了承を得ることができ、地域の要望を踏まえ再設計を行っていると同っております。

次に、長坂町鳥久保地区北西の太陽光発電施設の工事中断についてであります。

事業者からは東京電力との電力系統接続協議が終了していないため工事を中断していたが、今般この接続協議が終了したことから、事業実施に向けて準備を進めていると同っております。

また、地域との協調は保たれているものと理解しております。このことから事業を廃止しているわけではありませので、市において撤去して原状回復するよう求めることはできないものと考えております。

次に、長坂町地内の通学路における瓦の落下防止対策についてご質問をいただいております。

市では本年2月、建物屋根からの落雪の影響と思われる瓦の破片が県道小荒間長坂停車場線に落下しているとの情報提供を受け、道路管理者である山梨県に対し通行の安全確保を依頼するとともに、建物所有者に対しても県と共に措置を講じるよう指導したところであります。

すでに県により建物から瓦などの落下があった場合でも、歩行者や通行車両に影響がないよう安全対策を講じてありますが、建物所有者とも協議を重ね対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君の再質問を許します。

○21番議員（中村隆一君）

それでは1項目めからちょっと、中学生や市民の参加の平和記念式典と。これ、検討していくという答弁でしたけれども、もう前から検討はずっと続けていると思いますので、来年には実行できるように予算づけをお願いしたいと思いますが、この点についてはどうかと。

2点目として、先、総務部長から布切れでなくて看板を建てようと、こういう前向きな答弁がありましたけども、せめて大泉の総合支所の入り口にあるような看板ですね、これ本当に北杜市のステータスを上げる、そういうシンボルになる、そういう看板ですので、ぜひとも立派なものをつくっていただきたいと、このように思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（千野秀一君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

中村隆一議員の再質問にお答えをいたします。

2点いただきました。

広島平和式典への参加ということでございますけれども、先ほどの答弁の繰り返しとなりますけれども、多くの生徒がいろんな体験を聞く中で戦争の悲惨さと平和の尊さを学んでいくということは非常に重要なことだというふうに考えております。しかしながら少数の生徒、市民の派遣につきましては、今後も引き続き検討をしてまいりたいというふうに考えております。

次に看板の設置の件でございますけれども、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願う市民の思

いを非核平和都市宣言という形で市内外に発信していくことは、極めて重要であるというふう
に考えております。

この看板の設置につきましては、他にも男女共同参画宣言や長期滞在型リトリートの杜宣言、
世界に誇る水の山宣言など他の宣言等も合わせまして、素材につきましては検討してまいりた
いと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

では次に2項目めについて、質問をしたいと思います。

まず1点目は本当に静かな別荘地である長沢地区に森林を伐採して突然、太陽光パネルの施
設ができた。これで砂留、そして周囲の植栽、そういうものが一切してありませんので雨が降っ
たら土砂がずっと流れていると、こういうあとがあります。こういうところを建設部長なり、
実際に見て業者を指導できないのか、この点が1点。

2点目は下黒沢地区のことですけれども、雨水の対策についてもまだ検討をしているとか、
そして植栽とか、その業者の表示とか一切まだできてないんですよ。そのへんはいつまでに
どう指導するのか。今まで指導してきたのに、まだやっていないと。それをどうするかとい
うことをはっきりお答え願いたいと思います。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

中村隆一議員の再質問にお答えします。

長沢地区の土砂の流出でございますけれども、土砂の流失等があった場合については、現地確
認等を行い土砂流出がないように対策を講じるよう指導しております。また状況によっては文
書による指導も行っているところでございます。

それから下黒沢の雨水対策につきましては、排水路の確保が必要でございます。その確保に
当たっては関係者の協力が必要ですので、その協議・調整を現在も継続して行っているとい
うことでございます。

看板、植栽の設置につきましては、現在もどうしても事業者で付けていないということもご
ざいます。粘り強く指導を行っているところでございますけれども、看板の設置につきましては、
その根拠を法令に求めることができません。このため行政の指導として相手方の協力によ
り実現するものであると考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

それでは2項目めのあと1つ、質問をさせていただきます。

下黒沢の北側に新しい施設を造ろうという業者がいるわけですが、その業者と地元の方が協定を結んで、そしてやっていこうと、そういう話し合いをしているようですが、業者はその協定書の中に除草剤をまくと、ずっとまくんだと、そういうことを取り下げないとか、そういうことがあります。その点で市のほうとしては、その業者に対してどのように指導していくのか、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

北側の発電施設の計画でございます。

これにつきましては、先ほど協定書を交わすことで事業実施の了承を得たということでございます。地域の要望を一応受けてということでございますので、そういう要望があるということは、また私のほうでも事業者のほうには連絡等を取りたいと思っています。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。残り時間2分18秒です。

○21番議員（中村隆一君）

質問の3項目めですが、あそこは県道ということで県が防止柵をつくったと。そういうことでしてあるけれどもということで、現状、このままいつまでもこういうふうな状態を残しておくと、いずれ大きな事故が心配されるということなので、この件についてはもっと早く対策を立てられないかと思っておりますので、そのへんについての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

中村隆一議員の再質問にお答えいたします。

一応、そこの瓦の落下等につきましては、県のほうでも仮囲いなどの措置はしております。いずれにいたしましても所有者もいることでございます。所有者もあり、早急な対応は困難な状況であるということでございますので、今後も家屋の所有者と協議をしてよりよい対応策等を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

○21番議員（中村隆一君）

終わります。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで21番議員、中村隆一君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、15番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

今期の議会の最後となりまして、最後の質問者となりました。よろしくお願いいたします。

最初に白倉市長は北杜市を一流の田舎まち、ベンチャー自治体と位置づけ市民の芸術文化、またスポーツの活動を支え一流と触れ合える、出会える機会を市民とともに企画し実現されてこられました。何より北杜市、都市にはない豊かな自然を持つ北杜市であること、この価値を再発見し、ふるさとを愛する心を市民に、そして本市に訪れる方々に語り訴え続けていただいた12年であったと私は誰よりも思っております。本当に誠にありがとうございました。

改めまして通告に従い明るく前向きな答弁を期待して、以下2項目にわたり一般質問をさせていただきます。

最初にスポーツの強化と振興策についてであります。

8町村が合併した北杜市にはスポーツ活動の拠点として、市民が生涯にわたり低額で利用できる体育施設が数多く存在しております。今般、議会に示されました北杜市公共施設最適配置に向けての基本方針によるとスポーツ施設の中で、グラウンドなど管理施設を含めて、これが19施設となっております。しかしながら少子化の時代です。総合的にはスポーツ人口も減少すると予想され、今後も同じく旧町村時代の施設を維持、または管理すると仮定すると実に更新や改修の費用を勘案すると財政的に非常に厳しい状況になると予測されております。

何よりこのような状況下ではありますが、市の教育方針、原っぱ教育のもと少子化に伴うスポーツ少年団は選手が不足する地区同士が一体となり、チームを編成して活動を継続しているとお聞きしておりますし、しかしまた一方で市長の所信表明にもありましたとおり、中学生や社会人のクラブチームは年々、優秀な成績をおさめ活躍されていることが紹介、または報告されております。大変うれしい状況でもあります。何よりスポーツは多くの市民が楽しみ、心身の鍛錬や健康維持に欠くことができないものであります。

以上、そこで以下4点について市長および教育長に伺います。

最初に議会に今般、中間報告されております公共施設最適配置に向けての基本方針の概要と取り組みの期間を伺います。

2点目としまして少子高齢化、また行財政改革の時代であります。先ほど申した上記計画における用途の適正化に伴い、スポーツ施設の削減が計画されているとよんでおりますけども、その根拠を伺います。

3点目としまして本年度、公有財産に関わる固定資産の台帳を作成していると聞いていますが、今、人口ビジョンに示されました目標値4万人を2040年、これから25年先ですか、維持していきたいと。そういった中でこういった維持費用を施設に拠出し続けられるのか。かなり難しい問題でありますけども、逆に整理統合、または種目別、都市部にみられます豊かなスポーツ施設とっていいんでしょうか、一部、各種の専用の球場、またはわが市から半径50キロの周辺エリアを考慮すると、やはり野球の専用球場、またそして何よりこの北杜市地域特性を考慮すると可能であるならば今、県の施設である小淵沢のスケート場の存続、もちろんそれをまた発展して活用、また市民に還元できる屋内型の400メートルのスケートリンク等々、年間を通じて利用できるような多目的な施設等も確保することなどを考えられないか、所見を伺います。

4点目としまして、現在、山梨県ではこれはサッカースタジアムですね、総合球技場の整備に向けて官民で取り組んでおられます。この計画を北側、北杜市の活性化に将来的に関連づけ

られないか、そういったことも考慮に入れながら調査また分析を行い、山梨県、もちろん含めた中の市の地域活性につなげる考えがお持ちかどうか、具体的に伺います。

次に大きく2項目めですけども、中山間地域の圃場部分の改修事業について伺います。

秋の今、収穫の時期を迎えますとこの北杜市、魅力ある豊かな暮らしを引き継いで残してくださった先人たちに改めて畏敬の念を感じ、また感謝を申し上げます。

何より人間の命の源であります食料、穀物であれ野菜であれ果物であれ四季を通じて、この北杜市は露地栽培であれハウス栽培であれ、多種多様な農産物が生産できる本市はこの豊かな田畑、また整備された圃場を有効に活用して生きる糧にしていまいりました。

北杜市にとって農業政策は、言うまでもなく都市住民の食生活を支える尊く価値ある産業として生産者が豊かさを実感できる施策が重要であります。

現在も取り組んでおります本市は中山間地域であり、過去からそして現在も国をあげて農地の高度利用や作業の効率化を求め対応してまいりました。特に近年は新たな大型機械を導入する、また営農の手法を導入したり、またそれに伴う指導、また支援を大きくしている時代であります。何より職種として安心して専従できる農業に関する、以下3点について伺います。

最初に、ここ峡北地域は圃場整備事業を開始して約30年が経過しております。近年、集落協定等における農業法人などによる営農の手法として機械が大型化されております。一部、圃場進入路の拡幅の改良、または水路、または俗にいう圃場に機械を入れるときの馬入れといいますか、その強靱化の整備が今後、必要不可欠だと考えます。

所有者、個人の個別の手立てには限界があり、また水路、現在、老朽化も含め土手の破損や崩落が発生している部分もあります。これら部分的な改良工事と、また持ち主の費用の軽減策の事例を含めて、取り組みについて伺います。

次に2点目としまして、先ほど申しました項目も含め、どうしても農業の機械も大型化しております。また耕地面積の拡大の希望も一部聞きますけども、大きく二次的な土地改良事業に対する地域要望などがありましたら、その内容について伺います。

次に3点目ですけども、やはり農業経営母体自体は多種多様の規模によると思います。これからも中山間地域ということで、この経営の母体が多様性を担保できます種別の国県の支援制度等の違いと現在、行われている推進策について伺いたいと思います。

以上2項目、答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（千野秀一君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中嶋新議員の、水路等改良工事の方策と費用軽減策についてのご質問にお答えします。

市内では昭和50年代から水田を中心とした圃場整備事業が行われ、約2,500ヘクタール、圃場整備率80%を超える農地が整備されております。この圃場整備事業の実施により農作業の効率化や大型農業機械の導入を促進し、農業経営の効率化や経営基盤の安定化が図られました。

現在の高齢化や担い手不足による営農組織への農地集積についても、圃場整備事業を実施し区画整理をしていたからこそ、農地の利用集積が実現しております。今でもなお、山梨県の穀倉地帯としてブランド米の生産地の地位を確立しているのも、圃場整備事業導入の決断があっ

たからと敬意を払うものであります。

若干、私の感想で恐縮ですが、私も県議会議員の時代にこの圃場整備の応援団、ふるさとの圃場整備の応援団でいたことを誇りに思います。そして今、市長でふるさとの水田に立って圃場整備していないと思うとぞっとするわけであります。それにつけても重ねて当時の執行の皆さんにも敬意を払いたいと思います。

こうした中で圃場整備事業実施から30年以上経過し、補修等の手当が必要となっている箇所もあり、中山間地域等直接支払や多面的機能の交付金を利用し、水路や農道等の部分的な改良・補修工事などを行っていただいておりますが、昨年度からは機構借受農地整備事業が創設され、農地中間管理機構を通じて農地の貸し借りをを行うと借り手のための簡易的な基盤整備工事等が10アール当たり20万円を限度に農家の負担がなく補修工事等が実施できますので、ご活用いただきたいと思います。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（千野秀一君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

15番、中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

スポーツの強化と振興策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、スポーツ施設削減の必要性和根拠についてであります。

市民が良質な公共施設サービスを享受することができ、また次世代に負担を残さず安全・安心なスポーツ施設を引き継ぐために今後の人口減少、人口構造の変化に応じたスポーツ施設の適正化を図ることが必要であることから、教育委員会では地域や利用者の意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

次に野球専用球場および屋内型スケート場を確保する考えについてであります。

野球専用球場については、平成28年2月に県が策定した県有スポーツ施設整備方針では県内の県および市町村所有の野球場・ソフトボール場の設置数は18施設となっております。

このような状況の中、高校野球の公式戦や各種大会は既存の専用球場で充足されていることから、市内に新たに野球専用球場を建設する必要性や効果などを十分に検討する必要があると考えております。

また現在、教育委員会では、県立八ヶ岳スケートセンター存続の条件であります目標利用者数を達成するための利用促進に努めているとともに、関係団体と連携した存続のための要望活動を行っているところであります。

今後、野球専用球場や屋内型スケートリンクを市単独で整備することは、多額の建設費や維持管理費が財政面へ大きな負担となることから、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、県の総合球技場計画を市の地域活性化につなげる考えについてであります。

山梨県総合球技場は、県民が全国規模のスポーツに触れることのできる場の提供や競技力の向上など、スポーツ振興に資するのみならず地域振興を図る上で重要な役割を果たすものと期待するところであります。

本年度、県は総合球技場を整備することを前提として検討委員会を設置し、施設の機能・規模、建設場所、運営方法等の検討に着手し本年12月末までに総合球技場整備に向けた基本構想をまとめることとしておりますので今後の県の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

15番、中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

スポーツの強化と振興策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公共施設最適配置に向けての基本方針の概要と取り組み期間についてであります。

本市の公共施設については目的が重複する施設が多い中、人口減少や少子高齢化の進展に対応した施設規模の見直しなどが求められるとともに、公共施設の老朽化による多額の更新や改修費用が見込まれております。

このような状況を踏まえ、本市では国が公共施設等のあり方について策定を求める公共施設等総合管理計画をより具体化するため、総合管理計画と並行して公共施設最適配置に向けての基本方針の策定を進めているところであります。

基本方針は、長期的な視点で公共施設の最適配置に向けた基本的な考え方や方向性を示すもので対象施設の種類や施設数、財政状況と更新費用の見通し、公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針などを定めるものであります。

取り組みの期間につきましては、総務省の指針では幅広い管理方策について検討する必要があることなどから10年以上の計画とすることが望ましいとしているため、20年から30年の長期を見通した計画にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

15番、中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

中山間地域圃場部分改良工事について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに2次的土地改良事業への要望内容についてであります。

すでに圃場整備事業を実施した農地の2次的整備として大区画化事業については、現在のところ要望はありません。一方、毎年、農業関係団体から農道の改良、水路の改修、また未整備農地の区画整理など多岐にわたる事業要望があります。

事業の実施については整備内容や事業量に応じ要望箇所の整理を行い、国・県の補助事業については面積や整備内容により事業採択要件があり、採択可能な要望箇所を補助事業の対象としています。

国・県の対象とならない要望箇所については、市が3分の2補助を行う市単土地改良事業として対応しております。

なお、軽微な箇所については、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活用をお願いしております。

次に、農業経営規模別の国・県支援制度についてであります。

国・県の支援策については農家の経営実態に応じた支援策があり、新規就農者に対しては青年就農給付金といった就農初期の不安定な経営状態を緩和する助成事業や水田転作作物の販売農家に対しては、県・市が連携した価格補償などを実施しています。

営農組織に対しては、国や県の補助事業を活用し農業機械・設備の導入や施設整備を支援しており、経営面積や栽培品目などを基準として補助しております。具体的に市内の営農組織に活用していただいている県単独活力ある水田農業支援事業を例にあげますと、水田転作作物の生産拡大、酒造好適米の栽培、農畜連携事業などへの取り組みが補助の対象となっております。

農業法人に対しましては土地改良事業を活用し、参入法人が望む大型施設の設置に適した農地整備を行うことにより参入を促進しております。

推進策につきましてはいずれの場合も市担当者等が県等関係機関と連携し、営農組織や参入法人等への聞き取りを行い、経営方針などを踏まえた上で補助事業の活用について助言などを行い、補助事業の事業採択となるよう努力しております。

以上です。

○議長（千野秀一君）

当局の答弁が終わりました。

中嶋新君の再質問を許します。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

それでは最初の項目です。スポーツの強化と振興策について再質問させていただきます。

1番はやはり本市単独ではもちろん厳しい、野球の専用球場であったり、県のスケート場、そういったものも存続ということで、今、努力をしていただいているということは十分、先ほどの答弁で理解はいたしました。

今後の方向性としまして、やはりこの長期にわたる、先ほど企画部長からも答弁ありましたとおり、10年といわず20年から30年のスパンで市の公共施設最適配置ですね、最終的に最適な公共施設を最適な場所に設置をされるという基本的な方針は分かります。

そこで少し具体的にお聞きしたいと思います。その中で対象の施設ですね、種類や施設数などのように仕分けをしているのか。体育施設、または義務的施設等だと思います。また先ほど私も質問の中で申し上げましたように、財政状況と今後の更新の費用の見通しについて具体的に答弁いただきたいと思います。

また、この言葉では公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針とありますがいくつかの基準、そういったものを想定して今後対応していくということだと思いますが、その内容についてお聞きしたいと思います。

大きく、やはり体育施設であったり、行政サービスを行う施設といっても学校、大きく義務的な施設とその他、行政の義務の範ちゅうからは少しずれるような施設もあろうかと思います。そういったところの分類について、具体的に答弁いただければと思います。

あとは山梨県のサッカースタジアム、総合競技場の整備はまだ議論の過程ではあります。大きな範ちゅうで申し上げて大変失礼ですけども、山梨県のやはり公共施設、先ほど野球場とソフトボール場で18でしたか、県がそういうことで充足していると。公式試合もその中で行われているということは今、理解はいたしましたけども、やはり全県を通してみたときにバランス的に、これは一部勝手な意見だとは思いますが、峡北地域、このエリアにもそういった専用の施設があって、その中で公式といいますか、試合ができればといった意見もかなりの市民からも聞いておりますので、そういった観点からもし答弁できましたならばよろしく願いいたします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

中嶋議員の再質問にお答えいたします。

私のほうには4点いただいております。

まず第1点目でございますけれども、今回の基本方針の中で対象施設の種類や施設数ということがどうなっているかというご質問でございますけれども、施設の種類につきましては行政系施設、スポーツ施設、子育て支援施設、学校教育施設、保健福祉施設、市営住宅など12の大分類に分けております。またさらにその大分類の下に26の中分類というものを設け検討を進めることとしております。対象施設の総合計につきましては363施設となっております。

2点目でございます。財政状況と更新費用の見通しというご質問でございます。

財政状況も現在、不透明な状況の中、公共施設等に投下できる財源というものは今後も大幅に増加するということは考えにくい状況にあります。公共施設等の更新に要する資金需要をできる限り抑制する必要があると考えておりまして、仮に市が所有する施設を全部持ち続けるとした場合には、マネジメント白書等で示してありますように年間で平均、約29億円の財源不足が生ずるということになっております。

3点目でございます。公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針の内容というご質問でございます。

これにつきましては、公共施設の総合的かつ計画的な管理に向けての目標ということで3点ございます。1点目が投資活動支出の抑制。2番目がプライマリーバランスに配慮した財政運営。3点目が施設総量の縮減の3つの柱を立てまして、目標達成のために3つの基本方針というものを掲げております。基本方針の1番目といたしましては、既存施設の有効活用と施設規模の適正化、いわゆる規模です。基本方針の2番目といたしましては、時代とともに変化するニーズへの対応、品質でございます。基本方針の3番目といたしましては、適切な管理運営によるコスト削減、コストでございます。

続きまして、第4番目のご質問でございます。施設累計ごとの管理に関する基本的な方針ということで、義務的施設も含めてのご質問でございます。

施設累計ごとの管理に関する基本的な方針につきましては、行政サービス機能の重要度によりまして義務的施設とその他施設というふうに分類してございます。義務的施設につきましては、必要不可欠な機能としてその維持存続は最優先すべきというふうに位置づけまして、今後、機能を維持しつつ規模の適正化や類似機能の集約等を検討するという施設でございます。

その他施設につきましては、市民サービスの維持が可能であれば必ずしも市が管理運営する必要がない施設ということであるため、今後、施設の統廃合、また地域や民間への譲渡というものを積極的に進めるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

中嶋新議員の再質問にお答えいたします。

専用球場ということで、県内全域のバランスを見て専用球場施設の考えということだと思い

ます。

たしかに県内の専用球場につきましては、県営としましては小瀬球場、それから富士北麓に球場がございます。小瀬球場については全国規模の大会も開ける施設、富士北麓については地方大会というレベルの球場というふうなすみ分けになっている状況でございます。

中嶋議員さんがこの峡北地域に専用球場というお気持ちに関しましてはよく分かる、十分分かるというふうには考えておりますけれども、県また近隣の市の状況を見ますとやはり県有施設等の維持管理、それから再編を最優先するといったふうな状況がございます。そうしたことから新設の考えという部分を持ち出すのは、なかなか難しいという状況でございます。

また市単独の整備になりますとやはり既存の施設との兼ね合い、それから財政負担など大きな課題がありますので、検討は行うものということで考えておりますが、現段階での整備の判断についてはなかなか難しいというふうに答えざるを得ないと考えております。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

では先ほどちょっと、再々質問になりますけれども1点ちょっと。市民といいますか、聞いた内容で、理解をしやすいかと思いますのでお聞きしたいと思います。

施設ごとの施設のあり方、要するに義務的施設というのは例えば学校施設であったり、保健福祉の施設であったり、その他の施設、重要度によって要するに民間に経営を委託というか、できる施設、体育施設などはその他の施設に分類されるもののでしょうか。ちょっと具体的に答弁できればお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

中嶋議員の再々質問にお答えいたします。

義務的施設とその他施設というものでございますけれども、義務的施設につきましてはその下にさらに2分類、2つに分けております。1つは法律等で設置が義務付けられている施設ということで、これには本庁舎、保育園を含む子育て支援施設、そして学校、北部ふるさと公苑、北の杜聖苑、施設数合計では57施設というふうになっております。

もう1つにつきましては、法律等に設置義務はないが市で業務を扱う必要がある施設ということで、これに該当するものとしたしましては総合支所、集会施設、図書館、保健福祉施設、医療施設、市営住宅ということで全部で145施設になっております。

その他施設につきましては、内容につきましては再編、再配置や複合化、多機能化など重点的に管理運営形態を検討する施設という位置づけで、これにつきましては体育館、グラウンドなどのスポーツ施設、観光、農林、温泉などの産業系の施設、デイサービスセンターなどの高齢者福祉施設ということで全部で148施設でございます。

またすでに廃止や民間譲渡など方向性が明確な施設ということで、この中には公民館分館として活用している施設などが全部で13施設でございます。

以上でございます。

○議長（千野秀一君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

では第2項目めの中山間地域の圃場の部分改良ですけども、1番は先ほど市長から答弁がありましたように、今回、昨年度ですか、創設されている機構借り受け農地の整備事業、これに対する手続きと事例がありましたら紹介を願えればと思います。なぜかと言いますと、先ほど私、質問の中でやはり今、大型化の機械による一部破損の部分がいくつか出る、それを修繕するにしても、やはり個別の所有者が修繕することなのか、借り受けている大きな団体がありますけども、例でいえば高根は営農たかね等の複数の農地、聞くともうかなりの面積を預かっているといった中で、このエリアごとで一括した申請、または協議をもちろんしてからのお話ですけども、そういった申請なり採択が可能なのか伺いたいと思います。少し具体的にお願いたします。

それともう1点、やはり今後の、まずはその1点お願いします。

あと3項目めに答弁いただきました。もちろん青年の就農給付金ですね、これは助成事業はちょっと年額150万円、あと継続期間が5年と聞いておりますが、確認のためお聞きしますが、私ども本市の場合はほとんどの既存の農家は耕地面積約0.5ヘクタール、50アール前後の、言うなれば小規模であると思います。こういった中で新規に就農なさっている方々が、この既存の農家の、または担い手として期待されていると承知しています。その中で今後、本市の農業政策については特に水田の経営ですね、営農組織を創設したり、新規就農者を定着して担い手として一時的に休んでいる農地を再生したり、再利用するなど今後も期待されております。こういった点で新規の就農者の定着の傾向と拡大といいますか、内容が分かれば聞きたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中嶋新議員の再質問にお答えいたします。

2点いただいたと思います。

まず最初に昨年度から創設されました機構借り受け農地整備事業の手続き等々、それから具体的な事例という内容でございます。

この制度につきましては、借り手ニーズに即したスピーディーな対応や借り手の負担軽減といったきめ細かな対策を講じていくことで担い手への農地集積を加速させるものであります。この事業におきましては、借り手が県の農地中間管理機構と通じて農地を借りるときに基盤整備等の要望を農地中間管理機構、または市のほうに協議していただければ事業が進められますので、農地を借りるときに相談をしていただければ事業の詳細等の説明をさせていただきたいと思います。

なお、この事業につきましては、農地を借りる年度のときのみ、借り入れたときのみの年次の事業内容となりますので、単年度という扱いでお願いをいたしたいと思います。

それから2点目でございますけども、新規就農者等の定着とか傾向という内容であろうかと思いますが、県外から新規就農者ということで地域おこし協力隊も含めて毎年、数名ないし

数十名ということで新たに新規ということで来ていただいております。

ただ、農業の経営というのは非常に厳しいところがありまして、そのために先ほども議員さんもおっしゃられました150万円を5年度という制度もありまして、その制度が終わった以降等をどうするかというところが非常に問題になろうかと思います。そこをちょっとバックアップするというか、フォローするところがなかなかありませんので、最初のところで、来ていただいた補助制度を使っていただくのは非常によろしいんですけど、なかなか農業収入で5年間過ぎました、ではそのあとも引き続き同等の収入が得られるかということになりますと非常に厳しいものがありますので、途中で農業を離れていくといった事例も過去にあります。ただ新規とか定住も促進していることもありまして、地域おこし協力隊も含めて市のほうで、その後のバックアップ、どういうふうにフォローしていけばいいかということを検討し始めたというところで、ちょっとご理解をしていただきたいと思います。

いずれにしても農業が高齢化、それから大型化、営農集団という流れになっているのかなとは思いますが、新規就農者もやはり大切にしていかなければならないと感じておりますので、先ほど申し上げましたとおり、その制度が終わったあとのフォローをということでちょっと検討を始めたのでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

最後に再々質問という形でお聞きしたいと思います。

部長の答弁で借り受けの補助金というか、制度は単年度で借り受けの初年度のみということだとお聞きしました。では先ほど私の話した長期ですね、要するに契約して借りている団体等がそういう部分的な改修整備には利用できないという理解でいいですね。そうなればもちろん今、多面的とか中山間の一部、もちろん負担はありますが、そういった中で補修修繕していくといったことになりますかね。そのところもう一度、答弁を簡単にしていただきたいと。

それと先ほども新規就農の方も、私のまわりでも営農集団、営農の農業法人に就職をして、就職というか研修の形で入って、そういった流れであれば定着もかなり、定着率も高いというふうに見えますけども、やはり単独で農業を生業として生活していくという方ももちろん何人かいらっしゃる、数多くいると思いますけども、グループ化もいろいろ聞いていますが、やはりそういった部分のフォローといいますか、支援、指導といいますか、そういったことを部長は今後、今、検討し始めていると答弁でお聞きしました。ぜひとも具体的に、そういった方々が今後の市の農業の担い手として成長したり、定着したりすることが一番のベストだと思いますので、今から検討するといった中で何か具体的な、これからのお話があればお聞きしたいと思います。

○議長（千野秀一君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中嶋新議員の再々質問にお答えいたします。

1点目の機構借り受け整備事業でございますが、先ほども申し上げましたとおり事業年度は単年度のみになります。これを利用する場合は、借り受け者が農地中間管理機構を通じた土地

を借りた場合に事業の適用になるということでございます。

それから2点目の新規就農者ということで、議員さんのおっしゃられますとおり個人の経営というのはやはり非常に難しいものがあるかと思いますので、ご指摘のとおり営農組織なり集団化することが非常に大切なかと思っております。

先ほど検討を始めたところでございますということで、具体的なものがあるかという内容でございますが、ここはすみません、検討を始めたばかりで何がということで、議員さんから今いただいた集団化するというのも1つとしてありますので、それも含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（千野秀一君）

以上で質問を打ち切ります。

これで15番議員、中嶋新君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月20日、午前10時に開きます。

全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時43分

平成 2 8 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 0 日

平成28年第3回北杜市議会定例会（4日目）

平成28年9月20日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 認定第1号 | 平成27年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第2 | 認定第2号 | 平成27年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第3 | 認定第3号 | 平成27年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第4 | 認定第4号 | 平成27年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第5 | 認定第5号 | 平成27年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第6 | 認定第6号 | 平成27年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第7 | 認定第7号 | 平成27年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第8 | 認定第8号 | 平成27年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第9 | 認定第9号 | 平成27年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 平成27年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第11 | 認定第11号 | 平成27年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第12 | 認定第12号 | 平成27年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第13 | 認定第13号 | 平成27年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第14 | 認定第14号 | 平成27年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第15 | 認定第15号 | 平成27年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第16 | 認定第16号 | 平成27年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第17 | 認定第17号 | 平成27年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第18 | 認定第18号 | 平成27年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第19 | 認定第19号 | 平成27年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第20 | 認定第20号 | 平成27年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第21 | 認定第21号 | 平成27年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第22 | 認定第22号 | 平成27年度北杜市病院事業特別会計決算の認定 |
| 日程第23 | 承認第5号 | 北杜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて |

- 日程第24 議案第70号 北杜市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第71号 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 請願第1号 教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
- 日程第27 請願第2号 南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することを中止する意見書の提出を求める請願
- 日程第28 議案第67号 北杜市子育て世代包括支援センター条例の制定について
- 日程第29 議案第68号 北杜市空き家等対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第30 議案第69号 北杜市公民館分館条例の制定について
- 日程第31 議案第72号 北杜市公民館条例及び北杜市社会教育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第73号 平成28年度北杜市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第74号 平成28年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第75号 平成28年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第77号 第2次北杜市総合計画基本構想の策定について
- 日程第36 同意第4号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第37 発議第2号 教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について
- 日程第38 発議第3号 南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することの中止を求める意見書の提出について
- 日程第39 議員派遣の件
- 日程第40 閉会中の継続審査の件

2. 出席議員（18人）

2番	小野光一	3番	齊藤功文
4番	福井俊克	6番	加藤紀雄
7番	原堅志	8番	岡野淳
9番	中山宏樹	10番	相吉正一
11番	清水進	12番	野中真理子
14番	坂本静	15番	中嶋新
16番	保坂多枝子	17番	千野秀一
18番	小尾直知	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（28人）

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	坂本吉彦	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	赤羽久	教育長	藤森顕治
教育部長	浅川一彦	会計管理者	五味正
監査委員事務局長	横森弘一	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	篠原直樹	須玉総合支所長	中田二照
高根総合支所長	植松広	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	手塚清作	小淵沢総合支所長	岩波信司
武川総合支所長	秋山広志	白州総合支所長	神宮司浩
総務部次長	石井悠久	産業観光部次長	濱井和博
総務課長	織田光一	企画課長	小松武彦
財政課長	植村武彦	政策秘書課秘書担当リーダー	小澤哲彦

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 高 橋 一 成

議 会 書 記 清 水 市 三

〃 田 中 伸

開議 午前10時00分

○議長（千野秀一君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は18人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、丸茂政策秘書課長は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

はじめに、市長から本定例会に追加する案件として同意1件が提出されました。

次に企画部から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、出資法人等の経営状況を説明する書類および教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき北杜市教育委員会自己点検・評価報告書が提出されましたので、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

以上で諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承をお願いします。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

○議長（千野秀一君）

日程第1 認定第1号から日程第22 認定第22号までの22件を一括議題といたします。

本件につきましては決算特別任委員会に付託しておりますので、決算特別委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

決算特別委員長、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○決算特別委員長（秋山俊和君）

朗読をもって委員長報告とさせていただきます。

平成28年9月20日

北杜市議会議長 千野秀一様

決算特別委員会委員長 秋山俊和

決算特別委員会委員長報告書

付託された事件は次のとおりです。

認定第1号 平成27年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定

認定第2号 平成27年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第3号 平成27年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第4号 平成27年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第5号 平成27年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第6号 平成27年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第7号 平成27年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第8号 平成27年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 9 号 平成 27 年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 10 号 平成 27 年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 11 号 平成 27 年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 12 号 平成 27 年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 13 号 平成 27 年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 14 号 平成 27 年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 15 号 平成 27 年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 16 号 平成 27 年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 17 号 平成 27 年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 18 号 平成 27 年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 19 号 平成 27 年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 20 号 平成 27 年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 21 号 平成 27 年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 22 号 平成 27 年度北杜市病院事業特別会計決算の認定

以上 22 件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。
まず認定第 1 号 平成 27 年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「決算書にある実質収支額と追加資料にある実質単年度収支の額の違いは」との質疑に対し「実質単年度収支は実質収支額から前年度の実質収支を差し引き、さらに基金の積み立て・取り崩しや繰上償還などを加味したものであり、交付税の特例措置終了後の姿を考える上で、本市の実際の財政の余力を把握するために算出しているものである」との答弁がありました。

次に「実質収支が増えた主な理由は」との質疑に対し「3 月補正の編成後、一部企業において大規模な修正申告が行われ、法人市民税が増額となったことが判明したことが主な理由となる。平成 25 年度から年度末の専決処分による整理を行っていないことから、その分が実質収支の増として反映される」との答弁がありました。

次に「市民バスの利用者の状況は」との質疑に対し「平成 27 年度の市営バスの利用者については須玉巡回線は 877 人、明野巡回線は 475 人、小淵沢巡回線は 1,016 人、津金・百観音線は 2,416 人、清里・長坂線は 8,626 人、南部巡回線は 1 万 2,815 人、小泉・長坂線は 1 万 4,452 人、小淵沢・長坂線は 1 万 4,964 人、大泉・長坂線の通常便は 3 万 6,249 人、北杜高校便は 1 万 345 人、塩川・黒森線は 467 人、大坊・白須・大武川線は通常便が 491 人、北杜高校便が 9,107 人、横手・日野春線は 1 万 633 人、葦崎・祖母石・下教来石線は 2 万 6,882 人であった」との答弁がありました。

次に「入湯税の収入未済額の滞納者は。指定管理者の中に滞納者はいるのか」との質疑に対し「入湯税の未納者の中に指定管理者はいない。滞納者については納税相談を行い、他の滞納と併せて納付している」との答弁がありました。

次に「平成 27 年度に更新した消防車両は、全体の何%まで配備したことになるのか」との質疑に対し「消防車両については 28 年度で更新が一巡し、今後は 30 年度以降、計画的に更新を行う」との答弁がありました。

次に「石柱移転負担金の内容は」との質疑に対し「故内田米雄氏より民生費寄附金として 9,

042万2,729円のご寄附をいただいております、内田氏については相続すべき方がおらず葬祭執行者より内田家の墓石を集積したいとの要望があり、対応したものである」との答弁がありました。

次に「環境教育事業ではどのような事業を実施しているのか」との質疑に対し「環境教育事業として環境リーダー養成講座、保育園児を対象とした幼児環境教育、小学生親子のエネルギー教室、親子自然観察会、エコクッキング講座等6つの講座を実施し延べ31回開催している」との答弁がありました。

次に「はくしゅう道の駅指定管理納入金について、新聞報道では不正な支出があったとあるが事実関係はどうなっているのか。また、市の指導は」との質疑に対して「道の駅はくしゅうの収支については、道の駅はくしゅう管理運営組合より提出された事業報告書と添付されている収支報告書・決算書について所管課で精査を行ったところ、会計事務所の決算書のとおり報告されていることが確認できた。また、事業報告書については、管理運営組合の監査会および理事会の承認を経て提出をされていることから不当な支出はなかったと理解している。市としては、事業報告の提出が1カ月遅くなってしまったことに対して聞き取りをしたところ、理事役員等の急な交代に伴い遅くなったとの報告を受けた。それに対して管財課から改善指示を出され、運営組合から改善計画が提出されたことから、今後所管課としては注視していく」との答弁がありました。

次に「空き店舗活用交流促進事業の成果はあったのか」との質疑に対し「空き店舗活用交流促進事業の補助の成果については国の地方創生の先行型交付金を活用した事業であり、清里駅前の集客のために行った事業である。清里観光振興会の委託事業でエイトマーケットという店舗で特産品の販売や都市との交流などの事業を実施している。当初は5千人くらいの来客を目標としていたが、昨年度は9,700人という実績であった。本年度は、八ヶ岳観光圏で行っている清里駅前の活性化事業との相乗効果で夏までに1万人くらいの方が来ており成果があった。市の事業としては2年間であるが、当初の約束で3年間は実施していただくことになっており、今後も継続して実施できるよう指導していく」との答弁がありました。

次に「住宅使用料の収入未済額が8千万円ほどあるが、その実態は。また、その対応は」との質疑に対し「住宅料の滞納は現年度分が1,664万2,100円、過年度分が6,713万7,880円であり、対象者は210人となっている。滞納者には督促状・催告書を送付し、小額な未納については、電話催告や臨戸訪問を行い滞納整理に努めている」との答弁がありました。

次に「金田一春彦記念図書館を月曜閉館としたが、その影響は」との質疑に対し「今でも来館する方はいるが、市内のほかの図書館は開館していることを案内するなどしており、利用には問題ないと考えている」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では、「第1に金額は小額であるがリニア中央エクスプレス建設促進山梨県期成同盟会へ5万8,300円、中部横断自動車道建設促進期成同盟会会費として5万1,200円、自衛隊協力会連合会分担金として1万円支出している。リニア新幹線は従来の電力の3倍を必要とし、南アルプスをトンネルで貫通し時速500キロで走行するなど安全性や環境破壊も多く課題がある。中部横断道も標高1千メートルを越える高速道路は初めてであり、冬場の安全走行や日本一生息しているだろうと言われているフクロウの生息する八ヶ岳山麓の自然破壊につながり、この区間の採算性も検討されていない。自衛隊に18歳・高校3年生の

氏名・住所など個人4情報が提供されてきたが、個人情報保護条例がある中で提供すべきではない。第2にマイナンバー制度への対応経費が計上されており、年金の個人情報の流出など企業の個人情報も同様な事例が生まれている。マイナンバー制度は、国民の税と社会保障の情報を国が掌握し、徴税強化や社会保障給付の抑制の手段として使うことが導入の目的であり、国民の行動や思想を監視する手段にされかねない。第3に財政が厳しいという理由で文化協会・体育協会などを含む地域で活動している団体等の補助金などを削減し、財政再建を進めている。今年度の実質収支額は12億円を超えているが、年金が減少している高齢者、非正規労働者は働いても貧困状態など、貧困と格差が広がる現在の社会の中で、自治体が市民の暮らしを支える施策が必要である。国保税の1世帯1万円の引き下げ、介護保険利用代金の減額、高齢者の足の確保・福祉タクシーの利用拡大、住宅リフォーム制度の実施など実施可能である。基金にまわすお金を暮らしを支える施策に使うことを求めることから認定第1号 平成27年度北杜市一般会計歳入歳出決算に反対する」。

一方、「歳入総額が327億7,193万7千円、歳出総額313億6,876万4千円である。北杜市の財政状況は実質公債費比率9.1%、将来負担比率5.1%と非常に良い方向に向かっている。基金は合併時69億円が182億円となり132億円改善され、市債についてはピーク時の1,009億円から674億円と335億円改善され、合計すると467億円の改善となった。これは市民の皆さまにも痛みを伴いながら財政の健全化に努めたことにより、平成27年度までの大きな評価として見ることができる。しかし、今後の財政を考えたときに合併特例措置の縮減や市債についてはまだ674億円という額が残っており、これを重く受け止めていかなくてはならない。基金においても182億円は財政調整基金や減債基金など、すべて今後必要である支出に対して積み立ててきたものである。現在の状況は、財政が楽なものとなったわけではなく安定してきただけのことである。昨今の経済を見ると世界的に景気は下方修正され、経済の動向や市民税・法人税など安定するかはまだまだ不透明である。リニア中央新幹線については半世紀以上にわたり計画を策定し、実験や実証を重ね国家プロジェクトとして取り組んでいる。こうした技術は世界的に誇れる日本の技術であり、今後、経済的な効果も期待できる。中部横断自動車道は、清水までの南部区間については平成29年度までの供用開始となっているが長坂・八千穂間については計画評価が終了し、環境アセスメントに入ったところである。環境アセスメントについても住民への説明をしながら進んでいくこととなり、大きな賛否を呼び議論しながら中部横断道推進の会を立ち上げ、議会としても市民に対して説明責任を果たし、国に対しても働きかけを行っている。多くの首長、国会議員そして住民が一致団結し、中部横断道実現に向けて要望活動を続けて今日まできた。自衛隊については、東日本大震災を含め世界的な視野に立ったときに世界の平和、日本の自衛、地域の平和という三本柱として必要であることはもはや国民の知るところである。マイナンバー制度については導入により多くの問題があるとの指摘はあるが、福祉、教育、税収などの問題を網羅しながらスピーディーに自治体クラウドを構築することが叫ばれており、マイナンバー制度を導入しないと世界的な競争に勝つことができない上に自治体事務の簡素化のためには必要である。国保税を1万円下げることについては社会保険に加入している方も税金を納めており、税の公平性を考えると安易に国保税を1万円下げることが本当に良いことかどうか考える必要がある。高額所得者まで一律に1万円引き下げるとは、あまりにも拙速で思慮のない考え方である。国保税も介護保険も軽減措置があり、特に介護保険料は山梨県内で一番低い。北杜市は国の制度を活

用し、補助金を受けながら子育ても介護も老人福祉も網羅しながら地方財政法に基づき、しっかりと財政運営を行っている。よって認定第1号 平成27年度北杜市一般会計歳入歳出決算に賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第2号 平成27年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「不納欠損が1,200万円あるが、どのような基準で不納欠損としたのか。長期間滞納している方の滞納年数は」との質疑に対し「不納欠損は、地方税法により滞納処分をすることが明らかにできない場合、また即時消滅や5年で時効になるという基準により不納欠損としている。長期間滞納している方は平成16年から滞納している」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第4号 平成27年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「平成27年度の介護認定率は10.1%であり、この5年間で一番低いと思われるがその要因は。また認定率は県内でどの位置にあるのか」との質疑に対し「平成18年度の介護認定率は12.6%、平成25年度は10.8%、平成26年度は10.6%であり、県下の介護認定率の平均は15.7%であり北杜市は県内平均より低い。県内で一番低い自治体は山中湖村の9.9%である。平成27年度から新たにに総合事業がはじまり、介護認定に至らない方については、ふれあい処事業等を利用させていただいており約400人が利用している。介護認定者は1,745人であり、合算すると約12%の方がご本人の状態に合ったサービスを利用している」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第6号 平成27年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「水道計装監視システムの事業内容は。水道企業団からの受水量の有効活用と地下水等のバランスを考えた経費の縮減と安定供給に対する考え方は」との質疑に対し「計装装置の工事内容は遠隔監視システムの本体工事としてクラウド型のサーバーを外に置き、パソコン等により事務室を含め外にいても監視することができる装置を構築するもので2年間の継続事業である。総額は1億5,120万円で平成27年度は全体の36%、5,443万2千円を支出した。平成27年度は高根・大泉エリアと武川・白州エリアの工事が終了した。平成28年度は他の地域の整備を行っている。このほか不具合のある既存の流量計等の取り替えや新設を行っている。水道企業団からの受水費については基本給水量が定められており、実際の使用量に関わらず支払っている。経費の削減や安定した水道水を供給するため、企業団から供給される水を有効に活用している。有効に活用することによって深井戸ポンプの運転が軽減できることから、可能な限り企業団からの水を使用している。平成27年度は全体で基本水量の73%を使用しているが、遠隔監視システムを整備したのち既存の水源の使用状況を確認しながら、さらなる有効活用を図り経費削減に努めていきたい」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第9号 平成27年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「新エネルギー事業基金の目的は」との質疑に対し「基金積み立ての目的は、将来の新エネルギー施策の財源や設置してから10年が経過したパネルの取り替えやパワーコンディショナーの修繕に充てる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第22号 平成27年度北杜市病院事業特別会計決算の認定についてであります。

「看護学生に対する奨学金の貸付件数と効果は」との質疑に対し「平成28年度は甲陽病院が1名、塩川病院が5名の計6名に貸付を行っている。病院への勤務は貸付年数によって期間が決められ、看護専門学校は3年間、看護大学は4年間の修学期間がある。奨学金を活用し現在勤務している看護師がいるので効果はある」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第3号 平成27年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 平成27年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第7号 平成27年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第8号 平成27年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第10号 平成27年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定、認定第11号 平成27年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定、認定第12号 平成27年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第13号 平成27年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第14号 平成27年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第15号 平成27年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第16号 平成27年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第17号 平成27年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第18号 平成27年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第19号 平成27年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第20号 平成27年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第21号 平成27年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定の16件については質疑、討論ともになく全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（千野秀一君）

決算特別委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、決算特別委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって決算特別委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に認定第1号 平成27年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。討論はありませんか。

清水進君。

反対討論ですか。

（はい。の声）

○11番議員（清水進君）

認定第1号 平成27年度北杜市一般会計歳入歳出決算書に対し反対の討論を行います。

第1に金額は少額ですが、リニア中央エクスプレス建設促進山梨県期成同盟会負担金5万8,300円、中部日本横断自動車道建設促進期成同盟会会費5万1,200円、自衛隊協力会連合会分担金1万円が支出されていることです。

リニア新幹線は従来の電力の3倍を必要とし、南アルプスをトンネルで貫通し時速500キロで走行しますが、今でも少しずつ隆起している山、100年で40センチも高くなる山、トンネル内での事故発生はどのように乗客を救出するのか、膨大な建設残土をどのようにするのか、安全性や環境破壊も多く課題があります。東京・名古屋間の86%は地下トンネルです。このトンネル工事により水脈を切れれば枯れるかもしれない南アルプスの天然水、3兆円もある借金がある会社が9兆円もの事業に乗り出す疑問、数々の疑問のあるリニア建設。

また中部横断道も標高1千メートルを超える日本では初めての高速道路であります。冬場の安全性、走行性や日本一生息しているだろうといわれるフクロウの生息する八ヶ岳山麓の自然破壊につながり、この区間の採算性も検討されていない現在の段階です。

リニアも高速道も建設ありきで進められています。多くの問題を持つこれらの負担はすべきでないと考えます。

自衛隊に18歳・高校3年生の氏名・住所など個人4情報が提供されていますが、個人情報保護条例がある中、提供すべきでないと考えます。

第2として、マイナンバー制度への対応経費の計上があります。

年金の個人情報の流出、また民間大企業の個人情報も同様な事例が生まれています。マイナンバー制度は国民の税と社会保障の情報を国が掌握し、徴税強化や社会保障給付の抑制の手段として使うことが導入の目的であり、国民の行動や思想を監視する手段にされかねません。国民のためにならないこの制度は今、急いで整備すべきではありません。

第3に広域水道企業団に給水料金として約7億円余の支出をしています。実際にはその73.1%しか使用をしていません。昨年の76%からも少なくなっています。使用した水量だけ支払えば約1億5千万円、支出が節約できます。防災ダムから多目的ダムに目的を変え、責任水量を負担する仕組みを山梨県はつくりました。使用しない水の負担分は、山梨県に負担を求めるべきです。

第4に北部ふるさと公苑地域対策補償料が支払われていることです。迷惑料としての意味はなくなっているにもかかわらず支払われています。この支出はやめるべきです。

第5に、今年1月より私たちと市民の皆さんが実施を求めてきた中学3年生までの医療費の窓口無料化が実現することになりました。お金の心配なく子どもが病気のとき早期に受診できる制度は、重症化させないなど子育て支援の大きな力となります。この制度の年齢拡大を大いに評価するものであります。同時に市ではこの間、財政が厳しいとの理由で文化協会、体育協会などを含む地域の中で活躍している団体等の補助金などを削減し、財政再建を進めております。今年度の実質収支額は12億円を超えています。年金額が減少している高齢者、非正規労働者は働いても貧困状態など、貧困と格差が広がる現在の社会の中で自治体が市民の暮らしを支える施策が必要です。

国保は事業主負担や傷病手当金、こうした制度がありません。よって国保税の1世帯1万円を引き下げること、介護保険利用代金の減額、高齢者の足の確保、福祉タクシーの利用拡大、住宅リフォーム制度の実施など市の決断で実施が可能です。お金がないのではなく、市民の暮らしを支える自治体の役割が弱いではありませんか。基金にまわすお金を、暮らしを

支える施策を求めて反対討論といたします。

○議長（千野秀一君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

認定第1号 平成27年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

歳入総額327億7,193万6,577円、歳出総額313億6,876万4,489円であります。これらを考えてみたところ、本年度実質公債費比率につきましては9.1%、将来負担比率は5.1%と格段にこれは改善が見られたわけでございます。基金につきましても182億円、合併時は69億円でございました。113億円の改善が見られております。市債につきましては674億円、合併当時は1,009億円。これは335億円。両方合わせますと467億円の改善が合併当時より見られたわけでございます。これらを鑑みたとき多くの皆さまの痛みを伴って今日までやってまいりました。

まずは58歳定年を敷き多くの職員を、200人くらいの職員の皆さまの削減をしたところでございます。大きな痛みは職員の皆さまも伴っていただきました。そして市民の皆さまにもたしかに多くの痛みを伴ってもらったことは、事実であるというふうに認識をさせていただいているところでございます。

北杜市は多くの財政運用を考えながら交付金の確定や交付金をいただくことや、また補助金をいただくことに積極的に果敢に取り組んできた市でございます。市長がベンチャー自治体を目指し多くの市民の皆さまと共有共存、そして産官学を目指しながら今日までやってまいりました。これは成果であるというふうに高く評価をいたしますし、また職員の皆さまにも感謝を申し上げる次第でございます。

臨時財政対策債についても例年、借りずにきました。今回の決算においても借りずにきました。これは今後の市政の財政運営にたしかに大きく寄与するものと思います。しかし、まだわれわれが考えなければいけないのは、467億円のまだ借金があるということでございます。それらをどのように返し、また借りながらしていくには基金に繰り入れをしていた現実があるわけございまして、北杜市は地方財政法に基づき確実な財政運営をしてきた、これは職員の皆さまの努力の結晶であるとは私は高く評価をするところでございます。

リニアにつきましては、もう半世紀を超える前から研究や実証、そして今までの計画というふうになったわけでございます。世界に誇る技術として、これらの技術は必ずや大きな副産物、経済的效果を生むことは間違いないというふうに信じているところでございますし、中部横断自動車道につきましては、2月14日の大雪のときに鑑みますと長野県側から除雪機が入ってきたという現実があります。東海沖地震や、また富士山噴火やいろんなことを考えますとこれは避難路、救援路、輸送路として必ずやそのときは安全・安心という観点から必要不可欠だというふうに思うところでございますし、文化交流や経済交流、多くの交流にこれは寄与することは確かであるというふうに思っているところでございます。

マイナンバー制度におきましては多くの個人情報スピーディーに判断し、そして住民サービスをスピーディーにする。なおかつ地方自治体の事務作業も簡単に言うとスピーディーにするという目的であると思いますので、これは致し方ないことだというふうに思っているところ

でございます。

水道企業団への7億円への支出でございますが、これは広域水道企業団を設立した折、各町村が責任水量制のもとに議決をし、それに加入をしたその流れでございますし、仮にこれを支出しなかった場合につきましては、広域水道企業団の経営がままならず水道水の供給ができなくなってしまうということになりますから、これも致し方ない支出だというふうに考えております。

国保につきましても健全な経営を目指してはいるところでございますが、年々年々その医療にかかる支出は増えているところでございまして、それらの抑制も考えなければならぬところでございますが、国保税に対して1世帯一律1万円の引き下げというのは高額所得者や、また社会保険の皆さまに税の公平性の観点からこれは理解が得られないではないかと思ひますし、いずれ国保税も軽減措置がございまして、介護保険につきましても県内で一番安い介護料金となっております。そしてまたその介護予防についても担当課は一生懸命している結果だと思っております。

福祉についても介護につきましても、そして子育てにつきましても市は多くの財源を投入しております。保育料第2子以降の無料化につきましては、たしかに第2子以降の無料化のお金よりもそれに伴う未満児さんが増えるということもございまして、1億円以上の人件費として賃金を支払っている現実もあります。決してわれわれの市が楽に今なっているわけではなく、今後来たるであろう交付税の削減や合併特例措置が切れた合併特例債が借りられなくなる。また世界的な経済の下方修正や経済の動向はまだ未確定でございまして、今、きちっと健全な経営をしていかなくては将来の、結局は子や孫に負担を与えてしまうというふうに私は考えるところでございます。

いろいろなことがございましたがこの12年間、北杜市は間違いなく財政運営と、そして人と自然と文化が躍動する環境創造都市を見据えていろいろな制度をつくり、いろいろなことに対応してきたというふうに私は考えているところでございます。

以上の理由によりまして、本認定に賛成をいたします。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

認定第1号 平成27年度北杜市一般会計歳入歳出決算書の認定に反対の立場で討論いたします。

市の財政状況は平成27年度決算においても大きく改善しており、そのことについては大きく評価をしているところであります。しかし市民の皆さまと痛みを分かち合いながらシーリング等で数万円単位の節約を実行している一方で、指定管理者施設についてはそのお金の使途について厳しい精査がなされたのか疑問をもたざるを得ません。

一例を申し上げます、指定管理料を2,200万円もらっている施設が広告宣伝費を507万円、減価償却費を532万円計上しています。ルールに基づき計画的に計上しなければならない減価償却費が年度計画70万円に対して、その決算額が7.6倍にもなっています。しかもそれを市は認めていると決算特別委員会で答弁がありました。また507万円の広告宣伝費も市へ納入金を1,570万円収めている施設が520万円であることを考えると費用をかけず

ぎていると言わざるを得ません。多額の指定管理料をもらいながらのこのお金の使い方は市民感覚から大きくずれているものと思います。

指定管理者施設についてはこれまでも再三、市のチェック体制について質問もし、厳しくすべきという指摘もしてまいりました。指定管理者施設は市の経費の節減と民間の力を活用するという両面を持っておりますので、民間の意欲を大きく削ぐものであってはならないと思っております。しかし厳しい財政状況の中で市の支払う指定管理料の減額、また市への納入金の増額を最大限に図るべきと考え、また先ほど申し上げた一例の指定管理料、施設の決算について納得がいけないことがあること等をもちまして、平成27年度北杜市一般会計歳入歳出決算書の認定に反対いたします。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、認定第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、認定第1号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第2号 平成27年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これから、認定第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第3号 平成27年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に認定第4号 平成27年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これから、認定第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第5号 平成27年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第6号 平成27年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第7号 平成27年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これから、認定第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第8号 平成27年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これから、認定第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第9号 平成27年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第9号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第10号 平成27年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第10号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第11号 平成27年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第11号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第12号 平成27年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第12号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第13号 平成27年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第13号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第14号 平成27年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第14号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第15号 平成27年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第15号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第16号 平成27年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第16号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第17号 平成27年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第17号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第18号 平成27年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第18号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第19号 平成27年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第19号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第20号 平成27年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第20号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第21号 平成27年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第21号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時15分といたします・・・失礼しました。再開いたします。ごめんなさい。

次に認定第22号をお諮りいたします。

平成27年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第22号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時15分です。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長(千野秀一君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

傍聴人さん、静かにしてください。静粛に。

日程第23 承認第5号から日程第27 請願第2号までを一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から承認第5号および議案第70号、請願第2号について報告を求めます。

総務常任委員長、小尾直知君。

○総務常任委員長(小尾直知君)

朗読をもって報告とさせていただきます。

平成28年9月20日

北杜市議会議長 千野秀一様

総務常任委員会委員長 小尾直知

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、8月30日の本会議において付託されました事件を9月13日に全員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

承認第5号 北杜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第70号 北杜市税条例等の一部を改正する条例について

請願第2号 南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することを中止する意見書の提出を求める請願

以上3件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。まず承認第5号 北杜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例の専決処分報告及び承認を求めることについてであります。

「共通投票所とは」との質疑に対して「既存の投票所とは別に投票率を上げるため駅などに投票所を設け、誰でも投票できる投票所である。共通投票所の設置については、二重投票を防ぐためオンラインにより投票管理を行う必要があり、莫大な経費がかかるため、今後設置については検討していく」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

次に議案第70号 北杜市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

「法人市民税が引き下げられ、国税が上がるか税額は変わるのか」との質疑に対して「法人の市民税の法人税割は引き下げとなるが、国税と市民税を併せた法人の納税額に変更はない」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第2号 南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することを中止する意見書の提出を求める請願であります。

「自衛隊の活動の新たな分野にはどのようなものがあるか」との質疑に対して「駆けつけ警護や紛争地において民間人等が襲われたときには武器をもって警護できる。宿営地に警備も武器をもって当てることができ、襲われた場合は銃撃戦になる可能性もある」との答弁がありました。また「南スーダンの内戦の状況は。自衛隊の任務とは。また人を殺すことが指示されているのか」との質疑に対して「任務は武器をもって他国兵士・民間人が紛争に巻き込まれたときに助けることが任務である。南スーダンは2人の指導者が対立したことにより内戦状態となった。安全地帯ではなく指導者らはPKOは必要ない、協力もしないとしており、停戦合意もしていないことからPKOの派遣の要件を満たしていない」との答弁がありました。

質疑終結後、稲田朋美防衛大臣の8月24日の記者会見を受け、英国ロイター通信は「第二次大戦後初めて海外での軍事行動で自衛隊部隊が戦闘に巻き込まれる恐れが出てきた」と報じている。それは南スーダンの国連平和維持活動PKOに11月から派遣予定の陸上自衛隊に対し、戦争法・安保法制で新たに可能となった駆けつけ警護と宿営地共同防護の訓練を始めた。2つの任務ともそれまでのPKO法の枠を超えた武器使用の拡大を認めている。従来のPKO法は、自衛隊員とその管理下の者の生命・身体を守るための武器使用に限り認めていた。その口実は自己保存のための自然権的権利であって武力の行使ではないという世界には通用しない理屈であった。これに対し駆けつけ警護では、任務遂行のための武器使用を初めて認めるという重大な転換を図り、かつて内閣法制局も駆けつけ警護での武器使用は自己保存の自然権的権利を超えるとして、「憲法9条の禁ずる武力の行使に当たる恐れがある」との見解を示していた。防衛省内部文書で「駆けつけ警護」の一例として人質救出を検討し、「実際の作戦は武装集団を射殺することはおろか万が一、失敗すれば文民等を死亡させるリスクもある」とし「殺し、殺される」軍事作戦になることを認めている。派遣時に実際に新任務付与されなければ自衛隊が戦後初めて「殺し、殺される」という、極めて深刻な事態が現実化しかねないことから賛成する」との賛成討論があり、「安保関連法案も含めもう少し検討する必要があることから継続審議とすべきでは」との意見が出されたが採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（千野秀一君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会から議案第71号および請願第1号について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、岡野淳君。

岡野淳君。

○文教厚生常任委員長（岡野淳君）

報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

平成28年9月20日

北杜市議会議長 千野秀一様

文教厚生常任委員会委員長 岡野淳

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は8月30日の本会議において付託されました事件を、9月13日に全員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第71号 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

請願第1号 教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

以上2件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第71号 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

「改正によりサービスの内容に変更はあるのか。経費に対する負担は」との質疑に対し「サービスの内容に変更はない。経費負担は今までと変わりはないが、市の事務量は増えることになる」との答弁がありました。また「市内で対象となる施設数と対象者数は」との質疑に対して「市内には7カ所の事業所があり、合計した定員は85名で現在の登録者数は167名となる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第1号 教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書についてであります。

「特別支援学級の学級数と児童・生徒数は」との質疑に対し「学級数は31クラス、児童生徒数は69人であり、現在1クラス当たり8人の定員の見直しもお願いしたい」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（千野秀一君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に承認第５号 北杜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に対する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、承認第５号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第５号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第７０号 北杜市税条例等の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第７０号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第７０号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第７１号 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第７１号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に請願第1号 教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、請願第1号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に請願第2号 南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することを中止する意見書の提出を求める請願に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、請願第2号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長(千野秀一君)

日程第28 議案第67号 北杜市子育て世代包括支援センター条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長(茅野臣恵君)

それでは議案第67号 北杜市子育て世代包括支援センター条例の制定について、ご説明申し上げます。

概要書をご覧いただきたいと思います。

まず趣旨でございます。

子どもたちが健やかに成長し、生涯を通じて健康に過ごすことができるよう妊娠から子育て等の相談に応じ母子保健および子育て支援事業を一体的に行うことにより、妊娠準備期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な子育て支援を提供する北杜市子育て世代包括支援センターを設置することから本条例を制定するものであります。

次に制定の内容であります。

北杜市子育て世代包括支援センターの運営に関して設置の目的、名称、位置、事業内容、職員の配置、利用時間等、必要な事項を定めるとともに附則において本条例制定に伴い関係する北杜市行政組織条例および北杜市保健センター条例の一部を改正するものであります。

それでは条例本文２ページをお開きいただきたいと思います。

この条例は第１条から第７条、それに附則を加えた構成になっております。

第１条では目的を定めております。

第２条では名称を北杜市子育て世代包括支援センターとし、位置を北杜市高根町箕輪６９７番地北杜市保健センター内と規定しております。

第３条では本センターで行う事業内容を定めており、利用者支援事業、母子保健に関する事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、不妊支援事業、要保護児童等に対する支援事業などの事業を規定しております。

第４条では職員の配置、第５条では休業日、第６条では利用時間を、第７条では委任を定めております。

附則といたしまして、この条例は平成２９年４月１日から施行することを規定しております。

また本センターの設置に伴い福祉部の事務分掌に母子保健に関することを追加するため、北杜市行政組織条例の一部改正および北杜市保健センターで行う事業に子ども・子育て支援法の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業および児童福祉法の規定に基づく要保護児童等に対する支援事業を追加するとともに休館日および開館時間等の変更が必要なため、北杜市保健センター条例の一部を改正するものであります。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第６７号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６７号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第６７号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(千野秀一君)

日程第29 議案第68号 北杜市空き家等対策の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長(赤羽久君)

議案第68号 北杜市空き家等対策の推進に関する条例の制定について、ご説明いたします。

概要書をご覧ください。

まず趣旨であります。

空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、空き家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、空き家等に関する施策の推進に関し必要な事項を定めるため北杜市空き家等対策の推進に関する条例を制定するものであります。

制定の内容であります所有者等の責務、市の責務、特定空き家等の認定、特定空き家等にかかる措置等について条例で規定するものであります。

条例本文の2ページ、3ページをご覧くださいと思います。

この条例は第1条から第8条、ならびに附則により構成されております。

第1条では趣旨を定めております。

第2条では用語の定義を規定しております。

第3条では空き家等を適切に管理しなければならない所有者等の責務を、第4条は空き家等に関する対策等を適切に講ずるよう努める市の責務を規定しております。

第5条では特定空き家等の認定、ならびに認定に際し審議会の意見聴取、立ち入り調査などを規定しております。

第6条では特定空き家等にかかる措置について、法令で定める命令、代執行、または略式代執行を適用する場合は審議会の意見を聞くことができることを、第7条では関係機関等の連携を規定し、第8条で条例施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定しております。

附則としまして、この条例は平成29年1月1日から施行することとしています。

以上よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長(千野秀一君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第37条第3項の規定により委員

会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第68号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(千野秀一君)

日程第30 議案第69号 北杜市公民館分館条例の制定について

日程第31 議案第72号 北杜市公民館条例及び北杜市社会教育施設条例の一部を改正する条例について

は関連がありますので、一括議題といたします。

内容説明を求めます。

浅川教育部長。

○教育部長(浅川一彦君)

それでは議案第69号のご説明を申し上げます。

北杜市公民館分館条例の制定についてをご説明申し上げます。

概要書をお願いいたします。

まず趣旨でございます。

地域住民の生涯学習の推進を図るため、地域の公民館分館の名称、位置、設置区域等に関する事項について定める必要があることから、北杜市公民館分館条例を制定するものでございます。

次に制定の内容でございますが、条例本文2ページをお願いいたします。

この条例は全3条と附則により構成されております。

第1条では目的について。

第2条では公民館分館の名称、位置及び設置区域について。

第3条では館長等について規定しております。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行することを定めております。

続いて議案第72号について、ご説明を申し上げます。

議案第72号 北杜市公民館条例及び北杜市社会教育施設条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

概要書をご覧ください。

まず趣旨でございます。

北杜市公民館条例では、地域の集会所機能を有する社会教育法第42条に規定する公民館類似施設を公民館分館と位置付けているため、これを改めること及び法に基づく公民館を北杜市社会教育施設に設置すること等から、所要の改正を行う必要があるため、北杜市公民館条例及び北杜市社会教育施設条例の一部を改正するものであります。

改正につきましては、改正文の2ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容であります。

北杜市公民館条例の一部改正、第1条では北杜市公民館条例の一部を改正するものであります。

名称及び位置、第3条では公民館の名称、位置及び設置区域を別表のとおり改めております。

管理、第6条では公民館は、北杜市教育委員会が管理し、管理に関する規定は別に定めるところとすること。

第7条から17条までを削り、18条を第7条とし19条を削り、別表第3条関係では北杜市明野公民館以下、北杜市武川公民館までの8公民館の名称、位置、設置区域について改めております。

次に別表第2を削り、次に北杜市社会教育施設条例の一部改正、第2条では北杜市社会教育施設条例の一部を改正するものであり、第3条、ただし書中、北杜市総合支所設置条例の次に、公民館を含むものについては、北杜市公民館条例を加えています。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行することを定め、経過措置を設けた一部改正となっております。

以上ご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号および議案第72号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号および議案第72号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

はじめに議案第69号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第69号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第72号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第72号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(千野秀一君)

日程第32 議案第73号 平成28年度北杜市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長(菊原忍君)

議案第73号 平成28年度北杜市一般会計補正予算(第3号)をご覧いただきたいと思えます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億5,183万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を335億8,616万円とするものでございます。

6ページをお開きください。第2表 繰越明許費補正でございます。

追加といたしまして8款土木費、2項道路橋梁費、防災・安全社会資本整備交付金事業(修繕)1億4千万円は中央自動車道にかかる横針橋の撤去におきまして、関係機関との協議に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款4項住宅費、就業促進住宅整備事業5,320万円は白州町に整備する就業促進住宅におきまして地元要望や企業アンケートの結果などに鑑み、整備戸数を12戸から18戸に変更することに伴い、団地敷地の造成範囲が拡大したことにより造成工事の年度内での事業完了が見込めなくなったことから繰越明許費を設定するものでございます。

その下の第3表 地方債補正をご覧ください。

変更といたしまして合併特例事業債を1億3,360万円増額し、限度額を38億5,690万円とし、発行限度額の計を61億6,130万円とするものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、恐れ入ります2ページ、3ページにお戻りください。

はじめに歳入でございます。

10款1項地方交付税1億6,844万7千円の増額につきましては、一般財源としまして普通交付税を充当するものでございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金1,710万円の増額は団体営土地改良事業などの受益者分担金でございます。

15款県支出金、2項県補助金1億2,753万9千円の増額は基盤整備促進事業補助金1億5,145万円などの増減の補正によるものでございます。

20款諸収入、5項雑入515万円の増額は県が実施する国道141号線長沢交差点改良工事により移設が必要となる既存の防火貯水槽に関する測量設計等についての県の補償料でございます。

21款1項市債1億3,360万円の増額は、団体営土地改良事業県単企業的農業経営推進支援モデル事業、高根クラインガルテン体験棟整備事業および就業促進住宅整備事業に充当する合併特例事業債でございます。

次に4ページ、5ページをご覧ください。歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費6,400万円の増額は市内において住宅を新築、購入、改修する子育て世代に対して助成する子育て世代マイホーム補助金について、年度末までの所要額の不足分を計上する定住促進対策事業費でございます。

3款民生費、1項社会福祉費3,644万8千円の増額は事業費確定に伴う障害者自立支援費の国庫負担償還金などでございます。

同款3項生活保護費2,737万5千円の増額は、事業費確定に伴う生活保護費の国庫負担償還金などでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費240万8千円の増額は予防接種法施行令の改正に伴い定期予防接種にB型肝炎ワクチンを導入する感染症予防事業費でございます。

6款農林水産業費、1項農業費2億8,858万5千円の増額は高根クラインガルテン体験棟を増築する農業施設管理費2,100万円、農事組合法人の機械設備整備に対して助成する水田農業構造改革対策事業費3,787万1千円。農業生産法人の参入促進などを図るための農業基盤整備等を行う団体営土地改良事業費1億3,700万円および県単土地改良事業費9,300万円などでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費1,260万円の増額は白州町地内において地域からの要望に基づき通学路の安全を確保するための防災対策を行う道路維持補修費でございます。

同款4項住宅費1,527万円の増額は、就業促進住宅の規模拡大に伴う土地購入費および造成工事費を計上する住宅建設費でございます。

9款1項消防費515万円の増額は、県が実施する国道141号線長沢交差点改良工事により移設が必要となる既存の防火貯水槽に関して、測量設計などを行う消防施設整備費でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第73号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第73号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(千野秀一君)

日程第33 議案第74号 平成28年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

平井市民部長。

○市民部長(平井光君)

議案第74号 平成28年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,475万5千円を追加し、予算の総額を75億7,201万3千円とするものであります。

2ページ、3ページをご覧ください。はじめに歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金2,791万3千円の増額は高額医療費共同事業の国庫負担金の増額によるものでございます。

同款2項国庫補助金238万7千円の増額は、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金の交付決定によるものでございます。

6款県支出金、1項県負担金2,791万3千円の増額は高額医療費共同事業の県負担金の増額によるものでございます。

7款1項共同事業交付金1億7,278万2千円の増額は、高額医療費共同事業交付金の増額によるものでございます。

9款繰入金、2項基金繰入金1億1,695万6千円の減額は高額医療費共同事業に対する国、県の負担金および交付金が増額になることに伴う減額でございます。

次に4ページ、5ページをご覧ください。歳出になります。

1款総務費、1項総務管理費310万3千円の増額につきましては、平成30年度の国民健康保険制度改正に伴う国保システム改修経費238万7千円などになります。

7款1項共同事業拠出金1億1,165万2千円の増額は療養給付費の増加に伴い、高額医療費共同事業医療費拠出金を増額するものでございます。

以上よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第74号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第74号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第34 議案第75号 平成28年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

議案第75号 平成28年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,208万4千円を追加し、予算の総額を42億2,676万円とするものであります。

2ページ、3ページをご覧ください。歳入でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金278万1千円の増額は介護ロボット等導入にかかる経費に対する国庫補助金の交付決定に伴う増額でございます。

8款1項繰越金7,896万3千円の増額は、国県支出金等の返納金の財源に充当するものでございます。

次に4ページ、5ページをご覧ください。歳出になります。

1款総務費、6項地域介護福祉空間整備費等補助金278万1千円の増額は介護従事者の身体的負担の軽減のために介護保険施設が導入する介護ロボット等にかかる経費に対する補助金でございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金7,896万3千円の増額は平成27年度介護保険事業の精算に伴う国県支出金等の返納金確定に伴う増額でございます。

以上よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています議案第75号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第75号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 30 分

○議長（千野秀一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 35 議案第 77 号 第 2 次北杜市総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。
内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

議案第 77 号 第 2 次北杜市総合計画基本構想の策定について、ご説明いたします。

本議案は第 2 次北杜市総合計画基本構想の策定にあたり、北杜市議会の議決に付すべき事件に関する条例第 2 条第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは基本構想の概要についてご説明いたしますので、恐れ入りますけれども別冊の基本構想をお開きいただきたいと思います。

基本構想につきましては、第 1 章から第 6 章で構成されております。

まず 1 ページから 3 ページにつきましては第 1 章として総合計画策定の趣旨など。4 ページから 11 ページでは第 2 章、市の概要として沿革、人口、財政状況などを。12 ページ、13 ページでは第 3 章、市を取りまく課題として人口減少と少子高齢化社会や地域コミュニティの希薄化など 7 項目を。14 ページから 16 ページでは第 4 章、市の基本方針としてまちづくりの基本方針および市の将来都市像を。17 ページから 19 ページでは第 5 章、市の将来見通しとして人口、財政について。20 ページから最終 24 ページにつきましては第 6 章、まちづくりの方向と推進体制について、8 つの杜づくりに取り組むこととしております。

以上が基本構想の概要説明となります。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 77 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 77 号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第77号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(千野秀一君)

日程第36 同意第4号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第4号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員が辞任したことに伴い新たに監査委員を選任する必要があるため、地方自治法第196条第1項の規定により北杜市長坂町中丸1439番地、小尾直知、昭和26年2月1日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(千野秀一君)

説明が終わりました。

地方自治法第117条の規定により、小尾直知君の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時33分

○議長(千野秀一君)

再開します。

同意第4号において、お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、同意第4号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

小尾直知君の入場を許可します。

暫時休憩とします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時34分

○議長（千野秀一君）

再開します。

日程第37 発議第2号 教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります岡野淳君から提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長、岡野淳君。

○文教厚生常任委員長（岡野淳君）

朗読をもって説明とさせていただきます。

発議第2号

平成28年9月20日

北杜市議会議長 千野秀一様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 岡野淳

教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

地方自治法第109条第7項及び北杜市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由

他のOECD諸国に比べ、一学級あたりの児童生徒数や教職員一人当たりの児童生徒数は多く、さらに子どものいじめ認知件数、子どもの貧困率、不登校児童生徒数は増加傾向にあり、子どもをとりまく現状はきびしいものである。加えて、2020年から順次実施される学習指導要領では、外国語教育が教科化され、授業日数や指導内容がさらに増加することになる上に、障害のある児童生徒や日本語指導等、特別な支援を必要とする子どもも顕著に増えている。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育はきわめて重要であり、未来への先行投資として、子どもや若者の学びの場を切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげることは必要である。そのためには、教職員の定数の改善に向けた財源を確保することにより、子どもたちをとりまく教育環境が向上し、併せて、子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられるよう、義務教育費の国庫負担をしっかりと確保・充実する必要があることから、この案を提出するものである。

教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書（案）

2011年義務教育標準法が改正され、小学校1年生の基礎定数化がはかられたものの、今年度も小学校2年生については加配措置のまま留まっています。義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されています。今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級あたりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。さらに子どものいじめ認知件数、子どもの貧困率、不登校児童生徒数は増加傾向にあり、子どもたちをとりまく現状は厳しいものになっています。一人ひとりの子ど

もに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学校規模を引き下げる必要があります。また、2020年から順次実施される学習指導要領では、外国語教育が教科化され授業日数や指導内容がさらに増加します。また、障害のある児童生徒や日本語指導等、特別な支援を必要とする子どもも顕著に増えています。そのため、現状の教職員定数では、一人ひとりの子どもの状況に対応することが難しくなっています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

本市でも、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を市政教育の基本に据え、「原っぱ教育」など学校教育の充実を図る施策を積極的に展開しております。

義務教育費国庫負担制度について、「三位一体改革」の中で国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫し、教育条件に格差も生じています。国の施策として定数改善に向けた財源補償をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（34カ国）の中で日本は最下位となっています。

また、国においては、教員の負担軽減のための心のケアの専門家「スクールカウンセラー」や福祉の専門家「スクールソーシャルワーカー」などの専門スタッフを学校に配置し、教員と連携して課題に学校全体で対応する「チーム学校」の構築を進めるため、「チーム学校運営推進法案」が現在継続審議となっており、教育環境の充実のため早期に成立することを願っております。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、是非とも、政府においては、以下の事項を実施するよう要望します。

記

1. OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、計画的な教職員定数改善を推進すること。
 1. 個別の対応が必要な子どもたちが増えている。一人ひとりの子どもの状況に対応するため、特別支援学級の一クラスあたりの児童生徒の定数を八人から、さらに改善を図ること。
 1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を二分の一に復元すること。
 1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月

山梨県北杜市議会議長 千野秀一

提出先

内閣総理大臣 安倍晋三殿
内閣官房長官 菅 義偉殿
文部科学大臣 松野博一殿
財務大臣 麻生太郎殿
総務大臣 高市早苗殿
以上です。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これから、発議第2号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第38 発議第3号 南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することの中止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります岡野淳君から提案理由の説明を求めます。

8番議員、岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

朗読をもって、説明とさせていただきます。

発議第3号

平成28年9月20日

北杜市議会議長 千野秀一様

提案者

北杜市議会議員 岡野 淳

賛成者

北杜市議会議員 清水 進

〃 相吉正一

〃 原 堅志

南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することの中止を求める意見書の提出について
地方自治法第109条第7項及び北杜市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のと
おり提出する。

提案理由

昨年9月、安保関連法案が成立し、この3月にこの関連法が施行されました。その中の1つ
にPKO法改正が含まれており、それに基づき11月には南スーダンに新たな任務（駆けつけ
警護など）を持った自衛隊が派遣されることが確定したと報道されました。

この新たな自衛隊の活動とは、従来のPKO活動と異なり武器を使用して治安維持活動が可能となったことです。日本の自衛隊は戦後の長い間、海外では自己防衛以外には武器使用は認められてきませんでした。自己防衛のみに限られていた武器使用が大きく変化し、南スーダンでの内戦の中で対立が激化した場合、自己防衛以外の目的で武器を使用する事態が起こる可能性があります。他国軍の兵士を守るための武器使用も可能になりました。

私たちは先の大戦において、国内外で多くの自国の若者が命を落とし、また、他国の人命も犠牲にしてきました。県の資料によると、この北杜市から出兵した若者の戦死者は、市全体でおおよそ2千人となっています。

今後、若者が自衛隊員として海外に派遣され、紛争・内戦に巻き込まれ、尊い命を落とす事態を招かないようこの案を提出するものであります。

南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することの中止を求める意見書（案）

政府はこの2016年11月に、南スーダンに新たな任務を持ったPKOへの自衛隊派遣を決め、先月からそのための訓練に入ったと多くのメディアが報道しています。新たな任務というのは「駆けつけ警護」などでこれまでのPKOの任務とは大きく異なり、自衛隊員だけでなく他国の軍隊や国連の指揮下のPKO部隊が危機の時、武器を使用し、警護するということです。マスコミは「自衛隊・新任務の訓練着手」「安保法運用で武器使用の可能性」などと報じているように大きな任務の変質になります。

日本はこれまでの戦後70年余、自衛隊が海外で武器を使い他国民を殺すことは皆無であったし、自衛隊員が海外で殺されることもありませんでした。これは私たち日本国民が誇れることです。しかし今回、自衛隊員がこの新たな任務で派遣された場合、「殺し、殺される」ことが現実味を帯びることは指摘されているとおり重大なことです。

先の太平洋戦争で北杜市内の旧8ヶ町村でも1,955人の若者が海外で命を落としました。全国300万人余の命が失われました。決して繰り返してはならないことです。北杜市内の若者も何人かは自衛隊に参加し、災害復旧や我が国の緊急自衛のために任務についています。それは海外で武力を行使することを念頭にした自衛隊参加ではないはずです。若者の命を大切にすることこそ地方自治体の任務であり、今回「南スーダンへの新たな任務による自衛隊の派遣の中止」を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月

山梨県北杜市議会議長 千野秀一

提出先

内閣総理大臣 安倍晋三殿

防 衛 大 臣 稲田朋美殿

以上であります。

○議長（千野秀一君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論ですか。

(「賛成討論です。」の声)

中村隆一君。

○21番議員(中村隆一君)

議案第3号 南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することの中止を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論に参加します。

11月から南スーダン、PKO、国連平和維持活動に陸上自衛隊第9師団、青森市を中心とする部隊が派兵されます。南スーダンにおいて安保法制戦争法に基づいて自衛隊の任務が拡大され、安全確保業務や駆けつけ警護を行い、任務遂行のため武器使用の拡大が許されれば日本人が殺し、殺されるという極めて深刻な事態が発生する可能性が現実化します。このことは戦後71年にわたって平和を守り続け、平和憲法9条を掲げ世界の平和に貢献してきた戦後日本のあり方を根底から覆すものであります。

戦後、自民党政権下で歴代内閣法制局長官は、憲法9条では個別的自衛権は認められるが外国を守る集団的自衛権は認められないと発言してきました。集団的自衛権は認められないという見解は法律の専門家である日本弁護士会・憲法学者の95%、歴代内閣法制局長官、そして最高裁元判事の共通認識であります。さらに自民党自身が推薦した参考人の国会での答弁でも、その違憲性は明確であります。

自衛隊の任務は、日本国民と国土を守るための専守防衛に限定されてきました。自衛隊の任務を拡大しての今回の南スーダンへの自衛隊派遣は、安保法制戦争法に基づくものとしても違憲な法律は無効であって、それに基づく行動は許されない。安保法制戦争法は成立しましたが、今こそその戦争法を発動させない戦いが私たちに求められています。日本人が殺し、殺される事態をなんとしても食い止めなければならない。

以上を述べて賛成討論といたします。

○議長(千野秀一君)

反対討論。

中嶋新君。

○15番議員(中嶋新君)

南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することを中止する意見書の提出について、反対の立場で討論をいたします。

まず、反対の大きな要因を申し上げます。

今般の南スーダンへの何より世界の平和を希求する国連平和維持活動、PKOとして日本は2011年11月からインフラ整備を任務とする陸上自衛隊を派遣しております。

現在、昨年9月に集団的自衛権の行使を可能とした安全保障関連法が成立して、日本国民の総意として国会で成立しております。この国の安全保障関連法に基づき現在、政府で新しい任務の付与や派遣期間の延長のため、具体的な実施計画を慎重に検討、審議中であります。

最後に私たち北杜市議会は慎重に検討し、市民の多くの意見を審議し結論をもって国へ意見を申し上げるべきであります。

国の安全をより担保する関連法であります。新たな任務は、これから選択される、決して紛

争を助長するものであってはなりません。これは世界の平和を希求する日本国民の総意と思っております。

よって、今後の新たな任務による派遣の中止のみを求める意見書の提出は差し控えるべきと本案に反対いたします。

以上です。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

反対討論ですか。

（「賛成です。」の声）

清水進君。

○11番議員（清水進君）

発議第3号 南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することの中止を求める意見書の提出を求める発議につきまして、賛成の立場から討論を行います。

それは南スーダンの国連平和維持活動、PKOに11月から派遣予定の陸上自衛隊に対し戦争法、いわゆる安保法制で新たに可能となった駆けつけ警護と宿营地共同防護の訓練を始めております。この2つの任務とも、それまでのPKO法の枠を超えた武器使用の拡大を認めております。防衛省の内部文書で駆けつけ警護の一例として人質救出作戦を検討しています。この中では実際の作戦は武装集団を射殺することはおろか、万が一失敗すれば文民等を死亡させるリスクもあるとし、殺し、殺される軍事行動作戦になることを防衛省内部で認めております。派遣時に実際に新任務が付与されれば、自衛隊が戦後初めて殺し、殺されるという極めて深刻な事態が現実化しかねません。

以上により、発議を採択し意見書を提出することに賛成をいたします。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

小尾直知君。

反対討論。

○18番議員（小尾直知君）

反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど中村議員からもありましたけれども、戦争法という法はありません。それだけはしっかり覚えていただきたいと思います。

今回、この南スーダンの件については安全保障法制中の一部分であります。その一部分を捉えてあたかも戦争されるとか、戦争になるとか、そういうことがる喧伝されておりますが私は決してそうではないと思います。先ほどの稲田防衛大臣のさも確定したかのような意見書の中にありましたけども確定はしておりません。ただ準備が始まったというだけであって、これは当然であります。国連決議もなされていない、国会決議もなされていない、そんなものが確定するわけがないんです。そういうことも含めまして、PKOということについて、国際平和協力活動についても、たしかに任務の拡大によって自衛隊のリスクは増えると思いますけれども、これまでの条件下で国際平和協力活動を行っていた状況と比べると安全を確保する編成装備、法制度がしっかりすることでリスクは総体的に下がるということであります。

そもそも日本の議論には、そもそも論がございませぬ。日米同盟の維持を選択するならば、

その機能を強化する平和安全法制は大前提であります。そういう中で自衛隊が殺し、殺されるとか、徴兵制が導入されるとか、そういう見識不足からくる明らかな誤報やはじめからイデオロギーありきでレッテルを張り、国民の不安を煽り立てる反対派やメディアに私たちは聞きたい。そのことで自衛隊への志願者が減れば、国内の災害派遣も不十分なレベルになる恐れが十分ございます。そういうことを一度でも考えたことがあるんでしょうか。この点だけを見ても、いかに安全保障に無責任かが分かります。そういった意味を含めまして、反対討論いたします。

○議長（千野秀一君）

ほかに討論はありませんか。

原堅志君。

賛成討論ですか。

○7番議員（原堅志君）

賛成討論です。

まず、わか議会で昨年の暮れですか、この安保法制について慎重審議をお願いしたいということを全会一致でお願いしました。そのときに意見書を出しております。まず、その1点ですね。

そして強行採決が国会で行われました。皆さんのご存じのとおり。われわれはそのPKO法案に反対しているものでもなんでもございませぬ。今回、その個別自衛権と集団的自衛権という問題も含みますけども、この南スーダン、ここ一日、二日のうちに皆さんも報道等、見たと思いますけども、EC加盟国が南スーダンは危ないということで撤退もしているというような報道もあります。そうしたところへ駆けつけ警護という形で派遣することが果たして本当にいいのかどうかと。今回の案件につきましては、南スーダンに対して新しい任務で自衛隊を派遣することの中止を求める意見書であります。ぜひ、私はそういう意味からも本北杜市議会としてこの意見書を発議したい、また賛成したいと思いますのでぜひよろしくお願いいたします。

○議長（千野秀一君）

ほかにありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、発議第3号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第39・・・静粛に。

○議長（千野秀一君）

日程第39 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、会議規則第157条の規定に

より、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件につきましては別紙のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の件につきまして、やむを得ず変更が生じる場合は議長に一任をお願いしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（千野秀一君）

日程第40 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査につき閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりにすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

ここで白倉市長からあいさつがございます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議会定例会の閉会の日に貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

今議会の所信でも、また議会答弁の中でも私の政治姿勢や12年間の市政運営につきまして述べてきましたが、最後にご協力をいただきました皆さんに一言お礼のごあいさつを申し上げます。

重複する点もあるかと思いますが、ご容赦ください。

私は国から地方に生きてきた小さなバッチ族の思いをふるさとに具現化したいとの思いのもと、平成16年11月、新しい時代の新しいふるさとをつくろうと誕生した北杜市の初代市長として市民の皆さんの温かいご支持をいただき、市政執行の重責を担うことになりました。

そして北杜市の礎を築き、力みなぎるふるさとをつくるため市民とともにを念頭に市議会と両輪となり、職員と一緒に全力で市政に取り組んでまいりました。財政の健全化を一丁目一番地と位置づけ、後世に負を残さない持続可能な自治体を目指し、骨太な北杜市をつくるため行財政改革に取り組んでまいりました。

その結果、大幅に改善したことから国や県からも高い評価をいただいているところでありま

す。市民の皆さんに痛みを伴ったことも事実ですが、ご理解・ご協力をいただいたことに心より重ねて感謝を申し上げます。

また将来の北杜市を担う子どもたちのために原っぱ教育の推進を掲げ、夢を持ち次代を切り開く心身ともにたくましい北杜の子どもを指標に体力の向上、学力の育成、そして特に郷土愛の育成に努めてまいりました。人づくりはふるさとづくりの原点であります。ご理解・ご指導をいただいた学校の先生方をはじめ、関係者の方々に頭が下がります。

さらに本市は高齢化率が35%と高いにもかかわらず、介護保険料は基準月額4千円と県内では最も低い状況であります。これは元気老人が多く健康長寿であることの表れですが、地域ぐるみで高齢者の介護予防推進と絆社会の成果ともいえるものであります。今後も引き続き地域での支え合いに期待しております。

一方で少子化による人口減少は、ふるさと存亡の危機でありますので保育料第2子以降完全無料化、子育て支援住宅の整備、子育て世代マイホーム補助金の創設などの子育て支援策、移住定住に積極的に取り組んでまいりました。企業誘致においてはベンチャー企業を中心に誘致に努め、平成19年には企業立地に特色ある取り組みをしている市町村として県内では唯一、経済産業省から選定されました。現在では本市が山紫水明日本一であることなどから、24社くらいの企業型農業生産法人が参入し、450人を超える雇用が創出されました。また農業企業コンソーシアムを組織して六次産業化の研究も進められており、大変ありがたいことであります。これからも安全・安心日本の台所として注目されることを期待するものであります。

また地方創生は連携の時代でもあります。本市は連携が活発ですが、さらに連携を図っていただきたいと思います。

こうした中で首都圏から移住してみたい県として山梨県が最上位を争う中、本市への移住希望者は圧倒的に多く、また昼間の人口が夜間人口よりも多い存在感ある自治体、注目される北杜市になってきました。また本市には素晴らしい自然環境はもとより魅力的なイベントも多数あり、住んでいる人が誇りを持ち、都会の人や観光客の足が、心が自然と北杜市に向かう一流の田舎まちであります。

今後も北杜市は第2、第3のふるさとだという人をたくさんつくっていただきたいと思います。

さて私が12年間、北杜市運営のかじ取りを行ってきたことができたのもご支持・ご協力をいただいた市議会の皆さまをはじめ市民の皆さま、そして私を支えてくれた職員の皆さんのおかげだと思っています。本当にありがとうございました。

これからも北の杜、無限の夢に抱かれて心ひとつにふるさと創る。大きく前進していただきたいと思います。

北杜市の運営は新たな体制に委ねますが、任期満了後は一市民として市政発展のために陰ながら応援していく所存であります。

12年間、ありがとうございました。

○議長（千野秀一君）

8月30日に開会されました本定例会におきましては、議員各位には慎重な審議をいただき、また市当局の皆さまには丁寧な答弁をいただき、誠にありがとうございました。

おかげさまでもちまして、22日間の予定された全日程を無事終了することができました。

今定例会は私たちも議員の任期最後の定例会でありました。合併から12年、北杜市は厳し

い財政状況の中、将来の安定的な行財政を目指して議会と執行が両輪となって審議、判断をしてきました。市のテーマ「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」は市長の提唱した原っぱ教育、ベンチャー自治体、一流の田舎まち等の取り組みにより各方面から高い評価をいただくまでになりました。議員としても一市民としても喜ばしく感じているところであります。

今後も北杜市がますます発展することを切に願うところであります。

終わりに私が議長に就任させていただいて以来、議員各位、ならびに白倉市長をはじめとする執行部の皆さまには議会運営に各段のご高配を賜りましたことを深く感謝申し上げ、平成28年第3回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時15分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するために
ここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	高 橋 一 成
議 会 書 記	清 水 市 三